

目 次

○第1号（12月6日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
町長挨拶.....	4
開会・開議.....	4
諸般の報告.....	4
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	5
日程第 2 会期の決定.....	5
日程第 3 承認第 3号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に 係る専決処分の報告と承認を求めることについて.....	5
日程第 4 議案第58号 吉岡町税条例の一部を改正する条例.....	7
日程第 5 議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する 基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介 護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例の制定.....	8
日程第 6 議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定.....	15
日程第 7 議案第61号 吉岡町道路構造条例の制定.....	18
日程第 8 議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定.....	19
日程第 9 議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例.....	21
日程第10 議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例.....	23
日程第11 議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）.....	31
日程第12 議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第2号）.....	36
日程第13 議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）.....	37
日程第14 議案第68号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第3号）.....	38

日程第 15 議案第 69号 平成 24 年度吉岡町水道事業会計補正予算(第 2号).....	39
日程第 16 同意第 3号 吉岡町公平委員会委員の選任について.....	40
日程第 17 同意第 4号 吉岡町公平委員会委員の選任について.....	41
日程第 18 議長報告 請願・陳情の委員会付託について.....	42
散 会.....	43

○第 2号(12月13日)

議事日程 第 2号.....	45
本日の会議に付した事件.....	45
出席議員.....	46
欠席議員.....	46
説明のため出席した者.....	46
事務局職員出席者.....	46
開 議.....	47
日程第 1 一般質問.....	47
山畑祐男君.....	47
齋木輝彦君.....	66
神宮 隆君.....	81
金谷重男君.....	98
南雲吉雄君.....	117
小池春雄君.....	128
散 会.....	143

○第 3号(12月14日)

議事日程 第 3号.....	145
本日の会議に付した事件.....	146
出席議員.....	147
欠席議員.....	147
説明のため出席した者.....	147
事務局職員出席者.....	147
開 議.....	148
日程第 1 委員会議案審査報告.....	148
日程第 2 承認第 3号 平成 24 年度吉岡町一般会計補正予算(第 3号)に	

		係る専決処分の報告と承認を求めることについて.....	1 5 0
日程第 3	議案第 5 8 号	吉岡町税条例の一部を改正する条例.....	1 5 1
日程第 4	議案第 5 9 号	吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する 基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介 護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例の制定.....	1 5 1
日程第 5	議案第 6 0 号	吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定.....	1 5 2
日程第 6	議案第 6 1 号	吉岡町道路構造条例の制定.....	1 5 2
日程第 7	議案第 6 2 号	吉岡町道路標識条例の制定.....	1 5 2
日程第 8	議案第 6 3 号	吉岡町下水道条例の一部を改正する条例.....	1 5 3
日程第 9	議案第 6 4 号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例.....	1 5 3
日程第 10	議案第 6 5 号	平成 2 4 年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）.....	1 5 5
日程第 11	議案第 6 6 号	平成 2 4 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）.....	1 5 5
日程第 12	議案第 6 7 号	平成 2 4 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）.....	1 5 5
日程第 13	議案第 6 8 号	平成 2 4 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 3 号）.....	1 5 6
日程第 14	議案第 6 9 号	平成 2 4 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）.....	1 5 6
日程第 15	同意第 3 号	吉岡町公平委員会委員の選任について.....	1 5 7
日程第 16	同意第 4 号	吉岡町公平委員会委員の選任について.....	1 5 7
日程第 17	請願・陳情審査報告.....		1 5 7
日程第 18	請願第 1 号	「米軍垂直離着陸輸送機 M V 2 2 オスプレイ及び米 軍艦載機の吉岡町上空での飛行訓練禁止を求める意 見書」の提出を求める請願.....	1 5 9
日程第 19	陳情第 8 号	「垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中 止を求める意見書」採択に関する陳情.....	1 6 2
日程第 20	陳情第 9 号	安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大 幅増員を求める陳情.....	1 6 3
日程第 21	陳情第 10 号	介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情.....	1 6 3
日程第 22	発委第 1 号	安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・ 大幅増員を求める意見書.....	1 6 5
日程第 23	発委第 2 号	介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書.....	1 6 7

日程第 2 4	議会議員の派遣について.....	1 6 9
日程第 2 5	総務常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 7 0
日程第 2 6	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 7 0
日程第 2 7	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 7 0
日程第 2 8	議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	1 7 1
日程第 2 9	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査について.....	1 7 1
日程第 3 0	J R 仮称吉岡駅誘致特別委員会の閉会中の継続調査について.....	1 7 1
町長挨拶.....		1 7 2
閉 会.....		1 7 2

平成24年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成24年12月6日（木曜日）

議事日程 第1号

平成24年12月6日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 3号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑)
- 日程第 4 議案第58号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 5 議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
(提案・質疑)
- 日程第 6 議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定
(提案・質疑)
- 日程第 7 議案第61号 吉岡町道路構造条例の制定
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）
(提案・質疑)
- 日程第12 議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
(提案・質疑)
- 日程第13 議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
(提案・質疑)

日程第 1 4 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

（提案・質疑）

日程第 1 5 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（提案・質疑）

日程第 1 6 同意第 3 号 吉岡町公平委員会委員の選任について

（提案・質疑）

日程第 1 7 同意第 4 号 吉岡町公平委員会委員の選任について

（提案・質疑）

日程第 1 8 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

陳情第 9 号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

陳情第 1 0 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	吉澤健二君
健康福祉課長	守田肇君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	大塚茂樹君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

町長挨拶

議長（近藤 保君） 本日、平成24年第4回吉岡町議会定例会が始まるわけですが、開会に先立ち、石関町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。朝早くから大変ご苦労さまでございます。

平成24年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

12月に入り、何かと気ぜわしい季節となりました。また、衆議院解散総選挙ということで、一層慌ただしく感じます。

本日、12月定例会が議員各位の出席のもと開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

議員皆様には、秋の各種行事への参加や、また積極的に議員研修を重ねられ、精力的に活動されていると聞いています。厚く御礼を申し上げます。ぜひ研修の成果をこれからの議会活動に生かしていただきたいと思っております。

さて、本定例会では、承認1件、議案12件、同意2件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案どおり可決及び承認、同意をくださいますよう、お願いを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしく願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話さまになります。

開会・開議

午前8時59分開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成24年第4回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（近藤 保君） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

請願・陳情文書表、例月出納検査結果報告、一部事務組合議会報告、渋川広域組合議会、

委員会研修報告、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会。

以上、お手元に配付したとおり、諸般の報告をいたします。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、4番平形 薫議員、5番山畑祐男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より委員会報告を求めます。

南雲議員。

〔議会運営委員長 南雲吉雄君登壇〕

議会運営委員長（南雲吉雄君） 報告を行います。

去る12月3日午前9時より議会運営委員会を開催し、平成24年第4回定例会の会期日程について協議を行いました。その結果を報告します。

会期は本日12月6日午前9時開会、13日午前9時再開、一般質問を行い、14日議案審査を行い、最終日と決定しました。会期は9日間であります。

以上、報告を終わります。

議長（近藤 保君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの報告のとおり、会期は本日から14日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの9日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 承認第3号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第3、承認第3号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

承認第3号は、平成24年度吉岡町一般会計補正予算にかかわる専決処分の報告と承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分は、平成24年1月16日に衆議院が解散したことにより、今月16日に執行される衆議院議員の解散総選挙にかかわる選挙執行経費の必要が生じたため、1月16日付をもって予算の専決をさせていただいたものでございます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,138万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,390万4,000円とするものです。

詳細につきましては、財務課長をして説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 衆議院議員の解散総選挙により特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正の予算書をごらんください。

平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）は、次の定めによるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正でございます。

3ページをごらんください。

歳入でございますが、15款県支出金769万3,000円を追加し、6億2,566万6,000円とさせていただき、18款繰入金368万7,000円を追加し、2億3,134万4,000円とさせていただき、内容につきましては、3項県委託金、衆議院議員選挙費として県からの内示額でございます。

次に、歳出でございますが、5ページをごらんください。

2款総務費1,138万円追加し、10億1,992万円とさせていただくものでございます。内容につきましては、4項選挙費でございますが、1,138万円追加させていただくものでございます。

この関係につきましては、11ページ、事項別明細書にありますが、投票管理者などの報酬、投開票事務従事者手当、投票施設設置委託料、選挙用備品などの経費でございます。

町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号は総務常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は総務常任委員会に付託します。

日程第4 議案第58号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第58号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第58号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みが導入されたため、吉岡町税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

なお、詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 固定資産税の課税標準の特例措置について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限・下限の範囲において条例で決定できるようになりました。

通称わがまち特例といいまして、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、下水道除外施設に係る課税標準の特例措置でございます。公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除外施設に対して講じる特例措置として、課税標準の軽減について4分の3とするものでございます。

除外施設とは、事業者等が水質基準を超過した排水を水質基準に適合するために設置するものでございます。例といたしましてpH調整槽（酸性またはアルカリ性の排水を中性化する設備）、また加圧浮上分離装置（油脂や浮遊物質を除去する設備）などがございます。

それでは、吉岡町税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。右側が現行、左側が改正案ということをお願いするものでございます。

「附則第10条の2」を「附則第10条の3」とし、附則第10条の次に次の1条を加える。「（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）第10条の2」で町の条例で割合を4分の3とするものでございます。

町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務常任委員会に付託したいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は総務常任委員会に付託します。

日程第5 議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）が施行されたことにより、本条例の制定が必要となったため。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

お手元にこの議案と同時に「みんなのあんしん介護保険」の手引があることをご確認ください。

この条例制定理由は、先ほどの町長の提案理由で説明のとおりであります。制定する考え方については、事業者・施設の指定基準は、従来は一律に厚生労働省令、国の基準で定められていましたが、制度改正により指定権者、いわゆる吉岡町が条例で定めることとなりました。

どのように定めるかについては、今までの国基準が項目ごとにあります。1、従うべきもの、2、標準とするもの、3、参酌するものに分けられます。

指定権者とあるのは、地域密着型サービスについては、吉岡町です。

具体的には、「みんなのあんしん介護保険」、こちらの手引の20ページをごらんになってください。

この中に、地域密着型サービス、住みなれた地域で受けるサービスが20ページと21ページに記載されておりますが、この20ページの下段、下の段の右側、認知症対応型共同生活介護、それと括弧書きにあります介護予防認知症対応型共同生活介護についての条

例を定めるというものであります。

該当する施設は、吉岡町の上野田にありますグループホームベルジ吉岡たやの家と、漆原にありますグループホーム一番星、それぞれ認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護の施設ですが、介護予防認知症対応型共同生活介護の入居者は現在はいません。しかし、対象者が今後入居することを考慮して、あわせて条例制定をするものです。

今後、次期介護保険事業計画に整備計画をした場合、手引にあるそれぞれのサービスについて、指定基準の条例制定をしていくこととなります。

このことは、ごらんになっていただいている20ページ、21ページの、例えば20ページの定期巡回巡視対応型訪問介護等を計画に盛り込む段階で条例として改めて制定をしていくということでありませぬ。

それでは、条例のほうに、本文のほうに入らせていただきます。

この条例の構成は、第1章、総則から始まりまして、第2章、認知症対応型共同生活介護、第1節から第4節まで、それから第3章介護予防認知症対応型共同生活介護からありまして、第1節から第5節の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準と附則となっております。

第1章、総則、第1条の趣旨であります。この条例は、介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとしております。

今までの国基準が項目ごとに、従うべきもの、標準とするもの、参酌するものに分けられますが、この条例では、今までの国基準が項目ごとに、従うべきもの、標準とするもの、の基準がそのほとんどであります。

参酌するものとしては、第2章、第26条をごらんになっていただきたいと思いますが、第2章、第26条第1項第7号のいわゆる運営規程であります。その「暴力団排除」については独自の規定です。

次に、第41条をごらんになっていただきたいと思いますが、第41条第2項後段の「その完結の日から5年間保存しなければならない。」規定は、吉岡町の文書管理規程により2年から5年と独自規定とし、次の42条であります。指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準、第42条第1項第2号の「吉岡町暴力団排除条例（平成24年吉岡町条例第15号）第2条第1号及び第2号に規定する者を除く。」、このことも独自規定であります。

そして、第3章をごらんになっていただきたいと思いますが、第3章、第49条をお願いします。運営規程であります、第49条第1項第7号「暴力団排除」、これも独自規定です。

次の50条をごらんになっていただきたいと思いますが、この記録の整備につきましても、第50条第2項後段の「その完結の日から5年間保存しなければならない。」規定は、吉岡町の文書管理規程により2年から5年と独自規定とし、第5節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これの第56条をごらんになっていただきたいと思いますが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準の第56条第1項第2号「吉岡町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する者を除く。」は、独自規定となっております。

参酌する基準としまして、それぞれの部分規定として定めさせていただくものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 大変、今、新条例の制定のご説明を受けましたのですけれども、ちょっと基本的なことがわからないところがあるので、一、二点お尋ね申し上げます。

1つは、今回この改正の大もとになりました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これがもとになっているということでございますけれども、この法律改正は平成23年法律第37号ですね、これについては今後、この後の議案で道路構造条例、それから道路標識条例、それから水道条例の一部を改正する条例、水道事業給水条例、これも全部絡まっているわけでございます。この法律について、どのような経緯でこれが制定されたのか、こういうあれでみんな絡まってくるわけです。ということでもありますので、この法律の概要と、それから今ご説明いただきました、これまでは介護保険法でこの認知症の関生活介護等とは、それと、もう一つの介護予防認知症の対応型共同生活介護、こういうものはそういうあれでやっていたと思うのですけれども、この両者の差異、違いがちょっとよく内容がわからないので、この点についてもご説明お願いしたいと思います。

以上です。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） お尋ねの地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律につきましては、内閣府関係第1章から始まりまして、健康福祉課のほうで該当します先ほどの条例の制定をした厚生労働省関係が第4条にありまして、最終的には環境省関係第8章までございます。これにつきましては、その意義であります、それはそれぞれ地域の、この題名のとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令ということで、この意義はこの題名にあらわれているとおりでと思います。

そこで、内容的に「みんなのあんしん介護保険 わかりやすい利用の手引き」のほうで、認知症対応型共同生活介護と、それから介護予防認知症対応型共同生活介護の違いということを説明させていただきたいと思います。

現在、現場としては、上野田と漆原の2カ所、認知症対応型共同生活介護の施設があります。具体的にはたやの家と一番星であります。現在は、大きい字で書かれている、いわゆる括弧書きではない認知症対応型共同生活介護の施設として運営をしているわけですが、括弧書きのほうでその対象者がいれば、介護予防の認知症対応型共同生活介護としての機能もあるということで、この条例として制定を同時にお願ひするものであります。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） この大もとになっている条例、これについていろいろ絡まってくるのですが、この辺の制定の経緯だとかというのは、内容はどういうふうにつながってこれはできたのだから、その辺のところをわかっておりましたらご説明をお願いしたいのですけれども、この全てに絡まる地域の自主性と自立性を、これは国のほうで各地方主権、そういうことでこれをつくったのだと思いますけれども、どんなふう絡まっているのか、これはすごく範囲が広いように感じ取れるのですけれども、この辺がわかりましたらご説明をお願いします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） まず、地域主権改革一括法の関係でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、地域主権改革は、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って進められた改革でありまして、この勧告に基づいて法律の改正がされたものでございます。地域の特性を生かして、あるいは地域に合ったように、今まであった条例や法律を地域に合った条例で制定をします。その中での義務づけ、枠づけの見直し、それから従うべき基準、あるいは参酌すべき基準、こういったものを見直して地域の特殊性、独自性を生かしてい

こうという改革の一端でありまして、それに関連する各地方自治体の条例を今後整備をしていくという中での今の条例の改正案でございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） この新条例についてもう1点お伺いしたいのですが、この中に介護、先ほどの介護予防認知症対応型共同生活介護、これは今は吉岡ではないということでございますけれども、認知症対応型通所介護、これについては現在の要介護認定者の中で、どのくらいいるか、おられるか。その辺のところを教えてください。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 現在のところ、要支援1、2、要介護1から要介護5までの方を合わせまして、現在のところ、きのう現在だと思っておりますが、640人ほどの認定をしております。その640人という数につきましては、計画書の3年を一区切りとしまして計画を立てているわけではありますが、この既に640人に達しちゃっている、きのう現在達しちゃっていると、そういう現状であります。

以上です。（「終わります」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） この中に、吉岡町暴力団排除条例第2条第1号及び2号に規定する者を除くというものが幾つか出てくるのですけれども、これはちょっと中身もいっぱいあるので、この中でその暴力団排除条例によるものというのは、これでいうと、何条何項何というのでいっぱいあるので、もっと平たく言うとどういうふうになっていますか。幾つかありますけれども。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 平たくというか、こういう施設を運営する基準をつくるということでもありますので、吉岡町が持っております暴力団排除条例に独自規定としまして、この条例の中に盛り込んだということでもあります。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それでは、これはいわゆるその暴力団の見分け方ですね。見分け方。基準はつくったけれども、その見分け方というのは、しっかりしたものを町は持っているの

ですか。後になってからそうだったということがないようになのだと思うのですけれども、町のちゃんとした見分け方。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 吉岡町の暴力団排除条例が制定されたことによりまして、その暴力団であるかどうかの見分け方でございますが、この条例が制定されておりますと、照会をすることができます。こういった人が暴力団に指定されているかどうかを警察のほうに照会をしてその回答を得るということで、この条例がないと、その警察のほうも照会に応じてくれないわけですが、排除条例があることによって照会を調べてくれる。その結果に基づいて暴力団であるか、暴力団でないかの判断ができるというような、そのために制定をした条例を今回はこの中に活用していきたいということだというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） さっきの回答でちょっと不十分だったのですけれども、この中にその暴力団排除条例に、何条か関係するものが3つか4つぐらいあったと思うのですけれども、このケースはこういう場合です、このケースはこういう場合です、このケースはこういう場合ですという説明をしてください。幾つか出ていましたよね。各1条から56条までありましたよね。その中に暴力団関係が幾つかありましたけれども、これはこういうケース、これはこういうケース、これはこういうケースという説明をしてください。この中で暴力団に関するもの全てですね。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） お答えします。

最初に、第2章の運営規程では、第26条としまして暴力団の排除を運営規程としての排除を規定しております。

それから、42条につきましても、地域指定密着型サービス事業者の指定に関する基準として、この中で42条として暴力団排除条例で、その中で暴力団となる人については排除するというので、独自の規定としております。

それから、今度は介護予防認知症対応型共同生活介護としての運営の規程として、先ほども話をした暴力団排除を独自の規定としております。

次に、地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準として、その暴力団排除条例で暴力団を排除するというのを独自規定としているのが56条ということになります。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことを受け、公営住宅法が一部改正されることに伴い、町営住宅等の整備基準を定めるため、吉岡町町営住宅等整備基準条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 町長の補足説明をさせていただきます。

地域主権改革一括法が成立したことを受けまして、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、従来国土交通省令で定められた公営住宅等の整備基準につきまして、公営住宅法第5条第1項、「公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体で条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。」及び同法第5条第2項の「事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例

で定める整備基準に従い、これにあわせて共同施設の整備をするように努めなければならない。」とのことから、この規定に基づきまして、町営住宅等の整備基準を定めるために、本条例を制定するものでございます。

条文の内容でございますが、基本的には国土交通省令で定めます整備基準を参酌した内容となっております。

第1条から第2条で、本条例制定の趣旨と本条例で使用する用語の定義について規定しております。

第3条から第5条は、良好な居住環境の確保等、町営住宅等を整備する上で考慮・配慮すべき内容の総則につきまして規定しております。

第6条から第7条につきましては、敷地の基準についてでありまして、建設敷地の位置の選定、また敷地の安全等を確保するために講ずる必要な措置を規定しております。

第8条から第13条は、町営住宅の基準につきまして、住棟等が敷地内及びその周辺地域の良好な居住環境を確保するために、日照、通風等の考慮すべき内容、また住宅、住戸及び住戸内におきまして、バリアフリー対策等の講じるべき措置を細部にわたり規定しております。

第14条から第17条につきましては、広場や緑地、集会所等の共同施設の基準を規定しております。

第18条は委任事項で、本条例の施行に関する必要事項を別途規則で定める旨を規定しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） この住戸の基準についてちょっと3なのですけれども、町営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置と、普通一般住宅には化学物質なんていうのは考えられないわけですが、それとその衛生上の支障の防止を図るための措置というのは、どういうことなのか。その点についてお願いたします。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 化学物質の発散でございますけれども、これは建物の中に含まれている建材、建材の中に含まれている化学物質でございます。主にホルムアルデヒドとかV

OC、人体に影響のある化学物質、こういったものの発散を防止するための措置を講じなければならぬということで、それが含まれている建材は使わないようにするというか、最小限にとどめるということが、この条文の中に盛り込まれているというふうに考えられると思います。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。
平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） 今の質問に関しましてもう1点だけお聞きしたいのですが、数年前にアスベストを建材に使ってはいけないうことで、点検をなさったと思うのですが、もう一度ここで確認させていただきたいのですが、この町営住宅にはアスベストは使われているのか、いないのか、それは点検したのか。それで、その結果、使われていなかったのかどうか。そこをお答え願いたいと思います。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 石綿の関係でございますが、数年前に検査をいたしました。それで、当初そのアスベスト等の基準も基準内におさまっていたわけでございますが、それから基準が厳しくなってきた等の関係もありまして、町営住宅でいえば下野田、北下団地におきましては、その台所の天井の建材の中に、耐火の建材でございますが、その中に一部含まれております。それで、本宿団地につきましては、1階、2階の部分の天井の吹きつけの塗装というか、そういうものになっております。その部分について、天井の部分で含まれております。そういったことでございますが、飛散するというか、そういうものではないということでございます。それで、本宿団地につきましては、室内の空気を何カ所か測定いたしまして、飛んでいないということで定着をしているということで、早急な改修等は必要ないということで判断をしております。建てかえ等につきましては、適正に処分をした中で行いたいと考えております。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第7 議案第61号 吉岡町道路構造条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第61号 吉岡町道路構造条例の制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第61号、地域主権改革一括法に伴う吉岡町道路構造条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことを受け、関係法律である道路法第30条の改正に伴い、吉岡町道路構造条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては産業建設をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

道路構造令は、道路を新設、または改築する場合に、その道路構造の一般的技術的基準を政令で定めているものでございます。

このたびの地域主権一括法が成立したことを受けまして、道路法第30条の内容といたしましては、道路の構造の基準を定めているところでありますが、この30条の改正に伴いまして、都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準につきましては、同法第30条第3項の規定に基づきまして、設計車両、建築限界及び橋等の設計自動車荷重に関するものを除きましては、当該道路の道路管理者であります地方公共団体が定めることとなりました。

それでは、条文の内容でございますが、第1条から第2条で、本条例を制定する趣旨と本条例で使用する用語の定義について規定しております。また、第3条から第44条まで、道路の区分、車線等、車線の分離等、路肩、歩道、曲線半径、曲線部の片勾配、縦横断勾配、排水施設、交通安全施設などの道路構造の一般的技術的基準を規定する内容構成となっております。

以上、雑駁ではございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願
いたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は、産業建設常任委員会に付託したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第8 議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定

議 長（近藤 保君） 日程第8、議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関す
る法律が成立したことを受け、関係法律である道路法第45条の改正に伴い、吉岡町道路
標識条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求め
るものでございます。

詳細につきましては産業課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますよ
うお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 町長の補足説明をさせていただきます。

議案第61号と同様、このたびの地域主権改革一括法が成立したことを受けまして、道
路法第45条、第45条につきましては、道路標識等の設置について定めているところで
ございますが、その改正に伴いまして、同法第45条第3項の規定に基づき、都道府県道
及び市町村道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される

補助標識の寸法について、内閣府令・国土交通省令で定めるところを参酌いたしまして、当該都道府県道または市長村道の道路管理者である地方公共団体が定めることとなりました。

条文の内容でございますが、第1条は、本条例を制定する趣旨を規定しております。

第2条では、道路標識の種類及び番号につきまして規定をしております。

第3条、第4条では、案内標識の寸法について規定しております。

第4条では、警戒標識の寸法につきまして、第5条では、案内標識または警戒標識に附置される補助標識の寸法について規定しているところでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ちょっとお伺いします。この案内標識、警戒標識を、これは条例で定めるということなのですが、路面の標示、指示標示、中央線とか進行方向はこっちですとか、停止線だとか、道路標示については、規制標識、これは公安委員会の設置だと思っておりますけれども、この道路標示部分についても道路管理者の標示でできるもの、路側線とか、そういうあれがあると思っておりますけれども、そういうものについては別に標識の条例の中には入れなくて、これはまた道路法で規定された措置にしたのであれば、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今回の条例の制定につきましては、道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について定めるものでございまして、議員おっしゃる、そういった区画線とか、そういったものは道路法第45条の規定に基づきまして行われるところでございます。設置されるところでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号は、産業建設常任委員会に付託したいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は産業建設常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。再開を10時15分といたします。

午前 9時56分休憩

午前10時14分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

改正の内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法（昭和33年法律第79号）が一部改正されたことに伴い、下水道の構造、そして維持管理基準を定めるため、吉岡町下水道条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては下水道課長より説明させますので、ご審議、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、附属資料の新旧対照表で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

右側が旧で現行条例です。左側が新で改正案でございます。アンダーラインが引いてあるところは改正をお願いするところでございます。

まず、目次の「第5章雑則 第6章罰則」を「第5章公共下水道の構造の基準等（第2

0条 - 第25条)第6章雑則(第26条 - 34条)第7章罰則(35条 - 37条)」に、まず目次を改めるものでございます。

次に、第1条中「公共下水の管理」の次に、「及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等」を加え、第2条中、第11号を第13号とし、第5号から10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に「第5号 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。第6号 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。」の2号を加えるものでございます。

2ページをごらんください。

第4章の次に次の1章を加えるものでございます。第5章としまして、ここで公共下水道の構造の基準ということで、第20条につきましては、公共下水道の構造の技術上の基準を定めるものでございます。

第21条につきましては、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を選定するものでございます。

第22条、排水施設につきましては、排水施設の構造の技術上の基準を定めるものでございます。

第23条につきましては、処理施設の構造の技術上の基準を定めるものでございます。

第24条につきましては、これの適用除外ということで、1号、2号を定めているものでございます。

第25条、これにつきましては、終末処理場の維持管理に関する基準ということで、1号から6号までを定めるものでございます。

次に、第4章の次に、第5章を新設したことによりまして、第5章中、第23条の5を第29条の5とし、第20条から23条の4までを繰り下げ、同章を第6章とするものでございます。

第23条の6中「23条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第29条の6とするものでございます。

次に、23条の7中「23条の3第1項」を「第29条の3第1項」に、「第23条の4第1項」を「第29条の4第1項」に改め、同条を第29条の7とするものでございます。

次に、23条の8中「第23条の4第1項」を「第29条の4第1項」に改め、同条を第29条の8とするものでございます。

6ページをごらんください。

第24条中「23条第1項」を「第29条第1項」に、「第23条の5」を「第29条の5」に改め、同条を第30条とするものでございます。

次に、第28条を34条とし、25条から27条までを6条ずつ繰り下げるものがございます。

次に、6章を7章とし、29条中「第20条」を「第26条」に、「第24条第2項」を「第30条第2項」に、「第21条」を「第27条」に改め、同条を第35条とするものがございます。

次に、第30条を36条に、第31条を第37条とするものがございます。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は平成25年4月1日から施行する。
経過措置としまして、第2項、この条例の施行日に既に存する施設で第21条から第23条の規定に適合しないものについては、なお従前の例によるものがございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第10 議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

改正の内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、水道法（昭和32

年法律第177号)が一部改正されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定めるため、及び安全で安定した水の供給と将来的な水需要の確保を目的とした第4次拡張事業の実施に伴い、収益的支出の減価償却費が増加したことにより、健全な水道事業経営を遂行するため、給水収益の増加を目的とした水道料金の改定を行う必要が生じたため、吉岡町水道事業給水条例の一部を改正したいものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させていただきますので、ご審議、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長(近藤 保君) 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長(富岡輝明君) 町長の補足説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、附属資料の新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

右側が現行条例、そして左側が改正案でございます。アンダーラインが引かれているところが改正をお願いするところでございます。

まず、目次の「第7章 補則(第42条)」を「第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準(第42条-第44条)第8章 補則(第45条)」に改めるものでございます。

次に、第1条中「定める」の次に、「とともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める」を加えるものでございます。

次に、第25条中第1項の月額料金を次のように改めたいものでございます。

第1号、共用栓、これはアパート、集合住宅等に使用されているものです。の、基本料金は据え置き、超過料金1立方メートル当たり「11立方メートル~30立方メートルまで『108円』を『127円』に、31立方メートル以上を『128円』から『153円』」に改めたいものでございます。

第2号、専用栓、これは用途別で一般・大口・特別・営業であります。1ページをご覧ください。

一般用ですが、基本料金は据え置き、超過料金1立方メートル当たり「11立方メートル~30立方メートルまで『108円』を『127円』に、31立方メートル以上を『128円』から『153円』」に改めたいものでございます。

次に、大口用、これは家畜関係等ですけれども、基本料金200立方メートルまで「17,100円」を「19,200円」に、超過料金1立方メートル当たり201立方メートルから500立方メートルまで「107円」から「121円」に、501立方メートル以上を「132円」から「149円」に改めたいものでございます。

特別用、これは官公庁・学校関係です。基本料金50立方メートルまで「6,300円」を「7,100円」に、超過料金1立方メートル当たり51立方メートル以上を「125円」から「141円」に改めたいものでございます。

営業用、これはホテル・旅館でございます。基本料金を200立方メートルまで「29,000円」を「32,600円」に、超過料金1立方メートル当たり201立方メートルから500立方メートルまで「154円」から「174円」に、501立方メートル以上を「173円」から「195円」に改めたいものでございます。

今回お願いする料金の改定ですが、町長の諮問機関であります、水道事業の運営に係る調査研究懇談会に対し、今後の事業経営のあり方について諮問を行い、答申をいただいた結果を基本に据えて検討し、平成25年度から料金の改定をお願いしたいというものでございます。

水道事業の会計決算につきましては、平成19年度に料金改定を行いました。平成20年度に814万6,000円、平成21年度には1,734万5,000円、平成22年度には2,283万2,000円、平成23年度決算では2,792万9,000円の赤字決算が続いており、事業収益の積立金であります利益剰余金も、平成23年度決算時で残り5,353万円余りとなってきております。

赤字経営の主な要因としまして、第4次拡張計画に基づき実施しました平成16年度、17年度の第3浄水場の配水池築造工事、平成19年度に実施をいたしました第2浄水場の配水池築造工事、平成21年度に実施しました小倉3万トン調整池内のトンネル水原水調整井築造工事等に伴います減価償却費の増と考えております。

今回お願いをいたします料金改定に当たりましては、平成23年度決算及び平成24年度当初予算の数値を基準に、試算期間を平成25年度から平成27年度までの3年間で試算を行い、その結果を平成23年度決算及び平成24年度当初予算と比較した場合、おおむね3,000万円から3,100万円の値上げが必要との結果となりました。これに、水道事業が健全な経営を確保する上に必要な資金を内部に留保するため、事業収益をおおむね1,000万円程度含ませていただきまして、全体平均で約13%程度の値上げをお願いするものでございます。

また、水道事業の運営に係る調査研究懇談会からの答申にありました、基本料金以内で使用している使用者に配慮し、基本料金については福祉的配慮を加えることとし、共用栓及び専用栓の一般用の基本料金については据え置きとし、その部分を超過料金部分に割り振り、賦課をすることとしたものでございます。これにより、おおむね4,000万円程度の料金収入の増を見込み、今後の水道事業の経営の健全化を図りたいものでございます。

5ページをごらんください。

第7章中、第42条を第45条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加えるものでございます。

また、2ページにお戻りください。

新設で第7章、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準ということで、第42条におきましては、布設工事監督者を配置する工事を規定したものでございます。

第43条につきましては、布設工事監督者の資格を規定したものでございます。

次に、第44条、これにつきましては、水道技術管理者の資格基準を制定するものでございます。

重複説明になりますが、第6章の次に第7章を新設したことによりまして、第7章中第42条を第45条とし、同章を第8章とするものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 今、担当課長のほうからご説明がございましたが、恒常的にいろんな施設を拡充したことに伴い、そういった赤字が生じたというふうな形であります。この前の全員協議会でも資料等いただきましたが、ただ、経営改善に対するさまざまな方策があるかなというふうに思っております。これを町民に理解していただくために、どのような方策があるのかということをお聞きしたいということと、人件費等の提示とか、そういったものも細かく資料を見せていただければというふうに全員協議会のときに思ったわけですが、産業建設の中ではもっと詳しい説明がされるのではないかというような期待をしております。そういった意味で、こういった値上げに関して町民に理解してもらうためのそういった資料とか、そういったものは用意されるのかということをお聞きしたいのですが。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 料金の値上げにつきましては、当然町民の皆さんにご負担をいただくということでございますので、十分その辺は広報、またホームページ等を通じて周知のほうを図っていきたいと思っております。

また、その都度ですけれども、議会だより、また広報等を通じて、吉岡町の水道会計

事業の決算報告等はその都度なされており、先ほど申し上げましたとおり、毎年赤字決算が続いているというのは、町民の方も関心のある方は多少ご理解は得られているとは思いますが、今後なお一層町でもこの辺の周知はやっていきたいということで考えております。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔 2 番 金谷重男君発言 〕

2 番（金谷重男君） 2 番金谷です。27年度までというような見通しということで、一応料金改定はなされるわけですが、この後、28年、29年と、この後も厳しい状況が続くのかどうかというような見通しはいかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔 上下水道課長 富岡輝明君発言 〕

上下水道課長（富岡輝明君） これにつきましては、水道事業の中で、安心・安全でなおかつ低料金の水を供給する事業が水道事業の、公営企業の使命として考えております。その中ではおおむね3年から5年程度を見越した中で、事業の展開をしていきなさいということで指針も出されております。その中で、今回値上げをもし認めていただけるとすれば、平成24年度から27年度までは、試算では黒字決算が見込めるというような試算をしております。ただし、28年度にはこのままでいきますと、まだ上野原の浄水場等の施設整備がまだ第4次拡張計画で残っております。その辺を計画どおり実施していくとすると、28年度からまた再び赤字経営になってしまうということで、向こう3年間についての黒字等は見込めますけれども、これをいかに28年、29年ということで赤にいかないように持っていくというのが問われていると思っております。

それにつきましては、いろいろ措置も考えなくちゃならないのですが、施設の老朽化に対する更新をしているわけですが、なるべく施設の延命化を図りながら、その辺の支出を抑える等の施策をしながら、事業の経営または安定を図っていきたくて考えております。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

神宮議員。

〔 13 番 神宮 隆君発言 〕

13 番（神宮 隆君） お伺いします。今度の関係で減価償却費がかさんでこの引き上げということなのですが、具体的にはどんな、さっきから浄水場の拡張というようなことで、第4次の内容をお聞きしたのですが、第4次拡張事業、収益的支出の減価償却費が増加したと。その具体的に減価償却費の増加というのは、どんなものがどのように減価償却で乖離数が出たのか、その辺のところと、それから引き上げ部分について、一般用につ

いては、今13%、前の説明資料では12.6%というようなことでお伺いしているのですけれども、特に一般用の11立方から30立方、それから31立方、この使用の引き上げ率が17.6%、それから31立方以上が一般用で19.5%、19円、25円、それぞれほかから比べると、この引き上げ率が高くなっているのですけれども、この辺のところの定めた理由というのは、ありましたら教えてください。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、まず1点目の減価償却費がふえた原因でございますけれども、先ほど説明をいたしましたとおり、水道施設、第2、第3配水池の築造、またトンネル原水のパネル配水池の築造が大きな施設としてはありますけれども、更新の費用としまして、既に老朽化しています水道管、石綿管も含めまして、その辺の耐用年数というのが配水管につきましては40年、それぐらいと。その中で、耐用年数が来たものを延命化を図りながらやっているわけですが、毎年石綿につきましては1,000メートル程度の布設がえ、また新設も含めまして、その辺の施設の拡充に伴いまして、当然償却をしている額がふえているということで、大きな原因とすれば施設の築造が原因になっていきますけれども、その他につきましても、更新をしていく中で新たに試算がふえていく、それに対して減価償却費ということでございます。よろしく申し上げます。

それと、引き上げですけれども、これにつきましては、一般料金のおおむね、前回の中では説明したのが、要するに4,000万円程度の収益を見込むのには、おおむね12.6%ということでございます。これも実際に料金として改定案をする場合にですけれども、特別を抜かしまして、一般用は据え置きました。大口用につきましては、100円未満を基本料金については切り捨てをしました。端数調整させていただきました。

また、超過料金につきましては、今度は端数調整で10銭、20銭、30銭という10銭単位が出たのは、全部1円に切り上げさせていただきました。ということで、これにつきましては、切り上げた結果、12.6が17.6ということで、基本の料金がたまたま少ないために、1円がそのパーセントとか、極端に多くなったように見えますけれども、そういうことでございます。また、超過料金に対して基本料金の据え置き部分を割り振って上げてあります。ということで示してございます。

それで、実際に今回改定をされますと、吉岡町で一番使用している世帯が月に20立方使っている家庭が一番多いということでございます。その場合に、均一で上げた場合には、今回の改定では、改定というか、均等でいく場合には240円、一世帯、負担をおかけするところでしたけれども、基本料金を据え置いたままで、そこからその17.6%ということで掛けておりますので、20立方の場合には、240円のところが190円の負担で、

ここの負担をしていただく率は9.13%ということで試算をしてございます。

おおむね13%程度のところに平均でいくのですけれども、その場合には一般家庭用の料金でいきますと、34立方を使った世帯でちょうどその辺の平均世帯と思いますけれども、吉岡町の場合につきましては、20立方が一番使っている世帯ということでございますので、9.13%ほどの家庭が一番多いのかなということで考えております。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） わかりました。今年度の水道事業の交付金を見ますと、収益が3億6,500万、それで水道事業費が3億8,000万、今回の補正も含めてということになっているのですけれども、さきにいただいた資料を、「今後の水道事業のあり方について」という説明資料を見ると、平成24年度につきましては、収益が3億4,000万と、かなり低く見積もられて、これと支出が3億6,000万ということで、赤字が2,127万円、今年度、これを見るとかなり赤字幅がもっと多くなるような感じがするのですけれども、この辺の整合性というのは、この状況、今回の今年度の水道事業会計も見越し、もっと赤字がふえるような感じで、4,000万円でもいいのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） この辺につきましては、先ほど言いましたように、事業経営をしている立場から、なるべく経営の改善を図りながら、なおかつ料金の値上げというのを、例えば10年とか先を見越すのではなくて、おおむね3年から5年程度を見越した中で、なるべく低価格の料金で安全・安心な水道水を供給するという役目がありますので、その辺のところを踏まえまして、最低のところ、できる限りの手段としてこの4,000万円程度を見込ませていただければ、何とか最低でも3年間、計算上ですけれども、いけるということで考えております。よろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。3回目の質問なのですが、水道事業というのは水を売ることなのですが、その経営として収入がいろんなところから入ってくるというのは、水の収入だけあります。そういったことで、1つだけちょっと、一般質問でもまた私のほうでもしたいなと思っていることなのですが、ちょっと調べていてもらいたいのですが、富岡市で都市ガスを導入するというような話をちょっと耳にしております。今後、石綿管

等の取りかえとか、そういったことが、あるいは老朽管の取りかえというか、布設がえというようなこともあるわけですね。吉岡には、よくわからなかったのですけれども総務課長からちょっと聞きましたら、ガスの配管がサントリーまで行っているというような話も聞いております。上越市からずっと長野道を通ってというか、あの辺を通って富岡まで行き、そしてそれが東京のほうまで行っているというような話もあって、その支線がどうもこの吉岡町を通ってサントリーまで行っているのだというような話も聞いております。

そんなことで、そういったある自治体で、そんなことの取り組みと水道事業との絡みで、何ていうのですか、布設がえのときにそういうものをついでに入れてしまおうというふうな取り組みの中で、そういう都市ガスとか、そういったものが話されているのかなというようなことをちょっと思い起こしたわけですが、その辺のところを、これから布設がえするときに、そういう都市ガス事業との連携によって、事業の支出を減らすというような、そういう方法もあるのかどうかということを、ちょっと一般質問でもまたしたいと思うので、それまでの間にちょっと調べておいてもらえればと思いますが、よろしく願いします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

岩崎議員。

〔3番 岩崎信幸君発言〕

3番（岩崎信幸君） 前回、全員協議会で今後の水道事業のあり方について説明を受けた中で、改定料金案、一覧表の中で、工業用1立方当たり26円、改定料金案が30円、この項目が今回抜けておりますが、これについて説明をお願いします。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 工業用水、いわゆる三甲への給水でございますけれども、これにつきましては、吉岡町の給水条例の区切り上はしておりますけれども、条例としては別物でございます。三甲自体の水道用水供給の料金というのが、町が当時誘致したということで、町が独自に三甲と交渉をして料金を定めたものです。ですから、前回の19年の料金改定のおきましても、対象の外となっております。ですけれども、今回の料金改定につきましては、私どもの見解としましては、当然同じ土壌にのせるということで、三甲のほうには、今こういうことで吉岡町の水道事業の経営状態はこうで、料金改定を今検討しています。つきましては、ということでお話はしてあります。ということで、この料金の案が通りましたら、当然のことながら、三甲さんにも今回の場合には町として、誘致をした、町として別な工場だということで心得ているということで考えております。よろしく願いします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第11 議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,705万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,095万8,000円とするものであります。

今回の補正で財政調整基金の繰り入れを351万1,000円を追加し、1億9,500万8,000円といたします。

これにより、平成24年度12月補正後の財政調整基金の残高見込額は23億2,256万5,000円となります。

詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）をごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長の提案理由の中で申し上げますとおりでございます。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、当該区分ごとの金額等によるということで、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、説明につきましては補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明をさせていただきます。

それでは、10ページをごらんください。事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、12款分担金及び負担金1項負担金、補正額189万円減額。主なものは保育運営費保護者負担金（現年度分）279万円減額などがございます。調定がほぼ確定したことによるものです。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額504万6,000円追加でございます。主なものは4節障害者福祉費国庫負担金458万5,000円追加でございます。内容は介護給付費378万円追加などがございます。利用者がふえたことによる歳出増に伴う国庫負担分の追加でございます。

11ページをごらんください。

2項国庫補助金、補正額合計71万9,000円減額でございます。

10ページに戻りましてごらんください。

主なものは4目土木費国庫補助金緊急輸送道路特定建物調査事業補助金68万9,000円減額。これは入札差金によるものでございます。

11ページをごらんください。

15款県支出金1項県負担金、補正額252万4,000円追加でございます。主なものは介護給付費189万円追加でございます。利用者がふえたことによる歳出増に伴う県負担分の追加でございます。

12ページをごらんください。

2項県補助金、補正額合計452万1,000円追加でございます。

11ページに戻りましてごらんください。主なものは、1目総務費県補助金、緊急雇用創出基金事業県補助金121万5,000円追加でございます。見守り指導員の日数増によるものでございます。

13ページをごらんください。

17款寄附金1項寄附金、ふるさと納税109万9,000円追加でございます。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額合計546万7,000円減額でございます。主なものは、1目湧水対策施設維持管理基金繰入金897万8,000円減額。2目財政調整基金繰入金351万1,000円追加でございます。

14ページをごらんください。

20款諸収入5項雑入、補正額2,196万2,000円追加でございます。主なものは、管路施設移設補償費(移設工事費)2,194万5,000円追加などでございます。これは23年度分の補償工事分でございます。

次に、歳出ですが、これは15ページをごらんください。

1款議会費1項議会費については、補正額153万5,000円追加でございます。主なものは、人事異動に伴うものでございます。

次に、2款総務費1項総務管理費の補正額合計でございますが、16ページをごらんいただきたいと思います。補正額合計139万9,000円追加でございます。主なものは、1目一般管理費教育委員会事務局、学校教育室、見守り指導員賃金など、184万5,000円追加及び人事異動に伴う増減などでございます。

17ページをごらんください。

2項徴税費、補正額合計325万4,000円追加でございます。主なものは、嘱託賃金141万5,000円追加でございます。これは1項総務管理費1目一般管理費の賃金の振替でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、補正額7万4,000円減額でございます。

18ページをごらんください。

5項統計調査費、補正額合計2万2,000円減額でございます。

19ページをごらんください。

3款民生費1項社会福祉費、補正額合計1,321万4,000円でございます。

18ページに戻りましてごらんください。

主なものは4目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金、シルバー人材センター運営費補助金80万円追加でございます。

19ページをごらんください。

6目障害者福祉費19節負担金補助及び交付金、912万6,000円追加でございます。これは居宅介護等対象者増によるものでございます。7目医療福祉費20節扶助費、医療費469万2,000円追加でございます。

20ページをごらんください。

2項児童福祉費、補正額合計521万4,000円減額でございます。主なものは、3目児童保育費13節委託料、保育所運営委託料319万5,000円減額。調定がほぼ確定したことによるものです。5目学童保育事業費13節委託料、学童クラブ指定管理委託料153万9,000円の減額などでございます。

21ページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額合計186万5,000円追加でございます。主な

ものは、1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金、住宅太陽光発電システム設置補助金100万円追加などでございます。

22ページをごらんください。

2項清掃費、補正額合計1,067万9,000円減額でございます。

21ページをごらんください。

1目し尿処理費19節負担金補助及び交付金、広域組合負担金、し尿処理283万7,000円追加。

22ページをごらんください。

2目じんかい処理費19節負担金補助及び交付金、広域組合負担金、じんかい施設1,351万6,000円減額でございます。確定し精算したことによる増減でございます。

5款労働費1項労働諸費、補正額5万8,000円減額。広域組合負担金の確定によるものでございます。

23ページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費、補正額合計562万1,000円追加でございます。主なものは7目湯水対策施設維持管理費11節需用費、電気料400万円追加、15節工事請負費、小倉沈殿池補給管取出点変更工事972万3,000円減額、小倉沈殿池補給管埋設工事等876万8,000円追加でございます。これは仮設であったものを本設するものでございます。

24ページをごらんください。

7款商工費1項商工費、補正額合計23万1,000円追加でございます。主なものは、観光PR関係経費でございます。

25ページをごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費、補正額合計1,297万4,000円追加でございます。

戻りまして28ページをごらんください。

2目道路維持費15節工事請負費、道路維持補修工事1,431万円追加でございます。

24ページに戻りましてごらんください。

主なものは、2目道路維持費15節工事請負費、道路維持補修工事1,058万円追加でございます。これは側溝改修工事等緊急補修工事などでございます。

25ページをごらんください。

3目道路新設改良費15節工事請負費、道路改良工事外(単独)200万円追加でございます。これは町道原中・女塚線道路改良工事の擁壁追加工事などでございます。

4項都市計画費、補正額合計340万9,000円追加でございます。主なものは、2目都市施設費、不動産鑑定評価業務委託120万円追加でございます。これは南下城山防

災公園用地に伴うものでございます。3目下水道費、公共下水道特別会計繰出金220万7,000円追加でございます。

5項住宅費1目住宅管理費、屋上防水設計委託料170万円追加でございます。これは町営本宿団地屋上防水設計委託料の追加でございます。

26ページをごらんください。

9款消防費1項消防費、補正額合計639万6,000円減額でございます。2目消防施設費、渋川広域負担金、消防施設647万6,000円減額でございます。確定し精算したことによるものでございます。

10款教育費1項教育総務費、補正額合計76万2,000円減額でございます。主なものは、2目事務局費人事異動に伴う給料、共済組合負担金などでございます。

27ページをごらんください。

2項小学校費、補正額合計25万1,000円追加でございます。主なものは、2目教育振興費20節扶助費、名小要・準要保護児童就学援助費10万5,000円追加、対象者がふえたことによるものでございます。

3項中学校費、補正額合計46万2,000円追加でございます。主なものは、特別支援学級就学奨励費の増などでございます。対象者がふえたことによるものでございます。

28ページをごらんください。

4項社会教育費、補正額合計120万5,000円追加でございます。主なものは、4目文化センター費11節需用費、修繕料などでございます。非常放送設備非常電源ユニットバッテリー交換工事などでございます。

5項保健体育費、補正額123万1,000円でございます。主なものは、15節工事請負費、体育施設補修工事195万円減額でございます。駒小体育館屋根補修工事が少ない補修で済んだための減額でございます。

29ページをごらんください。

6項給食センター費、補正額436万7,000円追加でございます。主なものは、11節需用費、消耗品費（給食センター用）150万6,000円追加、修繕料（施設用）100万円追加でございます。内容は、食器、食缶等洗浄剤及びボイラーなど施設修繕料でございます。

30ページ以降は、給与明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,587万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、歳入で、歳入歳出差し引きで220万7,000円の一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

また、歳出では、第1款下水道費の第1目総務管理費におきまして、印刷製本費、また郵便料の追加をお願いするものでございます。第2目管渠管理費につきましては、マンホールかさ上げ工事等で209万4,000円の追加。また、第3目建設費におきましては、人件費で1,000円の追加による、総額220万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。
よって、議案第66号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第13 議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,025万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億606万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

歳入の部、国民健康保険税は、第3回定例会にて本算定により当初予算から4,912万円を減額させていただきましたが、本算定後に医療給付費分現年度課税分等の調定額の増額により2,025万4,000円の増額補正をするものです。税区分の詳細は8ページに記載のとおりです。

歳入歳出予算事項別明細書に戻っていただきまして、繰入金4,999万9,000円の増額ですが、国民健康保険基金からの繰り入れとして増額補正するものです。

歳出の部に移ります。7ページに移ります。

総務費の増額5,000円は、国保運営協議会の負担金としてのものです。

次に、保険給付費7,023万9,000円の増額補正です。内訳は一般職被保険者療養給付費に5,513万9,000円と退職被保険者等療養給付費1,000万円、退職被保険者等高額療養費5,100万円の増額ですが、来年の2月、3月の支払いに備えたものです。

次に、保健事業費9,000円の増額補正ですが、これは嘱託職員の社会保険料の増額のためのものです。

以上、町長の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第68号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第68号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第68号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1億5,290万6,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、歳入歳出で、歳入歳出との差し引き金額49万9,000円の一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

また、歳出の第1款農業集落排水事業費で第1目総務管理費におきまして、2,000円の追加、また第2目処理施設管理費で上野田処理施設及び北下・南下処理施設、また小倉・南下のマンホールポンプの電気料金におきまして49万7,000円の追加。総額で49万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第15 議案第69号 平成24年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第69号 平成24年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第69号 平成24年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

補正の内容につきましては、収益的収入及び支出において、収入で12万6,000円、支出で216万5000円の追加補正をお願いするものであります。また、資本的収入及び支出においては、支出で1,000円の追加補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、3条予算であります収益的収入及び支出におきまして、収入の第1款水道事業収益の第2項営業外収益で12万6,000円の追加補正をするものでございます。これは東京電力福島第一原発の事故にかかわる東電からの賠償金でございます。

また、支出の第1款水道事業費用第1項営業費用で216万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。これは主に南下の3号深井戸ポンプの稼働及び電気料金の値上げ等による増、並びにコンビニ納付取扱手数料の増によるものでございます。

次に、4条予算で、資本的収入及び支出におきまして、支出の第1款資本的支出第1項建設改良費におきまして1,000円の追加補正をお願いするものですが、これは人件費の増でございます。

よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第16 同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議長（近藤 保君） 日程第16、同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 同意第3号について、吉岡町公平委員の選任について説明をさせていただきます。

吉岡町公平委員会の委員が12月20日をもって任期満了となるため、次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

同意を求める者は富岡秀規氏であります。住所は、吉岡町大字南下700番地、生年月日、昭和26年1月11日生まれの61歳であります。同氏は、昭和44年に群馬県立渋川高等学校を卒業後、同年、神田郵便局に勤務され、その後、昭和48年に群馬県庁に奉職いたしました。また、在職中に中央大学法学部の通信制を卒業しまして、中之条土木事務所、前橋土木事務所、本庁の出納局、用地課、管財課、そして高崎土木事務所総務課など要職を歴任し、平成23年3月、群馬県庁を退職をされました。

温厚な性格であり、なお人事行政に見識も深く、同氏は公平委員として適任ですので、同意をお願いするものであります。

議 長（近藤 保君） 提案説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第3号は、総務常任委員会に付託いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第17 同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議 長（近藤 保君） 日程第17、同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

同意第4号 吉岡町公平委員の選任について説明させていただきます。

吉岡町公平委員会の委員が12月20日をもって任期満了となるため、次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものがあります。

同意を求める者は、齋藤・夫氏です。住所は、吉岡町大字漆原1085番地の5、生年月日は、昭和24年11月16日生まれの63歳です。

同氏は、昭和43年3月に福島県立会津農林高等学校を卒業後、同年、林野庁前橋営林局に入局され、総務課、大間々事務所長を歴任し、平成22年3月に関東森林管理局を退局されました。現在は、財団法人日本森林林業振興会前橋支部に勤務されております。

平成11年吉岡町に移住し、地元住民とのかかわりも深く、地域からも信頼され責任感も強い人です。

人格は高潔で、人事行政に見識も深く、同氏は公平委員として適任ですので、同意をお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 提案説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第4号は、総務常任委員会に付託します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は総務常任委員会に付託します。

日程第18 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

議 長（近藤 保君） 日程第18、議長報告を行います。

ただいま陳情2件を受理しています。

陳情第9号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、陳情第10号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

散 会

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時28分散会

平成24年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成24年12月13日（木曜日）

議事日程 第2号

平成24年12月13日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	吉澤健二君
健康福祉課長	守田肇君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	大塚茂樹君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

開 議

午前 8 時 5 7 分開議

議 長（近藤 保君） おはようございます。去る 1 2 月 6 日に開会された平成 2 4 年第 4 回吉岡町議会定例会が本日再開されました。

ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第 2 号により会議を進めます。

日程第 1 一般質問

議 長（近藤 保君） 日程第 1、一般質問を行います。

5 番山畑祐男議員を指名します。山畑議員。

〔 5 番 山畑祐男君登壇 〕

5 番（山畑祐男君） 5 番山畑です。通告に従って質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、1 2 月 1 日の上毛新聞紙上に、南下古墳群の公有地化の記事が記載されておりました。町当局の英断に敬意を表したいとの内容でした。渋川金井東裏遺跡での貴重な出土品が発掘されました。古代歴史の宝庫ですが、大切な町民の財産でもあります。私も、担当各位の皆様の努力に敬意を表したいと思います。

今、日本の将来を決める大切な衆議院選挙が行われている真っ最中でございますが、今、吉岡町議会でも将来の町の進むべき道を問う大切な議会が開催されております。吉岡町民の大切な財産を守り、夢の持てる吉岡町の将来を築くために、以下について質問させていただきます。

まず最初に、J R 吉岡新駅についてでございます。

町民の長年の夢でもある吉岡町の新駅設置についてお尋ねいたします。

これまでも新駅設置については何回か議会で論じられてまいりました。設置可能な時期もあったようでございますが、諸般の事情により、新駅の設置に向けての第一歩が厳しい状況のようでした。

しかし、ここに来て、新駅設置のための機運が熟してきたのではないのでしょうか。

ことし、町民を対象とした新駅設置のためのアンケート調査も行われました。先月 1 1 月 2 日に前橋工科大学の湯沢 昭教授より、公共交通基礎調査集計結果中間報告が行われました。その結果、湯沢教授の判定は「新駅設置は再考すべき」とのことでしたが、私はこの答申には納得いきません。

まず、新駅設置の必要性についてでございますけれども、公共交通機関が十分に整備されていない群馬県では、全国でも有数の車依存地域社会でございます。吉岡町民にとって

も決して例外ではありません。今や車は日常生活に必要な不可欠の道具であります。省エネや二酸化炭素削減のためにも公共交通機関を利用すべきと思いますが、バスの利用につきましては、バス停と自宅までの距離や防犯の観点から見ても不便さを実感していることと感じます。移動手段といたしましては、車と鉄道に頼るところは大きいのではないのでしょうか。

また、現在、吉岡町は人口増加率が県内トップクラスです。若い人々が我が吉岡町に転入してきておりますが、急激な人口増加に対して、小中学校では教室のやりくりが厳しい状況にあります。しかし、この世代が、やがて10年後、20年後はどうでしょうか。

例えば、東京の多摩ニュータウン地区では、現在、高齢化が進み、若者が少ない町となっております。なぜ高齢化が進んだのでしょうか。若い世代や新規転入者が少なく、まちづくりの施策が乏しかったのではないのでしょうか。若い世代の後継者や順次転入者がいれば、世代の幅が広くなり、偏った高齢化は防げるのではないのでしょうか。

我が吉岡町でも同じように、10数年後、人口に占める割合が高い年齢に偏らないように創意工夫をしなければ、町の将来には厳しい試練が待ち受けているのではないのでしょうか。

吉岡町の現在の子供たちが、やがて東京の大学に進学するとき、自宅から大学まで通学できたら、両親にとってもどんなに喜ばしいことでしょうか。毎日、子供の顔を見ることができず、それよりも、生活や健康管理にも助言ができます。何より、経済的負担の軽減にもなることは大きな効果ではないのでしょうか。

生活拠点をふるさとに置くことにより、大学卒業後の進路もふるさとに重点を置いてくれれば、町にとっても世代の幅が広がるのではないのでしょうか。さらに、パーク&ライド方式により、広い駐車場施設があれば、大都市の高額の住宅地を求めなくても自然豊かな吉岡から東京方面への大都市にも通勤できます。

我が吉岡町を通過している鉄道は、ご存じのとおり、上越線ただ1路線です。北は八木原駅、南は群馬総社駅です。その間は約5キロメートルです。しかし、この両駅の車の駐車スペースはそれぞれわずかな数でございます。当然、駅の利用者は限定されてしまうことでしょう。これらからしても、周辺市町村開発も含め、広い駐車場の確保が可能な吉岡町に駅を設置するべきではないのでしょうか。

まだまだ設置のための理由づけはありますが、お尋ねします。新駅の必要性を町長はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。きょうは一般質問ということで、6人の議員さんから質問を受けるわけでございます。誠心誠意答弁させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、山畑議員の1番の新駅設置の必要性についてを答弁させていただきます。

第5次総合計画を策定するに当たり、住民アンケートを実施しました。生活環境の重要度、満足度の総合判断の中に、重要性を求める声が高いのにもかかわらず、満足度は低いのがバスや鉄道でした。

こうした意見を参考にして、問題の解決に力を入れなければならない施策の課題に公共交通を位置づけ、総合計画の中でも公共交通網の整備として、新駅構想、路線バス、パーク&ライドなどの検討を目標にしています。

新駅に関しても、実現の可能性を探るという観点から調査研究をしているところですが、今年度は、総合計画策定のときからさらに一歩進めて、公共交通に焦点を当て、住民が公共交通に対してどのように思っているのかを、前橋工科大学交通計画研究室に依頼して調査を実施したところでもあります。

現在、調査報告をまとめている段階ですが、先般、その中間報告会を開催したところでもあります。必要性は感じているところですが、投資効果はどうか。財源は確保できるか。整備をして周辺をどのようにしていくのか。住民のコンセンサスを得られるかどうかなどを幅広く考えていかなければならないと思っております。

町では、こうした最終調査報告を参考にして、今後、公共交通のあり方についてさらに研究していきたいと考えているところであります。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 新駅設置のための環境が整っているかどうかという回答かと思えますけれども、新駅設置の環境についてですけれども、新駅の設置には、その環境をいかにつくるか、またはその環境が整うか否かが重要ではないでしょうか。

吉岡町への新駅の設置は、町民や議会等では早くから要望されてきました。しかし、結果を前進するにはなかなか厳しいものがあるようでした。

吉岡町総合計画では「活気のあるタウンセンター（中心核）の整備」とあります。町の公共施設や商店及び駅が隣接し道路網が整備されれば、まさに町の核となり、町の総合計画が実現するのではないのでしょうか。

石関町長が議員時代の平成12年第1回議会において一般質問をした中に、交通機関の不便さ、道路網の不備を指摘しておりました。交通機関の中には当然鉄道も含まれていることと推察いたしますが、吉岡町の地域開発に大きな関心を有していたことはよく理解で

きます。それから12年後、吉岡町は農業を守りつつ都市化へと大きな変貌を遂げようとしています。

2011年に第5次吉岡町総合計画が発表されました。その中には駅の設置も明示されています。町民の皆様が駅の設置要望を求め始めたのは20年以上も前からと聞いております。ここに来て、やっと長年の熱い要望が実を結ぶための第一歩が出たのではないのでしょうか。議会ではJR設置特別委員会の設置、行政では公共交通アンケート調査の実施等の動きがありました。新駅設置のための環境が見え始めたのではないのでしょうか。

経済的環境、乗降客数の確保のための人口の環境、駅設置のための地理的環境が整うことが重要ではないかと判断いたします。

これらを前提に、吉岡町の現在に各環境を当てはめると、地理的環境としては、ことし、町役場の西方に高崎渋川線が小倉まで開通しました。東の県道15号線をサントリ―工場までの延伸の強い要望も出ています。さらに、大久保地区の大松から、西の高渋線までの拡幅延伸工事が着工されております。上武国道の全線開通がなされれば、吉岡町の主幹道路の完備により、吉岡町の総合計画の完成に一步近づくのではないのでしょうか。まさに、将来に向けての吉岡町のまちづくりではないのでしょうか。幹線道路網が吉岡町を大きく囲み、その道路網から農業地、住宅地、商業地、公共施設が並ぶ将来の吉岡町が見えてくるのではないのでしょうか。

乗降客数の増加のための環境は、県都に近い吉岡町では道路網が完備されることにより、さらなる総合的なまちづくりにより住宅地が増加するでしょう。これらにより、人口のさらなる増加が予測できます。また、パーク&ライド方式導入の駅の設置により、近隣市町村からの駅利用者の増加が見込まれます。

経済的環境といたしましては、ことしからJR設置のための基金を創設することにより満たされるのではないのでしょうか。新駅が設置された他の市町村では、JR新駅設置の要望から決定までの期間、さらに駅完成までの合算期間は、約10数年の期間を費やしているようです。この期間を想定し、毎年一定の基金を積み立てれば、建設費用は捻出できます。将来の町民へのマイナスのツケの心配はなくなるのではないのでしょうか。

前橋工科大学の湯沢 昭教授のアンケート中間報告によれば、新駅設定は再考とのことでしたが、アンケート内容には承服できない点が多々あります。アンケート回収率が32.6%と回答者が少なく、さらに駅利用者のアンケート回収率が25.2%と低い回収率であり、民意を反映しているとは思いたいです。

また、将来の人口予測が明示されているにもかかわらず、新駅の利用のための需要予測が明示されていないこと、パーク&ライド方式についてはほとんど触れておりません。これで、新駅設置のアンケート結果の「新駅再考」の結論は的を外れているのではないかと

感じざるを得ません。吉岡町の新駅の設置の将来的環境は十分に満たされていると思います。

新駅設置の環境は既に整っていると思われませんが、いかがでしょうか。アンケート中間報告の感想も含めてお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 新駅設置の環境についてということで答弁させていただきます。

駅は公共の資源です。駅をつくってどれだけの利用客があるかが問われることになりま。ましてや多額の建設費を投入し、維持管理をしていかなければなりませんから、有効に利用されることが、町民の合意を得られる前提条件になると思っております。

中間報告からは、住民の合意形成が得られているとは受けとめていません。調査の最終報告を受け、また、湯沢先生にも助言をいただき、今後の資料にしていきたいと考えています。現時点では、決して環境が整ったとは私は思っておりません。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 現時点では環境が整っていないという町長のお答えでございましたが、一応、これからその環境を充足するために頑張っていかなければいけないかなというふうには思っておりますが、新駅設置のための条件について、JRから新駅設置のために明示されている条件としては、次の事項が考えられております。

条件1、新駅設置箇所が、輸送上、技術上問題がないこと。条件2、新駅設置に伴う増加経費を賄う新規利用客による収入が確保できること。条件3、新駅設置に要する用地及び建設費は、要請者の責任において確保できること。条件4、新駅設置に合わせて、駅周辺の駐輪場等、必要な都市施設の整備及びまちづくりが進められていること。条件5、新駅設置について、関係自治体等との意思統一がなされていること等ですが、条件1については、地理上の問題であり、条件に適合する箇所は十分に存在すると考えております。

条件2については、吉岡町の都市計画により利用客の増加は確実に見込めることだと考えております。

条件3の、用地及び建設費は、基金の創設により確保できるのではないのでしょうか。

条件4、条件5につきましては、条件2によるまちづくりや執行を初め、議会や町民の皆様の理解と協力により達成できると考えております。

これらを顧みれば、吉岡新駅の設置は吉岡町民には必ず必要であり、今そのことに決断をするときではないのでしょうか。議会の賛同、町民の強い要望、財政的な見通し、これだけの要件のほかに、まだ新駅設置のための大切な要件が必要なのではないのでしょうか。あとは町長

の町の未来を思う気持ちではないでしょうか。新駅設置に向けての道は開けたと思います
が、そろそろその第一歩を踏み出したほうがよいのではないかと思います。

今、町長が新駅設置の勇断をすることを期待し、夢のある前向きなお答えを町民の皆様
の前でお聞かせ願いたいと思います。新駅設置の決断はいかがでしょうか。お尋ねいたし
ます。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） お答えさせていただきます。

乗降客の増加を図るには、周辺地域が整備され、駅を利用する環境が整わなければなり
ません。これは議員ご承知のとおりでございます。駅周辺の土地的整備、駅までのアクセ
ス道の整備、駐車場、駐輪場の確保等、都市施設の充実が求められております。

町として、今後まちづくりをどうしていくのか。役場周辺の用途地域内の区画整理事業
を中心とする都市的整備の進め方や都市計画事業全体の計画も十分検討して、事業の優先
順位を考えていかなければならないと思っております。

もっと懇談会など住民の意見を聞く機会を広げ、農地の保全と開発の方針など、さらに
議論を深めていく必要があるのではないかと考えているところでもあります。実現につい
ては、引き続き検討課題としていきたいと思っております。

議 長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） ありがとうございます。駅設置については望みがあるということで理解
させていただきます。これからその機運を町全体で盛り上げていくということで、実現に
一歩も二歩も近づくなというふうに思っております。

次に、吉岡町の防災についてお尋ねいたします。

一昨年3月11日の東日本大震災から1年8カ月が過ぎました。この被災により、行政
を初めとし住民も防災や震災に対する意識が高まっています。

去る10月24日、町村議会議員研修会で「想定を超える災害にどう備えるか～東日本
大震災から学ぶ、群馬県の災害特性と対策～」の講演が、群馬大学大学院工学研究科の片
田敏孝教授より講演が行われました。

片田先生は講演の中で、「群馬県民の多くは群馬県は災害に強い地域として自負してい
るが、それは大きな間違いである」と警告を發しました。

近年の集中豪雨は、山間地の群馬には多大な災害を引き起こす可能性が大であるとのこ
とでした。また、ことし6月に群馬県でも大きな3つの断層があるとのことでございます。
地震被害想定ではマグニチュード8.1、震度7の大震災で、最悪の場合3,130人の

死者と建物6万棟余りが全壊・全焼するとの被害想定が公表されました。

近々に首都直下型地震があると予想されている東京では、いろいろな防災対策を検討しているようです。

そこでお尋ねいたします。吉岡町での想定できるそれぞれの災害に対し、それらから起因する危険箇所の把握や被害の想定シミュレーションは既にあるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

以前から説明等させていただいておりますように、各地に発生した東日本大震災等の教訓を生かすために、国及び県の各種計画等に基づき、今後の各種災害に万全を期すとの観点から、現在において、本町の防災全般に対する基本的な計画である地域防災計画の見直しを手がけているところでもあります。

現在の進捗状況といたしましては、当初に予定していた工程より、若干おくられていることを聞いておりますが、引き続き内容等のさらなる充実を目指しながらも、早期に見直しを終わらせるように進めているところでもあります。

確かに、議員おっしゃるように、本町は比較的立地的な条件等に恵まれていることから、幸いにも過去にほとんど大きな災害を受けることがない状況であると記憶をしておりますが、それは、結果的にそうなっている事実があるだけで、何らの後ろ盾や確固たる根拠等があるものではなく、かつ備えなどの充実をしているものではないものと真摯に受けとめております。その大切さ並びに重要性などを痛感しているところでもあります。

また、昨今の地球温暖化など、異常気象による全国各地でゲリラ豪雨、竜巻等が発生しております。さらには、今までの予想をはるかに超えるような各種の自然災害も多発している状況であることから、現在起こっている事実を十分に把握するとともに、そのことと真正面から向き合いながら、町民皆様の安全かつ安心な生活確保等に努めなければならぬと考えているところでございます。

つきましては、危険箇所の把握や災害を想定したシミュレーション、防災マニュアル作成、さらに防災訓練等に対しまして、今後において可能な限り、段階的に着実な取り組みを目指していきたいと考えております。

詳細につきましては、関係課長より補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

まずは、現在において手がけております、町の地域防災計画の見直しであります。こちらで予定をしていた工程どおりには至っておらず、大幅におくれている状況であり、そのことに対し、大変責任を感じているところで、かつ申しわけなく思っているところでもございます。

しかしながら、手がけた以上は、より一層内容等の充実を目指したいとの判断から、可能な限り時間をかけてでも見直しをするべきとの考えでありますので、終了するまでにはいましばらく時間を要するものと予想されますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、現在の地域防災計画の中におきましては、災害区域等のことで重要水防箇所4カ所、浸水想定区域1カ所、土砂災害警戒区域4カ所、土砂災害特別警戒区域1カ所、山地災害区域7カ所が挙げられております。なお、その他にも急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等もありますが、そのことに対する該当箇所は今のところございません。

そこで、危険箇所とされている把握についてであります。以前から把握に努めているところではあります。そのことで十分に満たしているものか否かは判断をしかねるところでございます。

また、被害想定シミュレーションが既にあるかとのことではあります。現在のところ、議員おっしゃっていますように、過日において新たに見直された群馬県地震被害想定調査の結果に対しましては、残念ながら町自体での被害を想定したシミュレーションは今のところ持ち合わせていないのが事実であることから、その参考資料等を十分に踏まえて、今後役に立ていければと重く受けとめているところでもあります。

つきましては、まず、現在手がけております地域防災計画の見直しを早期に終えさせることを優先させていただきたいと考えております。既にその計画中でも、各課にまたがって業務において最も必要とされるBCP、事業継続計画を盛り込んでいる状況でありますので、その後において十分な検討等を行った結果、少なくとも町としての被害を想定したシミュレーションも必要とされることから、そのことも視野に入れ、何らかの手だてを講じることも不可欠になるものと思っております。各課におけるものも含めて、町の安全・安心な生活、町民の安全・安心な生活確保などを旨とし、具体的なマニュアルなどの作成も手がけていかなければと考えているところでございます。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

- 5番（山畑祐男君） 想定シミュレーションはまだないということだと解釈しておりますけれども、金井東の遺跡の人骨がいろいろ発見されたということは、榛名火山の噴火により、その灰で亡くなったと想定されておるわけでございますけれども、この吉岡町も榛名の麓

でございます。いつそういった災害が起きるかもわかりませんので、速やかなシミュレーションをつくっていただければというふうに思います。

そこで、防災マニュアルの作成についてでございますけれども、今のお答えで、大体まだ厳しい状況であるということが推測できますので、以後の質問につきましては割愛させていただきます。

次に、それに伴う住民の訓練及び教育についてでございますが、さきの東日本の災害の釜石で子供たちの被害者数が最小限で済んだというのも、日ごろの訓練と防災の教育とのことでした。日常の災害教育がいかに大切か教えてくれました。吉岡町での災害の種類を特定することは難しいでしょうが、地震や水害、火山災害は想定できるのではないのでしょうか、これらに対する防災訓練等は必要と考えます。身近なところでは、火災のときの消火ホースの使い方も多くの住民の皆様は経験していないのではないのでしょうか。身近な簡単なところから防災の意識の改革はできると思います。

お尋ねいたします。住民への訓練及び教育はどのように対応しようとしているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 住民への訓練及び教育はどのように対応していくかにつきましては、課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

まずは、議員おっしゃっていますように、私自身も常日ごろから、日々、目的の達成に向けた地道な取り組みこそが、いざ有事の際に最も重要かつ大切で、実際にそのような取り組みがあったればこそ、十分にその効果が発揮されたものと思っております。

ちなみに、岩手県釜石市内にある小学校の具体的な取り組みは、震災後に紹介されたもので、私も見ておりましたが、やはり、そういったことが最も重要であると再認識させられるとともに、簡単そうに見えて最も難しいことであるものと受けとめられたものでもございます。

さて、そこで、住民に対する訓練及び教育への対応とのことでありますが、今までにも議員等からも助言などいただきながら、防災全般に携わっている所管課といたしまして、自治会等にも自主防災組織の立ち上げと今後の具体的な取り組みの促進及び評価に努めてきたところでありますが、現在のところ、残念ながら余り浸透していないのが実態であり、その余りの進展のなさに大いに責任を感じているところでもございます。

そのようなこともあって、以前より自治会連合会経営会の席でも、事あるごとにそのことに触れ、少しでも前進が図れるようにとのことで取り組んでいったところではありますが、現在のところ、まだまだ意識改革も含め、全般的に伝わっておらず、一体どのようにしたらよいのか、頭を抱えている状態でもあります。

しかしながら、先ほども述べさせていただきましたように、簡単そうに見えて最も難しいものであるため、そのことを達成するまでには地道な努力の積み重ねが肝要と判断しておりますので、今後も引き続き粘り強く取り組んでいければと考えております。

そこで、その1つとして、平成25年度当初予算においても、消防団の団員不足等を一時的に補うために、各自治会による初期消火への具体的な取り組みについても、消火栓等を利用した実際の消火活動を実施したいとのことから、そのことに向けた予算要求をする予定であり、少しでも今後における防災全般に対する促進及び強化につながればと期待しているところでもあります。

それから、地域防災計画の見直しでも位置づけておりますが、終了後におきましては、段階的な取り組みになるものと予想されますが、徐々にでも必要に応じた各種訓練を実施しながら、今後、しかるべき時期に町全体としての防災訓練に取り組めればと考えているところでございます。

つきましては、いずれにいたしましても、官民が一体となれるようにすることが最も重要であると受けとめておりますので、それぞれの議員の地元におかれましても、防災に対する投げかけなどのお力添えが必須と思われまますので、ぜひともお力添えをいただきながら、本町が目指している安心・安全なまちづくりの達成に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 今、課長のお話のとおりだというふうに思いますけれども、日ごろから片田教授も釜石での教育については大変苦労したというお話でございました。やはり、吉岡とて例外ではないと思います。あきらめない、ゆっくりと、またそのスピードを早めて、そういった施策をお願いできればなというふうに思います。

吉岡町の災害に対する前向きな姿勢は評価できると思いますが、防災に完成はないし、さらなる行政の努力を期待するものでございます。

続いて、農業政策についてお伺いします。

農村から都市化へと進む吉岡町において、農業と都市との調和をどこにその接点を求めていくのでしょうか。農業を大切にしない国は滅びると言われています。以下についてお尋ねいたします。

農業の抱える問題について、今日本の農業を取り巻く問題は多々あります。特に、ＴＰＰの問題は、原発と並び国政において最も関心のある事項ではないでしょうか。

しかし、私個人といたしましては、ＴＰＰに反対する以前に、既に日本の農業は瀕死の状態であると感じております。なぜ農家には後継者が少ないのだろうか。なぜ畜産を含む農業での生活は楽にならないのだろうか。その他等々でございますが、吉岡町でも農業後継者は非常に厳しい状況です。我が国の食料自給率は４０％不足でございます。農業は国民の食料生産や国土の景観保全のためにも重要な役割を占めている産業でございます。しかし、吉岡町では、近年急速に都市化が進んでおります。町の人口増加からも推測できます。耕作放棄地もふえております。

このような中において、これらからの農業全体の進む方向に対して行政はどちらの方向に進むべきとお考えでしょうか。お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 農業の抱える問題について答弁させていただきたいと思っております。

山畑議員のおっしゃるとおり、農業は国民の食料を賄うことや国土の保全のための重要な産業であります。吉岡町の農業を取り巻く環境は、道路交通網の発展に伴い交通の利便性が飛躍的に向上し、大型商業施設の出店や宅地開発が進み、人口も顕著な伸びを示しております。市街化が急速に進む中、農地と住宅の混住化が進んでいます。反面、農業においても農業従事者の高齢化、地域農業の担い手・後継者不足など、多くの課題を抱えております。

平成２３年度、国では我が国の食と農林水産再生の基本方針、行動計画を策定し、平成２４年度から実施しております。この計画では、大きく７つの戦略を掲げて、カロリーベースで食料自給率の５０％、生産額ベースで７０％の自給達成率をめどに、さまざまな施策を打ち出しております。中でも、人・農地プランに代表される大規模な経営体と収穫規模の営農を組み合わせた施策や、６次産業化などの施策が大きな柱として示されております。

吉岡町では、道の駅物産館を拠点として、地場産農産物等を活用した特産品の開発や売り込み方法の研究、また地産地消の推進に向けての検討と都市近郊型農業地域を生かしての地域産品の販路の開拓を応援する地域ブランドの立ち上げ等も検討してまいりたいと考えております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔５番 山畑祐男君発言〕

５番（山畑祐男君） 今、国の方針にのっとって我が吉岡町でもということだと思っておりますけれど

も、農地の政策については非常に難しい、また厳しいものがあるかと思えます。

吉岡町では、農地の宅地化、都市化が進んでおります。時代の流れとはいえ農地を守り農業を育てることは、将来の吉岡町にとっても大切なことと思えます。なぜならば、日本の人口は減少し始めております。吉岡町だけが人口の増加を続けるとは考えられません。個人の自由財産とはいえ、農地を無計画に宅地化することを許してもよいのでしょうか。農地本来の目的に利用すべく、その環境を整えるべきではないでしょうか。

農地の集積が推奨され、国もそのための援助を行っております。新規に就農を求める者には、県を初め、各市町村でも幾つかの援助制度があります。近代化資金貸し付け制度の利子補給もその1つではないでしょうか。至れり尽くせりの環境かと思えますが、何で耕作放棄地は増加しているのでしょうか。

吉岡町において、都市化の中における農業をいかに存続し、共存させることに農業委員会や行政の指導は重要かと思えますが、農地を守るために行政としての施策はあるのでしょうか。大変難しい問題かと思えますが、お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

農地は農地法を頂点とする農地制度に関する法律によりまして、農地の利用等が制限されているところであります。農地法につきましては、国内食料自給率向上のために農地の利用を最大限に進めることを主目的といたしまして、平成21年には大幅な改正が行われております。

その中で、農業振興地域の整備に関する法律、一般的に農振法と呼ばれているものがございますが、この法律が厳格化されまして、農地を農地以外に利用することを規制し、農地を守る政策が打ち出されたところであります。

吉岡町では、平成21年時の農振農用地が464ヘクタールありまして、これを平成32年時においても減らさないように維持せよとの方針が示されております。

先ほども町長答弁にございましたが、吉岡町では、大型商業施設の出店、そして、宅地開発が進み、人口も堅調な伸びを示しております。市街化が急速に進んでおります。このような状況でございますので、毎年の除外申請件数も多いわけでございますが、反面、農振除外地でありながら開発が進まず、長期間、未転用の農地も多く見受けられるところであります。農地の減少を抑えるために、また、農地利用だけでなく土地利用の観点からも、

不要不急の農振除外については、速やかに農地に編入する必要性も感じておるところであります。

農地を生かすための農業政策といたしましては、農地を耕作してメリットが得られる必要があり、都市近郊型農業地域を生かしての農産物の販路拡大、国等の施策の紹介等を通じた支援を行うことなど農家所得の向上に結びつけることや、新規就農者への支援による担い手育成等の取り組み強化、農地の利用集積、流動化の推進を含め、計画的な農地利用を進める必要があると考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

- 5 番（山畑祐男君） 一口に農地の施策と言っても大変難しい背景があることは推測できますので、また皆さんの知恵を出し合い、その点について改善していかなければいけないかなというふうに思いますが、農業後継者についてでございますが、吉岡町の農業後継者は昨年度1人です。なぜ農業後継者は少ないのでしょうか。労働がきつい、労働時間が長い、収入が少ない、農機具等の高騰等、いろいろな理由があると考えられますが、いずれにしても、これでは今後この状況が続くと農業後継者はいずれゼロに近づくのではありませんでしょうか。さらに、農業、農家を取り巻く環境で改善すべき事項として、農地が分散してしまう相続制度、宅地並み課税の課税制度、ただこの点においては、吉岡町では農家に配慮がありますので、感謝しておるわけでございますが、反面、不平等な資産割課税については、町独自で改善できるのではないのでしょうか。多くの農家は国民年金が対象であるが、厚生年金や共済年金との大きな年金格差、また、大量にできれば価格が下落してしまう市場原理等の点が、農業がさらに厳しい状況から長い間脱却できないのではないのでしょうか。農地は荒廃し、美しい郷土が荒れ放題になってもよいのでしょうか。

吉岡町独自の方法で農業後継者を育成するべきではと考えております。農業を取り巻く環境も含めて、行政としてこれらの点についてはどのようにすべきとお考えか、そのお考えをお持ちでしたらお尋ねしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この問題につきましても、課長より補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、農業後継者についてということで、町長の補足答弁をさせていただきます。

吉岡町の農業を取り巻く環境、農業が抱える問題につきましては、先ほど町長答弁で申し上げたところであり、大変非常に厳しいわけであります。

町でもこれまで新規就農者への支援を国等の施策を通じ行ってまいりましたが、議員言われるとおり、町における新規就農者につきましては、平成22年度に1人でありました。今後、農業後継者を育成するために、新規就農者への支援による担い手育成等の取り組み強化は必要であり、同時に農業の魅力を伝え、販路を拡大して、農家所得の向上に結びつける施策の検討が当然必要であると考えております。

山畑議員が提案することも含め、先進地事例などを検討しながら、町独自の後継者の育成方法が見出せればと考えておるところでございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 課長の回答の中に、かなり苦しい状況がお見受けできます。それほど農業の問題というのは大きな問題かというふうに思っております。

今、日本全土を震撼させているTPP問題を初め、他方では都市化が進む中での農業には、後継者問題を初めとして困難な問題が山積しております。地方の1つの行政の力だけでは解決できない事柄は多々あるかと推察いたします。

しかし、我が吉岡町発信の農政の制度改革が全国に広がり、その成果をなした事例もあります。農業従事者を中心にいろいろな分野の知識を結集して、吉岡町に合った農業への施策を創設しようではありませんか。

例えば、農地の移動や利用には幾つかの法律の規制や制限があります。農業特区により規制緩和を行い、非農家の農業希望者にも農地を開放し農業をしていただく。または、小区画にして近隣住民に開放する等々ですが、いかがでしょうか。

多くの問題に対して行政のみで考察するのではなく、関係機関や学識経験者を交えての諮問機関のような組織に、吉岡町にふさわしい農業の育成を検討していただくことはできないでしょうか。お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほどから、山畑議員のほうから衰退する農業ということで、大変苦しいものがあるということで私も認識をしております。これからは、福祉の側面からも農業を抱える施策の展開を含めて、衰退する農業を再生し活性化させるために何が必要か、組織とリーダーづくりから始め、農業者・非農業者及び関係機関を交えて懇談や意見交換を繰り返しながら、再生・活性化への道を検討して進めていくことが大切だと思っております。

努力していく所存でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 今、町長からのお話のように、非常に厳しいものがあります。いろんな壁を乗り越え、町民一丸となってこの問題に取り組んでいただき、息の長い、またそれを皆さんが納得できる、そんなものをつくっていただければなというふうに思います。

町行政の努力に対して、これからもよろしくお願ひいたします。

次に、大樹町との交流についてでございますが、大樹町との交流について、幾つか今までで議会の一般質問でお尋ねいたしておりますが、骨太の交流計画は見えてきたのかと推察いたしますが、以下についてお尋ねいたします。

交流計画の進捗。昨年、北海道大樹町と友好親善都市の協定を締結してから、双方の交流に向けての準備が進んでいると思います。そのような中で、特に以下の事柄について交流計画がとおりでしたらお聞かせ願ひたいと思います。簡単でよろしいです。

人的交流では子供たちの交流を初めとした全町民を対象とした交流、スポーツや文化的交流、物産的交流、これらについて、簡単に計画の有無をお聞かせ願ひたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 大樹町との交流計画の推進はということで答弁させていただきます。

大樹町との交流事業につきましては、平成23年9月議会、平成24年3月議会、同じく6月議会において、山畑議員さんからもご質問をいただきました。そしてその後の平成24年9月議会において、平形議員からも質問をいただきました。お二人からは、子供の交流事業について積極的に推進すべきとのご意見を頂戴したというふうに思っております。私も子供たちに北海道の雄大な自然を体験させてあげることは大変意義あることだと思っておりますので、来年度実施に向けて準備をするよう指示をいたしました。

現段階での計画といたしましては、教育委員会事務局の生涯学習室において社会教育事業として実施したいと考えております。なお、スポーツ・文化交流について、今後検討していきたいと思っております。

計画案の詳細につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

また、物産交流におきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

先ほど、町長が申し上げた子供の交流事業について、現段階での進捗状況についてご説

明いたします。

まず、本事業は、社会教育事業の一環として、小学校5・6年生を対象に20名を募集し、来年8月下旬に実施したいと考えております。

現在、実施要項の作成や経費の積算、研修の内容等を大樹町と連絡をとりながら詰めているところです。

関連する予算を来年の3月議会に計上させていただき、議決をいただければ4月に参加者の募集事務を開始したいと考えております。

なお、参加費については保護者の方から若干の負担をいただくということで予定しております。

募集については、広報よしおかや各小学校を通じて募集をし、応募者の中から20名を選考し、夏休みに3泊4日で実施する予定です。

大樹町では、南十勝長期宿泊体験交流協議会ふるさと子ども夢学校のプログラムに基づく活動を行う予定です。この事業を実施することによって、吉岡町の未来を担う子供たちが、大自然あふれる大樹町で自然体験、社会体験、宿泊体験等を行い、吉岡町と大樹町の青少年の交流の輪が広がり、それらの体験を生かした中で、地域社会において積極的に活動できる子供たちの育成が図れると考えております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、大樹町との物産交流計画ではありますが、今後、具体的に進めるに当たり、先般、交流の中心窓口となります大樹町の商工会、吉岡町の商工会並びに物産館、出荷組合の参加のもと、打ち合わせが持たれ、吉岡町における大樹町の商品、また大樹町における吉岡町農産物や特産物を販売していくことについて、その販売方法、また輸送コスト等の課題を上げながら、具体的な物産交流計画をさらに検討している状況でございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 今、子供たちの交流について具体的なお話がありました。ぜひ実現できるようにご尽力願いたいと思います。

また、物産交流については、これからいろいろと積み重ねていかなければいけない点が多々あるかと思っておりますので、これも発展のためによりしくお願いしたいと思います。

また、これら交流を行うに当たって、やはり、各課それぞれがばらばらではなく、交流のための中心となる双方の交流の窓口をつくったらよいのではないかというふうにして

おります。窓口となる組織や団体を一元化したほうがよいのではないのでしょうか。

大樹町では、行政と観光協会が一丸となり、受け入れ態勢が構築されているかと思えます。吉岡町でもそろそろ観光協会を組織したらどうでしょうか。観光課や観光協会の設置には、今までの議会でもたびたび質問されてきましたが、友好都市協定を契機に、吉岡町をアピールできる組織を設置してはいかがでしょうか。双方がより円滑に交流ができるのではないのでしょうか。

お尋ねいたします。交流のための窓口となる機関及び団体の創設のお考えはありますか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） このことにつきましては、総務政策課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 交流全体の窓口は総務政策課の政策室にありますが、それぞれ具体的な交流事業の窓口になると、事業を実施する部署のほうが直接的で便利ではないかというふうに思っております。

商工観光となれば産業建設課産業振興室、子供交流や社会教育交流であれば教育委員会事務局生涯学習室が直接的な窓口になります。全体的な調整は、当然、総務政策課政策室が行っていくことになります。北海道大樹町も同様な事務の流れになっているかというふうに聞いております。

また、観光部門についてでございますが、観光部門については、当面、産業振興室の中の職員を増員して強化を図っているところでございます。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 窓口は既にあるということで理解しておりますけれども、やはり、観光については産業建設課が窓口になっているというふうなお話でしたから、やはり、観光という名のつく組織あるいは窓口をつくっていただければなというふうに思っています。

いずれにしても、交流のためにはお金がかかります。交流のための経済的支援は、大樹町との交流には現地への訪問や通信等による方法がありますが、しかし、お互いをより理解するためには、双方とも現地を一度は訪問し見聞した方が、より一層お互いを理解できるのではないのでしょうか。しかし、北海道は長い距離があります。大樹町の訪問には経済的支援が必要ではないのでしょうか。大樹町を全町民に見聞していただくためにも、経済的支援の制度を確立できないのでしょうか。また、長く継続するためにも何らかの基金等の制

度設置は考えられないでしょうか。

お尋ねいたします。来年度よりこれらの基金の制度の設置は考えられないでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

来年度の子供の交流事業については、保護者の方に若干の負担をしていただき、残りは一般財源で対応する予定であります。

これからいろいろな交流事業が行われると思いますが、個人あるいは団体が負担するお金については受益者負担という考え方もありますし、行った人・行かない人の不公平感ということもありますので、今後慎重に検討していきたいと考えております。

財源の一部として、皆様からいただいた寄附金等を教育文化振興基金等に積み立てて運用するのも1つの方法だと思います。基金につきましても、新たにつくるということではなく、現在ある教育文化振興基金等でいいのではないかと考えております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 特に基金はつくらなくても、そういったかわりのものがあるということで理解いたします。これからも、さらに深まる交流についてご理解をお願いできればというふうに思います。

時間もなくなってきましたが、次に、住民サービスについて。

吉岡町は、転入者や人口増により住民の数はさらに増加することが予想されております。転入者は転入前の行政サービスと、転入後、つまり、吉岡町の行政サービスを比較することになります。来てよかった、住んでよかったと感じていただくためにも、吉岡町の住民サービスは住民の皆様が期待されるサービスを探求していかなければならないと感じます。そこで、羅列ですが、気がついたこれら幾つかの住民サービスについてお尋ねいたします。

順不同ですが、時間の関係で4番目の学童保育についてお尋ねいたします。

若い転入者のその町の印象の判断基準の1つに学校教育があるのではないのでしょうか。学校の施設、学校の教育方針、学校を取り巻く環境等は思惑のとおりか否か。重要なことではないのでしょうか。市町村により大きな差があるのが学校教育と関連のある学童保育ではないのでしょうか。共働き家庭にとって、下校時間後の子供の処遇について安心していられる環境の保護施設を誰もが求めるのではないのでしょうか。

群馬県は、学童保育の設置率は全国第3位ですが、1カ所の学童保育に対して、国はその定員を40人程度としていることに対して、吉岡町はどうでしょうか。学童保育施設は3カ所で、収容人数はおおの70名程度と聞いております。学童保育の入所条件は厳格

ではないでしょうか。学童保育の希望人数はいかがでしょうか。吉岡町でのこれからの学童保育の増設のお考えはお持ちでしょうか。また、民間の力を導入するお考えはお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 学童保育について答弁させていただきます。

学童保育の入所条件は厳格ではないでしょうかについては、入所の条件はその規定により対応しています。

次の質問、学童保育の希望人数と吉岡町の学童保育の増設について、民間導入については、民間学童保育の参入であれば受け入れたい。また、学童クラブの補助を行っていきたいと思っております。安定的な運営になるようにしたいと思います。

明治学童では待機者が3名おります。待機者保護者に対しての町単独補助も考えたいと思っております。

詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、町長の補足答弁をします。

学童保育の入所条件は厳格ではないでしょうかとのご質問でしたが、吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例がございます。「学童クラブに入所できる者は、吉岡町に住所を有する者で、保護者の労働等により放課後家庭が留守となる小学校1学年から第3学年までの児童とする。ただし、町長が特に認めるときはこの限りでない」としております。

申し込みの際は、保護者の就労証明等の家庭状況等を調査し、指定管理している社会福祉協議会において厳格に審査しております。

次に、学童保育の希望人数であります。平成24年12月3日現在、吉岡町には3つの学童保育がございます。最初に、駒寄第一学童は51名です。駒寄第二学童は53名です。明治学童は73名で、先ほど町長が話をされましたように、3名の待機者で、現在70名ということになります。

ご質問の吉岡町の学童保育の増設について、民間の導入についてであります。これは、町長の先ほどの答弁のとおりでありますので、よろしく願いいたします。以上であります。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 学童保育については民間の力を導入して、さらに充実するという回答かと

いうふうに解釈しております。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

残った質問ですけれども、時間の関係で割愛させていただきたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。これで質問を終了いたします。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、山畑祐男議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時15分といたします。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（近藤 保君） 14番齋木輝彦議員を指名します。

〔14番 齋木輝彦君登壇〕

14番（齋木輝彦君） 通告に従ひ質問をしたいと思ひます。

今回は、水環境と資源についてということでお伺ひをしたいと思ひます。生活にはなくてはならない水について伺ひたいと思ひます。

水は人類にとっては最もありふれた液体であり、基本的な物質であります。また、人類が生命を維持するには必要不可欠であり、人類だけでなく、動植物にも同じであります。

また、工業や産業の活動にも不可欠の物質であります。我々が住む地球全体は、水の球体と言っても過言ではないと思ひます。地球上の約97%が海水で、陸にある水は残り3%です。その3%も、大部分は北極と南極にある氷と雪と考えられると。しかし、その地下水や湖沼水、河川水はわずか0.8%、希少価値であると言ってもいいと思ひます。これから先、水によって戦争も起こるとも言われております。そして、世界には水に困っている人が数億人もいると言われております。

しかし、大切な水が悪影響を及ぼすこともあるわけです。3.11の地震による被害も津波による海水がほとんどであります。また、雨による洪水被害もあります。昨年7月近畿地方の豪雨被害、また、本年8月九州での豪雨被害と、水が悪事を起こすこともたびたびであります。

また、反対に、本年は少雨で猛暑のため水不足、8月の平年値雨量の42%しか降りませんでした。9月上旬には平年値の22%と、利根川水系の八木沢ダムの貯水量満水時は4%となり、それにより、利根川水系では9月11日から11年ぶりの10%の取水制限、そして10月3日に全面解禁となったわけですけれども、この間、町で使っております県中央第一水道でも、町への給水量が心配されました。ほかにも農作物への影響があります。

日常生活においても、「水の流しっ放しはしない」「風呂水の有効利用」「雨水の有効

利用」、節水と有効利用のアイデアなど含め、「安全な飲料水と衛生的な施設の確保」と「食料生産のための水確保」「効率的な水資源の利用と効果的な配分」、これらの観点から、水の上手な利用や節水改善は必要ではないでしょうか。

これらの観点から、飲料水、工業用水、農業用水、雨水、雑排水などを含み、限りある資源である大切な水について、町としていかように考えているのでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 上水道についての質問につきまして、お答えをいたします。

水は生命の源であり、議員がおっしゃるとおり、限りある大切な資源でもあります。

吉岡町の水道事業におきましては、昭和38年に創設認可を得て、昭和40年に給水を開始、以後、給水人口の増加に伴う給水量増加に対応すべく、数次の拡張計画を行い、現在、第4次拡張計画を実施中でもあります。

平成23年度実績では、町の水道水の約6割が自己水源であり、残り4割弱を県央第一水道から給水を受けている状況でもあります。

今後も、限りある資源であります自然からの恵みの水を大切に、水道事業を展開していく中で、安全で安心な水道水の安定供給に努めていきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 今、町長のほうから上水道について大切だということですがけれども、私は基本は、水は上水道については安全でおいしい水、そして、安定供給が基本ではないかと思えます。

吉岡の水は、あちこちの町村に行って飲んでみますけれども、おいしいと思えます。ほかと比較すると味はいいのではないかと思います。

人間の1日の生活使用水量は、平均で320リットルと言われております。単純に人口2万人を掛けますと、1日でこの町で水が640万リットル使われているという計算になります。平成24年度の水道の決算によりますと32万9,091立方メートル、住宅が増加いたしました6,800世帯、さらに、この住宅増加が予想されていくわけです。その中でも安定供給をしなければならないわけです。供給増加で停水箇所とか、そして、これも心配されますが、老朽施設の更新、建設費の起債残高も15億5,970万6,000円と、そして、まだ石綿管が一部更新されていません。この長さが18キロですか。更新をいかに早くしていくのか。何年後にかかるのか。国は平成27年までに更新しないと、その自治体名を公表したりすると性急をしております。

そしてもう1点、有収率が86%ですけれども、この有収率をいかに上げていくのか。

石綿管の今後の更新計画と、そして100メートル当たりの単価、石綿管処理にどのくらいかかるのか。その有収率とあわせて、年度計画とあわせてお願いをいたします。

議長（近藤 保君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、まず更新時期ということで、石綿管の更新時期につきましてでございます。まずお答えをさせていただきます。

吉岡町では、確かに先ほど議員おっしゃるように、国からの指導がありまして、平成29年までに石綿管の布設がえを全部しなさいということで指導は来ております。その中で、今、吉岡町で石綿管が残っているのが約1万8,809メートルということで残っておりますけれども、それにつきましては、計画で単純に割りますと1年度当たり3,000メートルを更新していかなければならないということでございますけれども、現在、吉岡町の水道の会計、また能力としまして、町からも伝えているわけですが、おおむね1キ口、1,000メートル程度の更新ということでございます。はるかに時間がかかるような形で進んでいるわけでございます。

また、有収率でございますけれども、有収水量につきましては、平成22年度につきましては85.1%、平成23年度実績では86.8%ということで、前年度比で102.0%、向上はしております。

考えられる原因というのは、基本的には漏水等が主に考えられるのでございますけれども、事業を展開していく中で、いろいろ新規で布設がえしたときの洗管、または火災等での消火活動に対する必要量の供給というようなことで、おおむね有収水量については目標を達成しているのではないかとというような考え方は持っております。

それと、先ほど100メートル当たりの石綿管の布設に係る単価ということでございますけれども、吉岡町が今現在、石綿管で一番多い口径が75ミリの石綿管でございます。それで、今、吉岡町、人口等もふえておりまして、布設がえをするに当たりましては、基本的には石綿管の布設がえに対しましては、布設がえをする口径のおおむね1口径大きい口径で布設がえをさせていただいております。ということは、75ミリにつきましては100ミリということで布設がえをさせていただいております。その100メートルではなくてメートル当たりの単価なんですけれども、おおむね3万円程度になっております。そういうような形で進めておる状況でございます。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 国は平成29年までと言っていますけれども、1年1,000メートル

とすると18年かかるということになります。安定供給、おいしい水を供給するには早目にこれも進めていかなければならない。

第4次拡張事業の実施で、吉岡町水道事業の運営に係る調査問題懇談会が8名の委員で3回協議なされ、今回、議案にも水道料金の値上げが書かれているわけですがけれども、経営努力は町もしているわけですがけれども、平成24年度、今年度の赤字見込み額は2,127万7,000円。この赤字改善のために4,000万円の黒字になるよう、今回の値上げは12.6%という予定をしておるわけですがけれども、当然、これはあすの本会議にかかるわけですがけれども、一般供給世帯が6,628世帯、ほかにも大口とか特別とかあるわけですがけれども、今回の答申の中では、基本料金を据え置き、これは一定の配慮、要するに低所得者への一定の配慮をしたのでよかったのではないかと考えております。

また、このまま赤字経営をしていくのもよくないと思います。一般で一番多いのが11立方から30立方、平均20立方ぐらいの使用なんですけれども、30立方で月399円、年間ですと4,788円の値上げとなるようですが、県内でこの値上げした中で、県内ではどのぐらいの、35市町村あるうち何番目ぐらいなのでしょう、水道料金としては、

議長（近藤 保君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 現在、吉岡町の水道料金につきましては、現在ですけれども、公表されております県内28市町村の中では、6番目、7番目、8番目ということで、6、7、8が同じ料金でございますので、6番から8番ということで低い方から6、7、8番目に位置をしているということでございます。

それで、今回料金の改定をお願いしているわけですがけれども、それを議決いただけたとしましてですけれども、これが改定がなされた場合には、基本料金は同じように据え置きますので、県下では低いほうから6番目です。これは20立方もそうなんですけれども、実際に10立方、20立方ということで、今、県内の公表されている市町村を比較しております。その場合に差が出てきまして、吉岡町では、公表されている28市町村中、低いほうから13番目に位置するような状況になるということでございます。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） じゃあほかの質問をしたいと思います。

吉岡町に住んでいるけれども、住宅は吉岡にあるんですけれども、前橋市あるいは渋川市、榛東村から供給を受けている住宅もあるわけです。そしてまた、吉岡からほかの町村に送水をしている家庭もあるわけです。そうすると、他町村と差額があるわけですがけれども

も、同じ吉岡に住んでいながら高い水道料を他町村が買った場合はあるのか。その辺の件数、何件くらいそういう住宅があるのか。そして、受けているのには差はどのくらいあるのか。その差額と件数についてお願いをいたします。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） まず、区域外給水のお尋ねだと思います。他町村からということで区域外給水、まず、吉岡町から渋川市へ、また渋川市から前橋市へ、渋川市から榛東村へということで吉岡町は渋川、前橋、榛東のほうへそれぞれの水道事業者、渋川市の水道事業者、前橋市の水道事業者、榛東村の水道事業者から協議を受けまして、ぜひ送水をしてくださいということで依頼を受けまして、送水している件数は渋川市で4件送水をしております。前橋市へ3件しております。榛東村へ3件ということで、計10件を吉岡町から区域外へ送水、いわゆる給水をしております。

その反対に、区域外からいただいている、渋川市からと前橋市、榛東村から、逆に吉岡町の水道事業でどうしても供給をするよりも前橋市のほうが直近にある、渋川のほうから直近にあるというような、相手側からもらう分ですけれども、渋川市からは12件ございます。前橋市からは26件、榛東村からは6件ということで、区域外からいただいているのが計44件ということでございます。

それで、あと議員がお尋ねの、じゃあ差額はということでございますけれども、今現在ののでよろしいでしょうか。

まず、渋川市ですけれども、これは税込みの価格になっておりますけれども、10立方までが渋川市の場合には公表されている数字で1,207円です。ちなみに吉岡町は、公表している中では、やはり税込みで1,050円です。そうすると、吉岡町のほうが157円安いという形になります。

それと、前橋市は、公表している数字で1,073円です。1,073円でございます。その差額が23円、吉岡のほうが安いということです。

榛東村は、基本料金の部分では吉岡町と変わりません。20立方になりますと、榛東村は150円上がりますので、1.5倍になりますので、11立方以上はそういう形になりますけれども、そういうことで、他町村とは多少の立方当たりの単価が違いますけれども、その単価についての調整のやりとりというのは、市町村ではやっておりません。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） できれば、同じ吉岡町ですから、同じ単価が望ましいんでしょうけれども、地域の住宅の事情等でやむを得ない部分もあるんでしょうけれども、これらも考えていかな

ければならないと思います。

次に進みます。

減価償却の増加に伴い、収益的収支の上昇が予想され、健全な経営をするには収益的収入を多くしなければなりません。家庭に電気と水道がなければ生活できないわけですが、一般家庭をいわゆる安価にして、あした本会議になるわけですが、今回、仮にあす値上げが決定をされれば、当面何年ぐらい次の赤字というか、何年ぐらいの黒字を見越して、もう1点心配されるのは、県央第一水道から立方当たり単価50円で買っているわけですが、仮に買うほう、要するに50円が県央のほうで値上げしてくださいよというようなことが来ると、またこの数値どおりいなくなるのではないのでしょうか。これらについて、何年ぐらい今のままで、今回の値上げがあした仮に通れば大丈夫なのか。そして、50円が上がらないという想定のもとに今の試算はしていると思うので、その2点についてお願いをいたします。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 今回、料金の改定を議案として出させていただいているわけですが、水道料金につきましては、安全・安心な水の供給を安価に、安い、低料金で供給しなさいというのが水道事業の趣旨になっております。その中で、今回、平成23年度の決算状況をベースとして、また、平成24年度の当初予算の会計の実態をベースとしまして試算をさせていただきます。その結果、おおむね総額で年度当たり4,000万円程度の値上げをさせていただきたいということでございます。

それで、単純にこのままでいきますと、おおむねそれを3年から5年を見据えた中で試算をして経営をしていきなさいということでございます。ですので、平成25年度から料金の改定がなされた場合につきましては、5、6、7年度の3カ年については黒字の経営ということで、収益を上げながら赤字にはなりませんというような試算のもとに、今回の料金の算定をさせていただいて、改定のほうを議案とさせていただきました。

あと県央につきましては、県央第一水道からは、現在、今年度までが日量で4,400立米の契約の供給になっております。平成25、26年度につきましては4,800立米/日量の契約になっております。平成27年度以降につきましては、日量5,400立米ということで、受水、いわゆる供給の量が契約に基づいて吉岡町のほうに供給をされるということで、単純に考えましても、この分がこの試算の中にも入っておりますけれども50円ということで、この供給増の部分も反映をしながら、経営のほうも行っていくということでありまして、よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔 14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 県央第一水道が上げられなければこれで済むでしょうけれども、これも考えを頭に置かなければならないかと思えます。

そして、町には井戸が3カ所、配水場も3カ所あるわけですが、この管理施設、ポンプやそれらのメンテナンス、耐用年数とか大丈夫なのか。事故が起きてからでは、水が送れない、こういうことでは困りますので。本年5月に、群馬を含む利根川水系の浄水場から水道基準を超える有害物質が検出されました。これは、有害物質と水の中の塩素が反応してホルムアルデヒドが発生したと。そして、利根川水系の下流の県で給水ができなくなったという県もあるわけです。

また、ある県内の町ですけれども、職員が浄水場に薬品を落とし、水が濁るなどの事故が起きております。このメンテナンス、ポンプとかのメンテナンス、それともう1点、仮にあした議会で決まりますと、水道料金の値上げについて、町民への理解と周知方法についてお願いをいたします。2点。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 吉岡町の水道施設につきましては、今現在、深井戸が1号、2号、3号とあります。それと、上野原浄水場、第1浄水場、これは上野田になります。第2浄水場が南下、第3浄水場が吉岡中学校の前のところにあるわけですが、それぞれ浄水場築造につきましては、耐用年数というのが最近お世話になっている第2配水池、第3配水池をつくったんですけれども、これにつきましては、耐用年数につきましては60年ということで見込んでおります。また、排水管につきましては40年ということで考えております。

それと、深井戸のポンプですけれども、これにつきましては、基本的には耐用年数16年ということでございますけれども、それについては、まず1号井につきましては平成21年度に交換をしております。2号井、2号のポンプについては平成19年ということで交換をしております。3号井につきましては、平成5年ということで、そろそろ交換時期には来ておるといような状況でございます。

メンテにつきましては、都度、最新の注意を払いながら、そういうような形で修理、補修、また交換等を行っていくということで、常に町民の皆様には安定した安全な水を供給したいと考えております。

また、料金の周知ということでございますけれども、もとより水道料金につきましては、安全で安心な生活水の供給を低料金で供給してきたところでございますけれども、この今回の料金改定が承認をしていただければとなりますと、これにつきましては町民の皆様

相当の負担をいただくわけですから、町の広報、またホームページ等で十分に周知を図っていききたいと、混乱を招かないようにしていきたいというような形で考えております。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 課長の言うとおり、町民に負担をしていただくわけですから、十分理解ができる方法でお願いをしたいと思います。

次に、工業用水についてお伺いしたいと思います。

これは、産業のあらゆる分野で水は大きな役割を果たしているわけですが、これは大量に使用するわけです。資源確保の観点から、回収や再利用が行われていますけれども、淡水の回収率、工業用水については、79%が再使用となっています。

そこで、町で唯一の工業用水として送水している小倉にある企業、三甲ですが、町で誘致した大事な企業ですが、去年はポンプが故障し、修理費に8,000万円、ここには立方26円で日量2,200トン、年間2,200万円の使用料を使ってもらっているわけです。この単価について、この単価の基準を伺いますと、渋川工業用水というのがあるわけですが、これは利根川の水を取水して、渋川のあちこちの工場、これは群馬町まで行っているわけですが、その工業用水の単価が20、渋川工業用水の単価が26円、そして、この小倉沈澱池から出ている、榛名トンネルと言うんですけれども、地下130メートルからポンプを使ってくみ上げている水も26円。小倉沈澱池の水はこのままでも飲めるようなきれいな水なわけです。この水の単価と利根川の単価が同じ26円と言うんですけれども、今回、この上水道の値上げについて、この工業用水の値上げも考えているのか。そして、その企業に理解をしてもらえるのか。その辺についてお伺いをします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 工業用水関係につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） まず、工業用水の関係の管理につきましては、あそこの一連の管理につきましては産業建設課ですが、今、議員お尋ねの値上げということでございますので、私のほうからその部分につきまして説明をさせていただきます。

今回のその工事、一連の事故を受けまして、三甲さんのほうとは誠意を持って対応してきたわけですが、それとちょうど時期が一緒になったと言えばなってしまうわけ

ですけれども、水道事業の赤字決算ということが続いているということは、その事故対応の中でも話をし、値上げのほうをお願いせざるを得ないというようなことを今検討を始めていますということでは話をしました。

それで、もとより三甲さんにつきましては、水道料金の水道給水条例の中には入っておりません。工業用水の分野ということで、町が誘致をして、町が三甲さんと直接書類のやりとり、文面のやりとり等をしながら単価を決めてきたという経緯がございます。当初は、昭和59年に、誘致に伴いまして単価20円ということで決めてございます。その後、改定をお願いして、平成4年に現在の26円ということで、これは消費税別ですけれども、立米26円ということで、協議の中で上げさせてもらったということでございます。

それにつきましても、当時のやりとりの書類を見ますと、やはり、先ほど議員がおっしゃったように、地下130メートルからくみ上げた水が上質な水だということで、当初誘致をしたということでございますけれども、実態が1年ぐらい経ってから、藻が多く発生して、要するに、ラジエーターのような形で冷却するのに使うということで、かなり藻で操業が一部機械がとまったりとか影響があるということで、何とかしてくださいというようなことでやりとりがあります。

それで、その料金の値上げのときも、それがあつたので値上げのほうは猶予していただけないかというようなやりとりもございました。その中で、町も改善策を、スクリーン等を設置したりしまして、基本的には平成4年に26円ということで協定を結んで進めております。

今回につきましても、三甲さんのほうにはお話をしまして、今回の一連の料金改定、吉岡町の水道料金の改定に合わせて料金のほうの値上げもお願いをせざるを得ないと。経営状況もお話をした中でお話はしてあります。今後、誠意を持って三甲さんとはお話をしていくということでございます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

- 14番（齋木輝彦君） お話ですから、交渉をしていくということでしょうけれども、あの工場には出ている排水が汚染されているということはないわけです。石油製品、プラスチックをつくっているわけですから、その冷却水として使われているわけですが、今回の9月補正で超音波流量計というのをつけたようではありますが、この予算が740万円、取りつけて、既にもう正確に日量の水量が出ているとしたらお願いをします。そして、この排水されている2,200トンの水は、現状では滝沢川に全部流されています。この再利用、例えば、貯水池をつくるとかプールにするとか、何かその辺のことを考えているかどうか。その流量計の数量と再利用についてお願いをします。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、補足答弁ということでさせていただきます。

トンネル原水の利用につきましては、浄水として、そしてまた雑用水として、そして今お問い合わせの三甲株式会社さんのほうへ送水しておるところであります。

先般、この三甲さんへの総水量、1日1,800トンという契約で送水させていただいているところでございますが、三甲さんとの協議によりまして、三甲さんへの総水量について、工場が必要としている以上に給水が行われているということでありまして、流量を調整する措置をしていただきたいとの協議申し出があったところでございます。

それに伴いまして、今回、流量計を設置しているところでございまして、今現在、どのくらい具体的に送られているのかという、まだそういった数値は把握してございません。

また、この三甲さんへ給水いたしまして、そして、一旦工場内で使用後、排水された水というのは、排水池に貯水しまして、農業用水として再利用できるようにもなっております。今のところ、再利用しているということではなく、議員言われるとおり、河川のほうへ排水されているということではありますが、水の再利用という観点からも、今後再利用できればと思っているところでございますが、この排水経路の一部沿線が宅地化されまして、浄化槽からの家庭雑排水がまじるということで、なかなか農業水として再利用するには、その辺は最小限に行われているようでございます。

また、農業用水として今後適切であるかどうかの調査をしておく必要もあるのではないかと考えておるところであります。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 榛名トンネルの割り当て水量について最後に、この件についてはお伺いしたいと思います。

これは、榛名トンネルは高崎、吉岡、榛東、渋川、4市町村で上下水道、農業用水、その他として使用しているわけですが、吉岡の現在の利用率は43%でいいのかどうか。これが変更されることはないのか。確認の意味で、これだけお願いをいたします。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 今、議員がお尋ねの榛名トンネルの関係ですけれども、既得分として、吉岡町は、これは9万5,000立米というのが総湧出量の仮算定ということで協議会のほうで把握して、これをもとに割り当てをしております。その中で、吉岡町は既得分とし

て日量7,200立米、それと、余剰分の割り当てとして6,864立米ということで、日量1万4,064立米というのが、吉岡町が9万5,000のうちの取得をしている分でございます。取得割合を群馬町、今は高崎市ですけれども、榛東村、渋川市の協議会の中で割り当てた取得割合とすると、吉岡町は14.8%の率で取得をしていると、権利を持っているということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） では、進みまして、農業用水についてお伺いしたいと思います。

作物の育成を通じて、食生活を支え、命も支える意味で飲料水とともに重要な役割を果たしているわけです。

農業用水というと、水田の稲作が主ですが、農業用水の実に94%が水田のかんがい用水と認められているわけです。群馬用水を含め、湧水対策事業により、畑地のかんがい、畜産用水、農具の洗浄、作物の洗浄、その他にも親水空間の景観や形成、除雪、生命保全、地球の温暖化防止など、多面的な役割を農業としても水としても持っているわけですが、水管理にはハード面とソフト面があるわけです。現状の農業用水についていかに考えているのかお願いをします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 農業用水関係につきましても、課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、農業用水の考えということで、町長の補足答弁をさせていただきます。

水稻や野菜等の作物の生育に水は必要不可欠であります。特に水稻栽培におきましては、その昔、田んぼに水を引くために水争いがたびたび繰り返されてきたと聞いております。

しかし、議員言われるとおり、土地改良事業で農地の基盤整備が進んで、そして、パイプライン、農業用水路が整備されまして、田んぼへの取水も大変便利になりました。また、貯水池やため池等の貯水施設も整備されて、農業用水の安定供給が図られている今日でございます。

しかし、この便利さゆえ、必要以上に農業用水を使い無駄にしていることも事実だと思っております。水は限られた資源であるということはよく言われますが、それをまた認識しながら、農業用水を利用できればと考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔 14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 一般の人には農業用水が、川の水だから無償のように思われていますけれども、とんでもない話で、管理料として水は買っているわけです。特に水田の代かき時、水管理のうまくできない人が吉岡町には多くあります。かけ流しにしたり、道路に流してみたり、個人のモラルと言えばそれまでですけれども、この水の大切さはやはり町としてもいろいろ指導というか、教示していく必要はあると思います。

そしてもう一つ、宅地化が進み懸念していることがあります。農業用水を目的に整備してやってきた排水用施設が、大型商店や工場、住宅、団地の排水路の役目も担っているわけです。

本来、農業用水路が家庭の雑排水として同時に流れることはないわけですが、つまり、農業用水として使えない水路になっている場所もあるわけです。改良して整備をしなければならぬけれども、家庭からの雑排水と農業用水を別に考えなくてはならぬけれども、この辺の対応についていかに考えているのでしょうか。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、農業用水路を宅地化で使用していると、こういったご質問であろうかと思いますが、これにつきましても、補足答弁させていただきます。

町では、農地を転用して宅地化が大変進んでおります。家庭雑排水の処理は、公共下水道や農集排の処理区域外におきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、主に側溝へ排水しているのが現状であります。そして、その排水先が農業用の水路であることも多々あるわけでございます。

町では、この家庭用雑排水を農業用水路に処理する場合には、水利権者の同意を義務付けております。その中、今後、同様のケースが多くなるのが当然想定される。人口が増加しているということで、当然想定されるわけでございますが、農地と宅地の共存共栄がうまく図れればと思っております。そして、その検討も必要かと思っております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔 14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 水については以上で終わりにしたいと思います。

次、大樹町との交流について。

先ほど、山畑委員がお話をしたので、重複する部分もあるだろうし、少し違う観点からもお話をしてみたいと思います。

大樹町とは友好都市になったわけですが、これからどうするかだと思います。できるだけ多くの人たちに北海道の大自然を味わっていただける方策をすべきだと思いますが、まず、財源をいかにするのが最大の課題だと思います。

一部の団体や個人が往来するだけでは進みません。団体、各種代表、そして子供たちの交流までいかにしていくのか、そのアイデア、これから大樹町とのマクロの部分で結構ですから、重複する部分もあると思いますけれども、お願いをしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 大樹町との交流、そしてまた交流基金、子供の交流についてということで、ちょっと私のほうもダブるところがあるかと思います。ご承知おき願いたいと思います。

大樹町との交流事業につきましては、先ほど山畑議員のご質問にもお答えしましたが、来年度に子供の交流事業を実施する予定であります。財源につきましては、先ほどから申されているとおり、保護者の方にも若干の負担をしていただく予定でもあります。残りは一般財源で対応する予定であります。齋木議員がおっしゃるように、今後いろいろな交流が予想されますので、財源についても研究する必要があると思っております。先ほど申し上げましたように、受益者負担や公平性の観点からも検討していきたいと考えております。

基金につきましては、教育文化振興基金等の既存の基金を活用したいと思っております。今後多くの皆様から意見をお伺いし、もろもろ検討していきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） どの団体、個人が行くにしても、その交流のときになってから一般会計から補正を組むとか、一般会計から補正ですとか、補助金を考えなくて、今からやはり基金の創設、今、町長のほうは教育文化基金をベースにするというようなこともおっしゃいましたけれども、来年の8月に予定をしておるといふ、これは来年の、今回の平成25年度予算に組み込まれるでしょうけれども、この平成23年度において、一般からの寄附金というものが1,101万6,000円ありました。また、これらを基金のベースにしたり、また、吉岡振興公社からも寄附金の名目で繰り入れされています。振興公社からの繰入金、平成21年が400万円、平成22年が1,100万円、平成24年が1,700万円、合計で3,200万円あったわけです。これらの基金の積み立てに使うのはいかがでしょうか。

公社の場合には黒字でなければ当然できないわけでしょうけれども、黒字のときに限って、これらを一般の寄附金等を名目にして交流基金という形で、教育文化基金とは別に枠を設けたらいかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほどから申し上げているとおり、寄附金というのは、いわゆる安定供給してくるものではないというふうに私は思っておりますが、先ほど山畑議員のところへ答弁したとおり、そういった寄附金も1つの視野に入れながら物事をよく検討していきたいと。今、温泉のほうの寄附金が400万円、1,100万円、1,700万円というような形で、今後3年間はいたいておるということですが、そういったことも齋木議員が言われるようなことも、1つの視野に入れながら、交流事業、そしてまた基金ができればなというふうに思っております。

先ほどから申し上げているとおり、教育文化振興基金等のほうにそういったお金を入れていいか悪いかも、いろんなことで検討しながらやっていきたいと。寄附金については安定しないということで相なれば、やはり、子供たちのためと思えば、一般会計でいわゆる予算を立ててやっていくというのが基本ではないかなというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 子供について、いずれにしても財源がなければ何もできないわけなので、進んだ話ではできないわけですが、子供の交流は現状では全員の小学生が行くというのは無理。先ほど、20人ぐらい選んでということを行ったわけですが、非常に基準が難しいかと思うんですが、この選出する基準、小学生で年間を通じれば作文や絵画、書道、ポスターとか音楽、スポーツなど、いろいろ県大会とかいろんな出展や出場があるかと思えます。これらの基準を、ここに出た人には行けますよとか、あるいは先ほどは5・6年生を対象に作文が何かで公募するんでしょうか。その基準。

あそこんちの子は行きたくて、こっちの子は行けないよというのでは悲しいので、そして継続的な事業をするためには、何か基準をつくることが必要ではないかと思うんですが、この辺、例えば、この絵画のこれに入賞したら行けるよとか、その辺の基準はどういうふうになっているんでしょうか。これについてお伺いします。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきますけれども、ただいま選考方法につきまして、一応庁議等でいろいろ素案をつくって検討している段階でございます。それで、予算の関係で、これは確定した形ではないんですが、一応20人程度を派遣しようということをやっておるわけです。

その選考方法につきましても、当然、非常に応募者が多い場合についてはそれを絞り込

むのは非常に難しいということも承知をしております、その選考方法につきましても、当然申し込みをしていただいて、それをもってまず選考をさせていただくと。その後、さらにもう一つハードルを設けまして、場合によっては抽せんをさせていただくとか、そういったことも含めて、予算の関係もございますので、そんな形で絞り込めればいいかなと、そんなことで、今のところは検討しているところでございます。以上でございます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 小学校5・6年が、手始めに何をするかと思うんですけども、中学生なんかは、例えば、いろんな弁論大会とか吹奏楽とか技能大会とかあるわけですけども、例えば、関東大会に出たとかあるいは全国大会に出た優秀な生徒もいるわけなので、これはもう含んでいただければ子供たちも励みになるのではないのでしょうか。

また、選出する、こちらの行くことを考えておかなければならないけれども、受け入れについて、例えば、向こうから生徒が、子供さんが来ると。このときに、町は来町されたときどうするのか。人数にもよりますが、対応は、接待はいかにするのか。相手の希望もあるだろうし、要望もあるでしょう。子供同士の交流はどうするのでしょうか。見学箇所、施設の案内場所、宿泊場所まで含めて、ホームステイまで含んでいく必要があるのではないのでしょうか。これについて、受け入れることについてお伺いしておきます。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 向こうからこちらに来た場合という、そういうご質問かというふうに思いますけれども、今の打ち合わせの段階でございますけれども、大樹町は、今のところ、吉岡町に派遣するというような考え方はないということは伺っております。

そういうことで、こちらのほうからまず、交流ということではなくて、向こう側に派遣すると、そんな形をまずとらせていただきます。そんな考え方でおりまして、動きながら今後いろんな形、もし調整をしなくてはならない、まず出発をしておいて、動きながらほかの団体、例えば、スポーツ交流ですとか、そういったこともできればいいかなと。だんだん輪を広げていければいいかなと。とにかく動いて、それから、まだもうちょっと広げられる方向があればそちらに広げていくと。そんなことで、まず手始めに始めてみよう。そんなことで町長のほうからは指示をされているところでございます。以上でございます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 始めたら、ぜひともこれが継続事業として交流が図れるような事業にしていかなければならないと思います。そして、子供たちに夢と感動を与えるような事業とし

て、低学年の子ではまだ飛行機に乗った人も船に乗った人も少ないと思います。これらも夢のある交通機関、やりたいと含めて、継続事業としてやると。

今回、例えば、8月に予定をしておるといことですけれども、それだけで終わるのではなくて、継続事業としてなるかどうか、その辺もいろんなものを加味しなければならいでしょうけれども、その点についてお伺いします。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 確かに、始めれば短期間で終わるといことではなくて、長いおつき合いをさせていただくと、そういうことになるかといふふうに思います。

したがいまして、先ほど申し上げましたとおり、まずは始めて、それから違う方向にどんどん広げられれば、そういうふうなことで広げていければいいなといふふうな考え方を持っております。

まず、20名でいいのかと、そういうことも当然ございます。まずは予算の関係等もございますので、そこから始めて、ほかにもいろんな形で広げ、まず5・6年生を対象にしておるわけでございますけれども、なぜそこら辺にしたかといひますと、やはり、中学生になりますと、部活ですとかいろんな学校行事等もございまして、3泊4日というのは非常に日程的に難しいといふようなこともあるようでございます。それと、先ほど5・6年生と言いましたのは、宿泊体験をするのが小学生は5年生でございますので、その辺のところからまず始められる、始めるとすればその辺から始めるのがいいのかなといふようなことで5・6年生を対象にしたらどうかと、そんなことで始めております。

したがいまして、当然その交流を始めれば、やってやめましたと、そういうわけにはいかないといふふうに思いますので、これから長く続けていくためには、先ほど申し上げましたように、動きながら調整をしながら人数と財源等を考えながら進めていかなければならないと。そんなことで、当然考えております。以上でございます。（「以上で終わります。ありがとうございました」の声あり）

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、齋木輝彦議員の一般質問が終わりました。

続きまして、13番神宮 隆議員を指名します。

〔13番 神宮 隆君登壇〕

13番（神宮 隆君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項を多目にとりましたので、ひとつ簡明なるご答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。いろいろお伺ひしたいことがございますので、よろしくお願ひします。

まず1つは、衆議院議員総選挙の対応でございます。

現在、衆議院議員総選挙は終盤を迎えておりまして、3日後の16日に投票が実施されます。衆議院議員総選挙は社会全体の意思であるため、国政を決める重要な選挙で、民主主義を守り、政治をよりよいものにするためには、有権者全員が投票することが必要であります。それとともに、選挙の仕組みが公平なものであり、不正のない選挙が行われることも要求されるものであります。

公職選挙法は、公正な選挙が行われるよう、さまざまなルールを定めており、選挙が民主主義の根幹を担う極めて大切な制度であります。よい政府を持つためには、ほかならぬ選挙民が政治や選挙に関心を持ち、確かな人を選び、確かな情報のもとで政治を監視し、コントロールする必要があると思います。その最大の機会が国政選挙であります。

各種選挙について、実際、その事務を管理執行している機関が選挙管理委員会であり、選挙を公正なものとするために、国に中央選挙管理委員会、都道府県選挙管理委員会、それに市町村に管理委員会が置かれ、それぞれ独立した行政機関として活動しております。

吉岡町の選挙管理委員会の委員は、ことし9月に改選され、委員4名と補助員4名が決まっております。中央・群馬県・吉岡町選挙管理委員会はそれぞれの具体的職務内容はどうのことを行っておりますか。基本的なことをございますけれども、ご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

まず、選挙管理委員会の具体的職務の内容ということで答弁をさせていただきます。

選挙管理委員会は、地方自治法第181条の規定に基づき、設置及び組織されているところであり、同法の182条の規定により、前定例会で選挙された4人で委員会が構成されているところでもあります。

選挙管理委員会は、法律に基づき、普通公共団体が処理する選挙について、投開票を行い、選挙人名簿の作成、管理をしているところでもあります。また、ほかにも選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通じて、有権者の政治常識向上に努めることになっていきます。

詳細につきましては、総務政策課長より補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 中央・都道府県・市町村選挙管理委員会の具体的な職務内容についてでございますが、中央選挙管理委員会は総務省の附属機関で、委員数は5名、任期は3年で、国会が指名し、内閣総理大臣によって任命をされます。主な職務は、衆議院、参議院

の比例代表選挙に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務などを管理しております。これらの事務について、都道府県、または市区町村の選挙管理委員会に助言、勧告することも大切な仕事でございます。

都道府県選挙管理委員会は4人、任期4年で、議会の議員により選挙で選ばれます。主な職務は、衆議院小選挙区の選挙、参議院選挙区選挙、都道府県の議会の議員及び知事の選挙に関する事務を管理し、さらに、市区町村の選挙管理委員会に助言、勧告をします。

町の選挙管理委員会は、年に4回、基準日における選挙人名簿提示登録事務、在外選挙人名簿登録事務、選挙人名簿の閲覧、検察審査員候補者予定者の選定、裁判員候補者の予定選定や、衆参両議院選挙、最高裁判所裁判官国民審査、群馬県知事・議員選挙、町長・町議選挙、農業委員会委員選挙、土地改良区総代選挙等の管理や解散・解散請求の処理並びに選挙啓発活動など、選挙管理委員会の役割でございます。こうした役割を、適正かつ厳粛に職務を遂行しているところでございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 今回、衆議院議員選挙については、主体的には県というようなご答弁でありました。それに伴う町の選挙管理も大変だと思います。

また、町の選挙管理委員、これはいろんな投開票事務や何かで役職を選任していると思いますけれども、その選任の役職、投票立会人とか管理者とか、それはどのような種類で、どのように選任しておられるか。その辺のところをお伺いします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 町の選挙管理委員会で選任する役職は、投票管理者、同職務代理、立会人、期日前投票所の投票管理者、同職務代理、立会人、開票管理者、同職務代理です。

投票管理者、同職務代理、期日前投票所の投票管理者、同職務代理、同立会人は、町の職員から、当日の立会人は選挙区の中から3名の適任者を選任し、また、開票管理者、同職務代理は選挙管理委員会の委員長、同職務代理を充てて、それぞれ告示をしているところでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） いろいろ町職員、それと選挙区の有権者、大変なあれが担うわけでございます。

そういうことで、投票当日はもちろんですけども、今、選挙前の投票、不在者投票、

こういうことで、新聞には大分、期日前投票の、期日前投票と言うのか期日前と言うのか、いろんなパンフレットには期日前というようなことで載っていたり、テレビでは期日前投票というようなことで言っているんですけども、こういう期日前投票、不在者投票ですね。県下では大変14.5%、前回よりもそういうものが減少していると。5区でも8.3%減少していると。これは公示になってから5日間ということなんですけれども、この期日前投票、不在者投票のPR、こういうものはどのようにやっておられるかお伺いします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 期日前投票、不在者投票のPRでございますが、当日、投票に来られない人は期日前投票ができることが、毎戸配布されております選挙公報紙に載っております。また、投票所入場券の裏面にもお知らせとして記載をされております。また、選挙広報車によるPR、町のホームページ等でも周知をしているところでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 選挙公報紙と言うんですけども、まだ届いてはいないんです。これはどのようになっておりますか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 選挙公報紙でございますが、県の選挙管理委員会のほうから先週の土曜日に印刷が完了し、各市町村の選挙管理委員会のほうに届けられております。この選挙公報紙を自治会のほうにお願いをいたしまして、自治会を通じて早急、選挙関連ということで早急に配布をしていただいているところでございます。場所によってはもう既に、当然翌日に届いているところももうあるかというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） わかりました。

それともう一つ、この不在者投票、期日前投票、これは前回と比較してどのような数字になっておりますか。ふえているのか減っているのか、この辺をお伺いします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 期日前投票の状況でございますけれども、前回の衆議院と比較いたしますと、先般、新聞等でも記載がありましたが、前回の衆議院選挙と比べると14%程度

落ちているということでございます。

吉岡町の選挙管理委員会でも、前回と比べると78%ぐらいで推移をしているところがございます。前回の衆議院総選挙の関心度の高さ、そしてまた今回の衆議院の総選挙の関心、こういったものが比較できる一つの指標となるかと思えますけれども、今現在では、前回と比べると低い水準であると。これから週末に入ってきますので、今後、期日前投票がふえていくだろうというふうに予想されているところがございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） わかりました。

今回、衆議院総選挙に要する費用、補正予算に、今度の投開票従事者手当として493万円補正予算に組まれております。これに従事する役場職員、それから、有権者、町民どのくらい従事するのか。その辺の数を教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） このことにつきましても、総務政策課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 選挙事務従事者でございますが、選挙管理委員長より委嘱を受け、町の職員が対応をしております。事前の準備は事務局で行い、期日前、当日の投票と開票事務をほとんどの全職員で従事しております。

今回の衆議院総選挙では、投票に8投票所と本部の計88名、開票には女性職員19名を除いた69名を配しております。また、投票立会人を選挙区より推薦いただき、選任して対応しているところでございます。

事務従事に当たっては、何よりも正確にかつ迅速に事務処理を行い、スムーズに、しかも公平に行われるよう、さらに投票に来た方に気持ちよく投票を済ませていただくよう努めているところでございます。

なお、従事者には事務の確認や準備の徹底に万全を期すよう、事前に投票事務従事者説明会及び開票事務従事者説明会を開催しているところでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 大変な大勢の職員従事ということなんですけれども、日曜日、翌日の業務、遅くまで開票にはかかると思いますが、その辺のところの役場通常業務に支障があ

るかどうか。その辺のところはいかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 投票日当日あるいは開票夜遅くまで予想されます。したがって、翌日ですが、翌日の勤務に支障がないよう、定時の出勤を予定しております。

それから、投票所の後片づけ、撤収作業等がありますので、事務に支障がないよう職員は残し、残った職員で各投票所あるいは開票所の撤収作業に当たる予定でございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 新聞によりますと、安中市選挙管理委員会は期日前投票で30代の男に誤って2度投票用紙を渡して、2度、その男性も投票したということなんですけれども、どの票かわからないで、これは有効投票と扱われるだろうと。

川場村の選挙管理委員会は、有権者2人、これは男女らしいんですけども、小選挙区と比例区の投票用紙を取り違えて交付したと。渡されたから有権者もそのまま投票したということで、これはせっかく投票しても無効になってしまうと。こういうような従業員の従事用の配意事項はどんな点に、特に投票開票事務に当たる人の指導はやっておられるんですか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） そういった事務の手違いがないよう、万全に選挙管理委員会、事務局のほうから従事する職員に、朝に、投票開始前に十分伝達をし、その日の投票が無事済んで、そしてまた期日前投票あるいは当日の投開票も含めて、事務に間違いがないように、十分指導をしているところでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） その辺のご指導、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、いろいろ選挙管理委員会には、選挙活動を通じて事前運動、それから違法と思われるポスター、ビラの配布、それから、街頭活動などで選挙カーでいろんな標旗を掲げていないとか、そういうあれの違反、または違反と思われるような通報があると思えますけれども、そういうようなことで違反通報を受理した場合は、どのような措置をしているか、この辺のところをお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） このことについては、一番知っているのは議員ではないかなというように私は思っております。そういったことで、明らかに選挙違反と確認できれば、警察署の取り締まりに、対策本部に通報することになります。

県市町村課並びに県選挙管理委員会の指導を仰ぎ、適切に対処しているところでもあります。またいきたいとも思っております。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔 1 3 番 神宮 隆君発言 〕

1 3 番（神宮 隆君） これまで警告したり通報した件数というのは、支障がなければ、ちょっと教えていただきたいんですが。

議 長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔 総務政策課長 森田 潔君発言 〕

総務政策課長（森田 潔君） 今回の衆議院総選挙におきましては、今のところはございません。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔 1 3 番 神宮 隆君発言 〕

1 3 番（神宮 隆君） わかりました。

この項目の締めとしまして、今回、我が国ではいろいろデフレ脱却だとか失業者の増大だとか、東日本大震災、この復興だとか、いろいろな懸案事項があると思います。今いろいろ抱えております。町長としまして、今回の選挙について期待していることはどんなことを期待しているか。この辺のところをお伺いしたいと思います。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔 町長 石関 昭君発言 〕

町 長（石関 昭君） 大変厳しい質問をいただきました。このことについては、発言は控えさせていたきたいと思います。

だがしかし、今は投開票の事務が円滑に実施されることを望んでおります。

議 長（近藤 保君） 神宮議員。

〔 1 3 番 神宮 隆君発言 〕

1 3 番（神宮 隆君） 余り詳しい答弁がいただけなかったので、ちょっと残念でありますけれども。

次に、2項目の老朽化した屋外広告物条例、屋外広告物の撤去についてお伺いします。

張り紙、広告、ネオンサインなど、屋外の広告物は、広報宣伝活動の1つとして重要な役割を担っており、また、町を活気づける手段にもなっております。しかし、同時に、屋外広告物は景観の一部を形成しているという面から、美しい町並みや良好な景観の調和が要求されており、さらに、通行人等への危険防止についても配慮されなければならない。

屋外広告物は、屋外広告物法、屋外広告物条例に基づき、広告物を表示する際に規制されております。

町内の屋外広告物を見ますと、著しく汚染し、褪色し、塗料の剝離、それから破損、老朽化、倒壊・落下のおそれのあるものが散見されております。下野田地区の字上北には、吉岡町の青少推、子育て連、3校PTAの看板が2.5から40センチの看板が出ております。片面は「育てよう明るい挨拶できる子に」と何とか読めますけれども、反対側は全く文字が消えていて判読できない。それから、下野田地内の高速道のカルバートの中のフェンスのかけ看板には、「ごみ・空き缶捨てないように」ということが書かれているんですけれども、半分折れていてなくなっております。設置団体は吉岡町保健衛生推進協議会と書かれております。景観を害し、その付近にはごみ・空き缶が捨ててありました。

それから、吉岡川にかかる長沢橋付近、これは大久保地内ですけれども、これは榛東吉岡ライオンズクラブ名のある高さ2.5、幅50センチの立て看板、これも老朽化し、「地域ぐるみ環境浄化をしよう」との文字が褪色してよく見えないので、景観を害している。そのほかにも、老朽化した交通安全標識の立て看板があったり、個人の住宅のブロック塀にも著しい汚染、褪色、また老朽化した広告物が見られる、散見されます。

このようなものについては、どのように撤去なりしておられるか。その辺のところ、どのように措置しておられるかお伺いしたいと思います。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

屋外広告物の掲示許可と期間経過の撤去ということでございます。今、張り紙、広告などの屋外広告物は、広報、宣伝活動において有効な手段の1つではありますが、同時に、屋外広告は景観の一部を形成しているという面から、美しい町並みや良好な景観との調和が要求されており、さらに通行人等への危険防止についても十分配慮がされていなければならぬと考えております。

今、議員がおっしゃるとおり、あらゆるところにそういった目的がわからないような張り紙も多々あることは私も見受けております。群馬県では、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物の条例を制定し、広告物の表示等の必要な規制、指導等を行っており、許可地域等においても広告物を表示し、また、掲出物件を設置するものは知事の許可等が必要であります。

吉岡町は、屋外広告物については県の条例に沿っているところでもありますが、老朽化して倒壊の危険があるもの、町並みの景観を損なうような屋外広告物に対して、県に適切に指導していただいております。

今後、時期は未定ではありますが、美しい町並みを形成するために、景観条例、そして景観条例にあわせて屋外広告物の条例の制定も考えていかなければいけない時期に来ているのかなというふうには思っております。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） これまで、そういう汚損した、老朽化したものについての撤去、または撤去勧告、こういうものをしたことがあれば、その内容をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、あわせて条例には町の掲示禁止場所、町のそういう広告物の掲示禁止場所、それから物件があると思うんですけれども、こんなものはどんなものがあるか。その辺もあわせて教えてください。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁ということで、ご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、町並み景観を損なうような屋外広告物あるいは老朽化して倒壊の危険があるもの等のこういったものの処理につきましては、県条例に従っておるところでございます、そういった通報が、例えば町にある場合は、県に通報する中で適切な指導をして、処理をしていただいております。

そして、続きまして、また屋外広告物の掲示禁止場所等の関係でございますが、この屋外広告物の掲示禁止場所につきましては、その詳細につきましては、群馬県の屋外広告物条例第5条で定めているところでございます。良好な景観の保全を優先すべき地域、または場所におきましては、広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならないとしております。

具体的な場所でございますが、第1種低層住居専用地域など住居専用地域、そして、風致地区等でございます。また、古墳・墓地等の史跡、官公署・学校・図書館・公会堂・体育館等の建造物及びその敷地などとしております。

次に、広告物を表示し、または掲出物件をしてはならない禁止物件でございますが、詳細につきましては、これも群馬県の屋外広告物条例第6条で定めているところでありますが、橋梁、トンネル、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール、歩道転落防止柵等あるいは消火栓、火災報知器等であります。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

1 3 番（神宮 隆君） そういう老朽化、汚染した広告物が掲示されますと、町のイメージが悪くなって、居住環境を阻害するというので、ひいては、やはり犯罪の多発につながることもありますので、そういうできるだけ教育的な面から見ても、町の景観から見ても、早目に撤去なり撤去勧告をして、すばらしい屋外広告物が掲示できるようにご配慮をお願いしたいと思います。

次に、3番目の南下城山防災公園の整備についてお伺いします。

この公園の整備の基本方針として、一時避難場所の機能を持つ公園、それから、被災の前線における救援機能、輸送等中継拠点機能を担う防災公園、平常時は城址公園として地域住民に親しまれる史跡、眺望、憩い、交流の公園、安全・安心で快適なまちづくりへの先導事業をコンセプトに基本計画を策定し、平成23年度に種々のいろいろな整備に関する調査、業務委託が行われました。

1つは南下城山防災公園用地測量等の委託、それから、南下城山防災公園地形測量業務委託、それから、城山防災公園の文化財試掘調査業務委託、こういうものでして、実測面積が大体3.6ヘクタールという実測面積、それから、文化財の調査では前方後円墳が見つかったという、大きな実績もございました。その調査の中で、南下城山防災公園に係る費用対効果分析業務委託というのが、ことしの2月から3月にかけて業務委託料141万円をかけて行われました。この調査の中で、小規模公園の持つ一般的な価値の計測方法について、1つが、実際に公園を利用する、または将来利用を担保する価値。それから、2つ目が都市景観の向上、都市環境を維持改善する価値。3つ目が震災等災害時に有効に機能する価値、こういうことから、この調査結果がまとまっております。一般的にこういうことで、B/Cでは1.6という有効性、便益性ありという結果が出ております。それから、利用価値の多角的な面で汎用性が高いというような結果が出ていると伺っております。

この関係について、特に計測方法の実際に公園を利用する、または将来担保する価値、これは3キロ四方ということで、分析期間を50年ということで出ているようでございますけれども、この辺の具体的なその価値ですね。それから、震災等災害時に有効に機能する価値、これは北下、南下、陣場、この3自治会1,100人ということで伺っておりますけれども、この辺のところの調査の結果をもう少し具体的に教えていただけたらと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 費用対効果分析業務委託の結果の内容ということでございます。

平成23年度に用地測量調査を初めといたしまして、南下城山防災公園整備に伴う4つの業務委託を執行したところでもあります。

業務の1つでもあります費用対効果分析業務委託の結果内容はということではありますが、詳細につきましては担当課長より補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、費用対効果分析業務委託の結果の内容ということで、町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、この業務内容といたしまして、事業の効率性及び透明性の向上を図るため、防災公園における費用対効果の分析を行うことを目的として行ったものであります。

分析方法の概要、便益の計測手法でございますが、小規模公園の持つ一般的な価値の計測方法について、一般的な価値を3項目に分類いたしまして分析したところであります。

(1)として、ご質問の実際に公園を利用する、または将来の利用を担保する価値。いわゆる直接利用価値でございますが、具体的な内容としましては、子供たちの安全な遊び場の提供、周辺住民の語らいの場の提供、レクリエーションの場の提供、地域の人々の交流の場の提供としての利用価値でございます。

(2)番目といたしまして、都市景観の向上、都市環境を維持改善する価値。いわゆる間接的利用価値でございますが、緑地の提供、動植物の生殖の場の提供、潤いのある町並みの提供の環境の価値でございます。

(3)番目といたしまして、同じくこれも間接利用価値でございますが、震災等の災害時に有効に機能する価値でございます。内容としましては、一時的な避難場所の提供、炊き出しの場の提供、情報交換の場の提供のいわゆる防災価値でございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 最初の、実際に公園を利用する、将来利用する子供とそういうような利用ですが、3キロという数字で、3キロから利用するというのは大変広範囲になると思うんですけども、その辺の3キロ基準というのはどういう目安で決めたのか。その辺を教えてください。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 南下防災公園につきましては、面積的には約400未満、400弱ということで、地区公園として位置づけて整備を考えているところでございます。こういった地区公園の誘致圏半径3キロということでございますので、その3キロを採用しまして公園の価値を計測しておりますところでございます。

町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 完成後の年間維持管理費は1平米当たり300円、実測面積3.6ヘクタールということで、年間1,150万円ということを伺っております。これだけの維持管理費がかかると。そうすると、10年これを見ると維持管理費だけで1億円を超えるということになります。3自治会の3割、1,100人と見込んでおりますけれども、これの避難場所、またそのようないろいろな便益、汎用性が高いということで、工事費も4億4,500万円見込んでいるということになります。

こうすることで、そういう歴史的な面もあるので、つくるとはいいと思うんですけども、余りにも年間の維持管理費がかかり過ぎる。また、防災公園としてそういう、本来なら平地が一番利用するにはいいわけですけども、130段も階段のある防災公園、それから、またそれが将来、その防災公園が使われる蓋然性ですね。県のほうのあれから言っても、自治体のあれはその辺は含まれていない。たしか、いざあった場合については、これは有効に活用になるんですけども、本来なら町民が最も活用ができるような平場ですね。中学校の体育館みたいな、こういうものが大変活用度が高いと思うんですけども、そういう維持管理費が余りにもかかるということで、また、ヘリポートが2カ所、ヘリポートが2カ所、それが許可になるかどうかわからないですけども、そういうような大変面積も広いということで、整備面積を縮小するなど、そういう年間維持管理費の縮減対策などは考えておられるかどうか。この辺のところを町長にお伺いしたいんですが。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今のところは面積を縮小するという考えはございません。

そもそもこの公園をつくらうといった名目は、あらゆるところで今言ったアンケートなどとりまして、子供たちが遊べる、そしてまた景観がいいところをつくっていただけますかということが発端でこの公園をつくらうということが計画されたわけでございます。

そういった中におきましては、いわゆるどういった形でお金をかけずにその公園ができるかということで、いろんなことで模索した結果が、いわゆる防衛のお金を使ってやるというのが一番かからない策ではないのかなというような結果を出したのが、いわゆるこの今の結果につながっているということでございます。もうずっと前からこの計画は練って練って、練り上げてきたものでございます。そういったことで、いかにして町の資金を少なくしてやるこの計画については、どういった形でやるかということで発端になったのが、いわゆる防衛のお金をいただいてつくることが発端でございます。

ですから、いわゆる防災公園と名づけること自体が皆様方にはちょっとおかしいのではないのかなというようなこともあろうかと思えますけれども、いわゆる防災公園というような名目をつけないと、いわゆる防衛からはお金をいただけないと。それには、防衛からいただくことに相なれば、いわゆる非常時にはあらゆるところでヘリコプターもおりられるところにしなくては、その防災の意味がないということで、防衛のほうからお金が出ないということでございます。

そういったことで、積み重ね、積み重ねてきた結果がこういったことで、議会の皆様方にもご了承いただきながらこの計画がスタートしたわけでございます。ですから、ぜひご理解をいただきたいというようにも思っております。

経費がかかるということですが、当初、上野田ふれあい公園のところにもボランティアでしていただくというようなことでスタートしたわけですが、今現在、そういったことでボランティアではなく、いわゆるお金がかかっているというのが現状でございます。そういったことも踏まえまして、今回、この南下城山防災公園につきましては、でき上がった暁には、そういったこともいろいろ加味しながら、こういった形でいわゆる費用がかからないようにできるかなということも十分検討していきたいというようにも思っております。

上野田公園につきましては、年間五、六百万円かかるということに相なれば、そういったことも踏まえて、いろんなことで城山防災公園はつくっていききたいと。また、費用がかからないような施策も皆様方と相談しながらやっていききたいというように思っております。そういったことで、ぜひご理解をいただきたいということでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひまだ期間が大分、平成29年まで整備、6カ年計画ということで期間があります。その維持管理費の面、それから、いろいろな整備する際の予算の縮減、これを検討しながら進めていかれるよう希望いたします。

次に、吉岡町の八幡山公園の整備・拡張でございます。

ことしの8月13日に吉岡町の体育協会長から吉岡町八幡山公園の整備及び拡張を求める陳情書が出されました。

その内容については、陳情項目は屋外体育の総合的運動施設が不足しているので拡張してほしいと。それから、吉岡中学校校庭が狭いので補助的機能を有する運動場を確保してほしいと。公園利用者の駐車場が狭いのでその拡張をしてほしいということで、前回の9月議会で全会一致で採択されております。

今回、議案の一般会計補正予算の中に、八幡山公園利用地調査業務委託手数料80万円

が計上されております。この内容を、今のところ計画的な拡張面積、それから利用目的、それから利用予測、この辺のところを概要で結構ですから享受お願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 八幡山グラウンド整備拡張場所の面積、利用目的、そしてまた利用予測については、この件につきましては教育長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、補足答弁をさせていただきます。

八幡山のグラウンドの整備に関してございまして、先ほどご質問の中にもございましたように陳情書を出されておりました、3校のPTAと、それから体育協会の会長からでございますけれども、議会でも採択をしていただいております、そんなことを受けまして、まず今年度調査に入りたいということで、少し予算の要求をさせていただき、補正予算で要求をさせていただいておりますけれども、陳情の趣旨は、先ほど議員さん申されましたとおり、町の体育施設の充実性を図ることというのが1点ございました。それから、中学校の校庭の補助的機能をあわせ持った運動場にしてほしいと。それから、さらに公園利用者の駐車場の確保もしていただきたい。そんな3点ほどをあわせ持った3点ほどを趣旨にした陳情書でございました。

そんなことで補正予算を要求させていただいておりますけれども、現在のグラウンドの状況あるいは補正の内容等につきましては、事務局長のほうから細かく答弁をさせたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、教育長の補足答弁をさせていただきます。

まず、現状の八幡山グラウンドの面積は、駐車場を含めて約1.5ヘクタールです。そのほか、テニスコート、体育倉庫、トイレ等の用地として0.2ヘクタール、合計約1.7ヘクタールとなっております。今回拡張予定の場所は、現在のグラウンドと古墳公園と間の用地及び文化財の事務所の周辺の用地約1.2ヘクタールを予定しております。今後、地権者の皆様にご説明申し上げ、ご協力をお願いしていきたいと考えております。

次に、用地の利用目的ですが、これはグラウンド拡張と駐車場ということで予定しております。

それから、利用者数の予測でございますが、平成23年度の数値で、グラウンドが年間約2万6,000人、テニスコートが年間約1万3,000人の利用でした。今後、施設

の拡張により、サッカーと野球の試合が同時にできるようになるなどの、そういった利便性が高まることによって、当然利用者数は今以上に増加するのではないかというふうに考えております。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） それと、これの整備、八幡山公園の整備というのは大変利用度が高いと思いますので、これは町民の人も大変喜ぶのではないかというふうに考えております。こういうところを早い時期に整備しておくということは、やはり必要ではないかと思えます。

また、この土地を拡張するに当たって、今、借用地、町有地もあるんでしょうけれども、これは買い上げにするのか、借用するのか、この辺はいかがでしょう。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 今のところ、買い上げということでは予定しておりますが、今後、地権者の皆様方と話をしていく中で、場合によっては借用ということも考えられるかと思えます。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） もう1点お伺いしたいんですけども、この維持管理ですね。これはどのくらいふえるか、この辺の予測はされているんでしょうか。今までから見ると、維持管理費はふえると思うんですけども、年間の維持管理費、どのくらいを見込んでいるか。この辺のところをわかりましたら教えてください。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 維持管理についてのご質問でございますけれども、まず、これからどういうふうな形でグラウンドを、要するにグラウンドをどういうふうにつくるか、あるいはトイレをどういうふうにするとか、場合によっては今の道路を、今のグラウンドのところの道路をもうちょっと西に振るとか、これからいろいろ細かい設計をしていかなければなりませんので、ある程度形ができないと維持費についてもちょっと今のところでは何とも言えない段階かなと、そんなことでございますので、ある程度の設計ができて、グラウンド面をどういうふうにつくるのか、芝生にするのか、こういうそのまま整地する程度にするのか。いろんな整備手法がございますので、それによってまた維持管理費も違ってくる。それからトイレをどういうふうにするのかとか、照明をどういうふうにするのかとか、そういったもろもろの附帯設備等もございますので、そういうこともありますから、今の

ところでは維持管理費については何とも言えない段階でございます。以上でございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） わかりました。ぜひ経費を安く上げるように考えてやっていただきたいと思えます。

それから、最後の通学路の安全対策でございます。

これはやはり、ことしの議会の定例会でもいろいろ質問させていただきました。その答弁の中で、ことし6月ごろ、文科省からの通知で、教育委員会、学校、職場担当部署、地元警察、自治会が連携共同して通学路の安全を守るということで調査を実施するということとお伺いしております。この辺のことは、どのような対策をとられたのか。この辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） この件につきましても、通学路の安全点検、安全対策についても、教育長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

通学路の安全点検、安全対策等につきましては、明治、それから駒寄両小学校のPTAの皆さんのご協力をいただいております。毎年実施をしてきておるところですけれども、議員ご指摘のとおり、大きな事故がございました。それを受けまして、文科省、それから国土交通省及び警察署の3所が連携をいたしまして、通学路における緊急合同点検を、要領を定めました。

これに基づきまして、教育委員会のほうで調整をいたしまして、学校、それから保護者、道路管理者及び地元警察による合同点検を7月31日に実施をしております。学校から提出された危険箇所につきましては、道路管理者であります、県道ですけれども、それにつきましては土木事務所、それから、交通関係につきましては渋川警察署、それから自治会、学校長、PTA会長、それから産業建設課、それから町民生活課、教育委員会事務局。ここで合同で協議を行いまして、それぞれ各関係機関において対応できるもの、例えば歩道の除草ですとか堆積土の除去あるいは枝の剪定などにつきましては、すぐに実施をいただいております。

それから、フェンスの補修あるいは側溝のふたの設置ですとか、停止線やカーブミラーの設置などはそれぞれの担当部署から業者に発注をいただいております。既に対応

しておるところでございます。

点検箇所の中には、道路が狭い等の問題もございましたけれども、これにつきましては、やはり用地の確保をしなければなりませんので、場合によってはちょっと時間がかかると、そんなこともございました。そういうところにつきましては、できるだけパトロール等していただくと、そんなお願いをしております。

あとは学校安全ボランティアの皆さんによる見守りなど、そういったことで対応していくと、そんなことで合同の点検を行っておるところでございます。以上でございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 1つ、町民からの要望で、明治小学校の北の町有道、明小裏線ですね。ここが北下のアパートで「クレール」というのがあるんですが、あれから町道の北下集会所線まで200メートルあるんですけれども、幅員が3.8メートルぐらいで、上下、前後ろから車が来ると子供が側溝があるのでよけられないというようなことで、一方通行規制とか、側溝にふたをすとか、何らかの対応をとってもらえないかというような声も寄せられております。

それから、PTAの保護者が時々、通学路の交通整理、旗振りをやっていただいているということなんですけれども、夢中になって、保護者のほうが車道へ出て、後ろ向きで学童のほうに向かってやって、後ろから車が来ると大変危険な状態だということなんですけれども、この辺の旗振りの指導、それから通学路の狭隘のところの狭いところ、この辺のところをどのような対策をとっておられるか。簡単に結構ですから教えてください。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 道路改良に関しましては、多分、町道明小裏線かというふうに思いますけれども、ここにつきましては計画があったわけなんですけれども、地権者との交渉がちょっと頓挫していると、そんな状況で今とまっているというふうに思っております。その部分については、また産業建設課長のほうから補足していただきたいというふうに思いますけれども、旗振りの件に関してでございますけれども、議員ご承知のように、それぞれの地域で子育ての方々が当番を決めて自主的に登校時の児童の安全のために、横断歩道ですとか危険箇所を立ていただいて、旗振りをさせていただいているということございまして、特に、教育委員会としても特別に旗振りの指導をしていると、そういったことはございませんので。

ただ、議員ご指摘いただきましたので、安全には万全を期していただくように、学校を通してまたPTAですとか子育ての皆さんにお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） ぜひ、その辺のところの指導をよろしくお願ひしたいと思います。

あと信号機、郵便局前の信号機、町だの関係者のご協力をつけていただいております。ありがとうございました。

以上をもって質問を終わりたいと思います。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、神宮 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開は午後1時15分といたします。

午後0時12分休憩

午後1時13分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（近藤 保君） 2番金谷重男議員を指名します。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。通告に沿って一般質問を始めます。

過去の議事録を読み直したんですけれども、町長の施政方針というか、議会冒頭でそういったことが述べられていないような気がします。予算を決める3月議会では重要案件の概略の説明が私は必要なというふうに思います。町長就任時の町政に当たっての抱負だとか、公約の提示、実現に向けてというような所信表明も、できれば、ここにありますがけれども、昨年5月の臨時議会あたりでやってもらえれば、しっかりと公約が議事録に残ったというふうに思うんですけれども、残念でなりません。

3月の議会の一般会計を計上した際も、重要案件についての施政方針というのが、本当は、例えば工事だとかあるいは福祉だとか、そういった部分で分けてでも、細かなくても説明していただければと。9月の決算期にも、やはり、前年度予算の決算期の政策の達成度とかその評価、こういったものが町長の口から、みずから冒頭で語られるようになればいいなというふうに思っておりました。

2月議会の補正予算においても、重要な変更点、5億円の予算の追加ということであり、差し引きありますけれども、その中でも幾つか重要なところがあるのではないかと、いうふうに思うんです。そういうものが、ほかの町村、高崎や前橋のものを見ますと、前橋の山本市長は、当選した後の所信表明で、マニフェストについて語りました。それが、その後の議会で幾つか修正なり、賛成してもらえないと、そういうこともありますけれど

も、やはりここが正式な議会の場でありますので、後ろに町民がいるということで、できれば次回、また町長選に出て立候補する際には、当選した場合にはここでそういったことを話してもらえればなというふうに思います。

例えばということなんですが、この3月期の一般会計予算の中で、具体的に取り上げますと、4項目挙げたんですけれども、この辺のところは石関町長の重要な施策だなというように感じて4つを挙げてみたんですけれども、こういったことが挙げられるのではないかなというふうに思うんですね。ご挨拶が終わって、そして、総合計画を何とか実現したいというようなお話もありました。そのほかに、ここで取り上げているんですけれども、水道料金の値上げというのがありますが、これは、ここの議会でポッと始まったわけではなくて、もう5年間水道事業をやってきて、そろそろ値上げの時期かなと。そうしますと、昨年の今ごろから上下水道課とも連携の中で、来年度はちょっとやらなければならないかなと。あるいは委員会を開かなくてはならないかなという話があったと思うんですね。そういった意味で、今回も12月議会の前に全協で上下水道課長から説明がありましたけれども、3月の段階でもそろそろこういう課題もあるのではないかとということを町民に語りかける意味でも、そういうことが必要だったのではないかとというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 金谷議員のほうから、町長の所信表明が必要ではないかと。議会での所信表明演説あるいは施政方針が冒頭述べられるべきではないかということでございます。

私は、これまでどおりの対応をしていきたいと思っておりますが、特に当初予算では、1年間の事業計画等にご理解をいただくために、そういったことも考えていきたいと思っております。これにつきましては、事前に議長と協議させていただきたいと考えております。

この所信表明ということではありますが、今までは、これこれこういうこととということで各議会のときには説明はしていると思っております。そういった中でも、今、金谷議員が言われたように、重点的でもいいからやっていただきたいということでございます。

私はこれまでどおりということでは思っておりますが、当初予算、1年間の事業計画についてということであるのならばやっていってもいいのではないかなと。それは、いわゆる事前に議長と協議をさせていただきまして、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 先ほど、水道事業のことも挙げたんですけれども、この水道料金の値上げというのは、さきの9月議会で私も質問しました。水道会計が厳しいということもわかっておりましたので、そろそろですかということで、議会だよりのほうに「そろそろ値上げの時期か」というのを入れました。上下水道課長の盾になるわけではないんですけれども、たまたまそう書きましたら、いろんな方からお話がありました。会う方からね。それで、「どうなんだ」と。「そういうふうに厳しい時期なので、そういうふうに振ったんだけど、ちょっと書き方が悪かったかね」なんていう話をしたんですけれども、ただ、議会だよりを見てくれた方はその辺集中して見てくれたようです。ただ、内容については、この12月議会で担当からしっかりとあるだろうというふうなことで、細かいことについては聞きませんでしたけれども、会計の内容について、よくわかりました。説明の中でね。

ただ、これは委員会を開くというふうな形でことし持ち上がっているわけですが、そういったことまで3月のこの議会あたりのところで、議会のほうに、ことしはこんなことをしなければならぬという状況なんだよ、なるかもしれないというのは、そういう前ぶれというのは必要ないでしょうか。特に、水道料金なんかの場合ですね。いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） ただいまの質問でございまして、当然、料金、今回の場合には12月今議会で料金の改定をお願いするということで、大変心苦しいことの議案を上げたわけですが、これにつきましては、さきにも平成20年度から平成23年度までの決算で赤字決算が続いているということで、それを踏まえまして、本年2月に先ほど委員がおっしゃられました委員会、いわゆる吉岡町水道事業の運営にかかわる調査研究懇談会につきましては、ことしの2月にそれを設置をさせていただきます、今後の事業運営のあり方についてということで諮問をさせていただきました。

この懇談会は、吉岡町の水道事業の施設の現状や経営状況について、文字どおり調査研究をするところではございまして、つばさに水道の施設の状況、整備をされた状況、また老朽化をしている状況をいろいろ見てもらって、また経営状況についても資料等出して、いわゆる今後の事業のあり方についてということで調査研究をしていただきました。

直ちにこれが料金の改定だけを前提とした機関でないということだけのご理解をいただきたいと思います。料金の値上げをするのについて設置をしたということではなくて、そういう機関ではないということで、全部グローバルに考えた中で今後の経営のあり方を研究していただいたということでございます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔 2 番 金谷重男君発言 〕

- 2 番（金谷重男君） そこで、町長に聞きたいんですけども、簡単で結構なんです。その程度のことならば、3月の議会で表立って出す必要はないかなというようなことなのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども、こういうことで検討していて、こういうシナリオになっていくんだろうと思うけれども、これは年度当初に上げることではないよというようなことかどうか。簡単をお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔 町長 石関 昭君発言 〕

町長（石関 昭君） 私、この水道料金のあれというのは、簡単なことではないと思っております。そういったことを私は常に思っておりますが、いわゆるこの様子は産業委員会には随時伝えていたとは思っております。そういったことでは、議員の方々のほうにも、こういった会議を持ってやっているということは随時伝わっているのではないかとということも思っております。これは隠し事ということではなくやっているとは思っておりますので、別にこれが小さいことということではなく、これは町民に一番負担のかかる問題であるということであるならば、議員の方々にも全部お知らせしながらやっていくのが筋ではないのかなというふうには思っておりますので、随時、こういったことは、これ以外のことでも随時報告をしてご理解をいただくということを考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔 2 番 金谷重男君発言 〕

- 2 番（金谷重男君） そうすると、そういった3月期の予算には、こういう場合がこういうような状況が起こりそうだとか、次年度に起こりそうだとするような、そういう説明というのにはされてもいいなというふうに私は思いますので、もし水道料金の値上げが12月の段階でポッと出てくるということではなくて、そういう前ぶれというか、そういう委員会を立ち上げたというような報告が議会の中で、3月議会の中であってもいいのかなというふうに私は思います。

例えば、水道料金についてはいろいろとあるわけですけども、一般的にはインターネットなんかでよく見られるんですけども、他の市町村でも上下水道、特に上水道の問題、水道事業のことに関しては神経を使っていて、そういう経営改善の見通しだとか、そういう報告が何年か置きに出ている。そういうのを見させてもらいました。そういう中で、営業費用には人件費や減価償却費が組み入れ、資本費用には支払利子や資産維持費が含まれると。つまり、これらの費用を事業体がどのように算出するかということ、また経営努力によってどれだけ削減できるかということが、水道料金が上下することになるんだということだと思っただけなんです。一般的には競争の原理が働かない市場においては、経営の効率化を

進めることは非常に難しいとされています。もしも経営の効率化が進まなければ、これらの課題には何にも手を打てないということになると、水道料金収入の減少によっては、水道事業は財政的に、経営的には負のスパイラルに落ち込むと。そういう可能性が非常に高いとされています。

そんな中で、多くの事業者が長期経営計画あるいはその構想策定を公表して、1つのものにまとめて町民に訴えているというふうな、そういう段取りがあると思うんですね。そういう意味では、私は説明もあれなんですけれども、委員会等が出てきた案件、その中には、例えば、職員1人当たりの収益性とかそういったものを盛り込む、人件費も盛り込んだ中で経営改善ができるか、あるいは民間活力を活用できるかとか、そういう答申がなされてこういう会議があればいいなと、今回の水道事業に対する値上げのそういう会議があればいいなというふうに、私は思いました。

そういう意味では、水道課長にちょっと聞きたいんですけれども、いいですか。そういうふうな、今後、まだ評決が出てくると思うんですけれども、そういうような今後何年か水道事業を総括して、今後どうやって経営を安定させていくかというのは、そういう方向性を出すような答申というか、そういったことは現場から出るという、そういう状況はありますか。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 水道事業につきましては地方公営企業法がありまして、水道につきましては安全・安心な水を低価格、低料金で供給をなささいという基本的な趣旨があります。

その中で、水道事業として料金収入として得られる基本的なものは、水道料金でしかありません。その中に、収益外の収入というので、吉岡町に限りましては、他町村とはちょっと形態が違いまして、加入負担金、いわゆる人口増に伴いまして、かなりの加入負担金が入ってきております。それらが、経営については赤字のところをかなり消してくれている部分はあります。

経営努力ということをございますけれども、確かに人口がふえてきているということは、町の施策としてもかなり成功している事例には入るとは思いますけれども、なおかつ老朽化している施設、老朽管、それをなるべく延命措置をとりながら、いわゆる改善をする、改修をする期間を1年でも2年でも延ばしながら、またその辺の経営の改善を図っていくというようなことも含めまして考えていきたいと考えております。よろしく願います。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 値上げに当たってということで、できれば事前にそういった報告が出されて、そういった指針とかそういったものがほかの町村みたいに、本当に自分たちがつくれる数ページのものでも構わないんですけども、そういうものが出されればいいなというふうに私は思いました。

蛇足になりますけれども、下仁田とか富岡が、この間、議会の開会のときにちょっと料金の中で質問したんですけども、下仁田、富岡あたりは、ガス水道課というふうな事業、ガス水道事業をやっていると。これは昭和38年ころに上越市からパイプラインが来たということでそれを始めているだけけれども、要するに、ガス事業を切り離すという動きが今あるらしいですね。それは、黒字なんだけれども、この後の配管取りかえとか、そういった中で民間が手を挙げてくれるなら民間のほうに任せてしまうと、そういう状況らしいですね。

だから、各市町村がいろいろと頭をひねりながら、この辺のところを町民に理解してもらうような活動をしているわけですけども、ぜひともその辺は担当課のほうにお願いしたいし、町長にも事あるごとにその辺のところ、説明していただきたいというふうに思っております。

次の質問ですけども、もう一つ、ことし3月の予算の中に、防災公園計画の設計が出ているわけです。委託料として1,754万円ほど出ておりますが、この辺について、私もも出されたものを見て、調査報告がないので、要するに組み替えしてくださいということで修正案を出させてもらいました。そういうことなんですけれども、これが地域公園というような話が先ほどもありましたし、少なくとも数億円の工事計画というのは1地域の問題としてでなくて、議論すべき問題だと考えています。4億円という予算の意味というのは非常に重いんですけども、計画設計料から換算すればそのくらいの金額になるということは到底わかるわけですけども、その辺も含めて、要するに、最初の予算の段階で、この数値を担当課長が提示するというでなくて、大きな課題の中で、私はこう思っているんだということを、町長の口からこの計画はこういうふうにしたんだという、その言葉を所信表明とか3月の段階でもらったほうがよかったのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 防災公園のことも冒頭で、所信表明でやったほうがよかったんだということですけども、この件に関しましては、いわゆる前々から皆様方には随時報告をしておると思っております。ご理解をしていただいたと思っております。

防災公園計画設計と運動公園の新提案ということでご質問いただいているわけですね

ども、この件については課長より答弁させますが、今までの経過の様子は、先ほど神宮議員のほうにも私が答弁したとおりであります。

そういったことで長年の夢が今ここにきて芽を開いたということで、これも何が何でも私がするというのではなくご理解をいただいて始めた仕事でありますので、いわゆる説明は今まで十二分にしてきたというようには思っております。

あとの防災公園計画設計ということにつきましては、課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 南下城山防災公園の整備計画につきましては、議会等への説明が不十分ではないのか、あるいは計画についてもっと広範囲に議論すべきではないかということですが、補足答弁させていただきます。

過去にも同様のご質問をたくさんいただいておりますので、そのたびに町長より答弁、そして私のほうより補足答弁させていただいておりますので、内容が重なりませんがご容赦願いたいと思います。

桃井城址ということで、その整備計画につきましては、町の総合計画を初めといたしまして、都市計画マスタープラン、それに基づく緑の基本計画の主要な施策として位置づけられておるところでございます。

事務レベルでは、当然、区域の設定、整備するにはということで区域の設定、土地の取得や整備に要する財源などを検討し、整備の可能性について数年にわたり模索してまいったところがございます。

結果、一部に防災的要素を取り込めば、防衛の補助事業で整備できる可能性が出てきたということで、基本計画を平成22年に策定いたしまして、関係機関と協議し、平成24年度より、防衛補助事業として採択されたところございまして、今年度、実施設計業務をしておるところであります。

さて、議会あるいは議会の皆様、また地元関係者等への説明の経過を改めて申しますと、平成22年6月には議会の全員協議会のほうでこの整備の方向性、町の考えを説明させていただきました。平成23年6月13日、産業建設常任委員会のほうで基本計画、策定しておりました基本計画の概要ではございますが、説明させていただいた経緯がございます。同年8月26日、地元への基本計画の概要説明、さらに、その後、測量等の調査をすることによりまして、その土地の立ち入りのお願い等、その都度周知を図ったと認識しております。

また、議会の対応、関係者への周知の手順は、よって踏んでいると認識しておるところでございます。また、説明の対象でございますが、本公園は、先ほどの午前中の神宮議員

のご質問にもありましたが、地区公園と位置づけて計画していますので、地元を中心に説明等周知を図っていると考えております。

今年度、先ほど申しましたが、実施設計委託業務を行っていますが、実施計画案、作成中でございます。これにつきまして、議会、また地元のほうへもおろしていき、説明のほうをさせていただきたいと考えております。

議会皆様を初めとしまして、町民皆様のご理解、ご協力をいただきながら、本業務を進めてまいりたいと思います。頑張りましょう。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔 2 番 金谷重男君発言 〕

2 番（金谷重男君） なかなか力強い答弁をいただきまして。

私も地区公園というのが4億円というのが、予算が防衛省からとれるからという、予算からとれるのという話なんですけれども、私も桃井城址は何度も行かせてもらいましたし、それから、南下古墳群とか、吉岡はその辺すばらしいものがあると。この間も、山畑議員のほうからも新聞の紹介記事を出してもらいましたけれども、よく町でそういうものを保存したなという評価を、上毛新聞の右島さんという方からいただいておったわけです。

きのうも金井のほうの古墳を見に行きました。人骨が見えるというのでね。そこでちょうど右島先生にお会いして、議会だよりのこういうのを出したいんだよということを言いましたら、「吉岡は本当に読んでいただいてありがとうございます」なんていう話でいいですよという話でした。「記事を載せさせていいですか」ということで、よろしいという話もありました。その文面の最後のほうですね。古墳の話が出てきて、榛名山を背に冬枯れの桃井城址の高台に立ち、南に高塚古墳を、そして眼下に見える南下古墳群から利根川までのふるさとの風景を見渡すと、古代桃井の里と愛の歴史のロマンに浸るのには本当にいい季節だというようなことを文章の最後のほうに書いたんですけれども、そういうところですよ。この榛東と吉岡のこの桃井というその地域というのは、古代から存在するというのも藤原京から出てきた木簡の中にもう既に書かれているということですから、字そのものが群馬県が出ている。上の毛野国というのが出ているのは、群馬県ではこれが最初なんです。

それから、桃井の里というのは、地名は、山ノ上碑が681年に書かれたと言いますけれども、その次ぐらいなんです。多胡碑よりもこの桃井というのが先行しているんですから、かなり、ここはすごいところなんです。右島さんも言っていましたけれども、「榛名の噴火があって、多分、こちらのほうに避難してきた方がいて」というふうな話も、「そういう想像もできるよね」なんていう話をしましたけれども、いい場所です。もう6

00年代ぐらいから桃井という名前が使われているわけですから、非常にいい場所。そういう意味では、残す価値が私もあると思うし、南下古墳群を残した価値もあると思います。だから、私もできるだけいろんな人を連れていってお話を聞いたり。今度、着任した中東さんという方とちょっとお話ししましたけれども、物すごくいいお話をしてくれて、この辺の古墳の話を駒寄の自治会のお年寄りの方にしてくれたということで、この辺の、ある意味ではセールスポイントのもとになるかなというふうにも思っています。

そういった意味で、反対ではないんですけども、要するに規模とかそういったものが地区公園としては大きいかなという気はするんです。漆原のほうは緑地公園があるだろうと。それから、溝祭は八幡山の辺にあるだろうというふうなことで拾っていくと、今度、小倉、上野田は上野田公園か。今度はまたこちらの南のほうは4億円ぐらいの公園を地区公園としてつくろうかなんていうような、そういう発想にもなってしまっただけでも、ただ本当に欲しいのはブランコをこうやってやるような小さい公園が確かに欲しいんですよ。アンケートをとった中でも公園が欲しいというのは、子供たちをちょこっと休ませるような、そういう公園が欲しいという要望は町民の方々にある。要するに、町営住宅にはそういう規定があって、そういう公園があって集会所があるというのが、そういう規定もありますと同時に、各地区にもそういう場所が本当は欲しいんです。

そういった意味で、もったいないというか、大きいということは、その経費だとかを考えると大変なのではないかなというふうには私は思うんですね。将来にわたってそれが改善されるような余地があるならまだいいんですけども、これはこういう予算で来たんだからこれはもう直せない。上野田公園の話を聞いたら、あそこは野球をやるのにいいよと。町内野球にちょうどいいよねとか、人工芝にすればサッカーもできるねと。それは変えられるのかという、将来のことですね。そういうことも含めて、ちょっとその辺、そういう思いを町長には、年度当初のそういう予算計上が1,754という数字が出てきて、我々が質問しなければ課長が答えないですっというってしまったと思うんですね、多分ね。そうではなくて、みずから問題提起してもらって、そして議論してもらおうと。そういう姿勢が私は必要だと思うんです。だから、予算計上して、そのまま数字が出てきて、何も説明しなければ誰も説明を聞かなければ通ってしまう。

今回、80万円の予算が出ましたけれども、それは教育委員会事務局長のほうから全協のほうで前ぶれでお話がありました。それも、予算計上の際に80数万円とか何か出ていたんですけども、質問もなければ総務の委員会でも質問は出なかった。じゃあしたしようというふうに私も思いますけれども、非常にこれは町長の思い入れが表に出るような予算がこういうふうには計上されているときに、やはり、この補正予算なんですけれども、特筆して手を挙げて、そろそろこのところもちょっとやりたいんだよというような話が議会

のほうで出してもらえれば私はいいかなと。そういう意味で、施政方針とか所信表明とかというのは、その予算ごとには必要なというふうに思っております。

そういった意味で、事あるごとにそういったものを出してもらいたいなと思うんですけども、例えば、健康づくりプロジェクト、「よしおか健康 No. 1」プロジェクトというのが数字が200万円というのが出ました。いろいろとその推進員の方もうちの自治会からも出ていただいて、私もラジオ体操に参加したし、それから、町のふるさと祭りにはみんなでその健康づくりをテーマでやろうということで、みんなでやりました。ところが、その予算が、ちょっとここで聞きたいんですけども、予算というのは200万円なんだけれども、200万円がそういう委託料ということですから、そのほかの予算というのは「よしおか健康 No. 1」プロジェクトにはないのかどうかということを知りたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 健康プロジェクトについて答弁させていただきます。

第5次総合計画シンボルプロジェクトとしての4つのプロジェクトがあります。その1つが、ただいま言われているように、「よしおか健康 No. 1」プロジェクトであります。

このプロジェクトの推進のために、今、群馬大学にある「NPO群大クラブ総合型地域スポーツクラブ」というところに委託契約をいたしました。この契約金につきましては、議員ご質問のとおり、予算額は200万円です。健康推進員の月々のワークショップでは、本事業の委託を群大クラブとしていることは承知していますが、その契約した金額は199万5,000円になっているということで承知しております。また、各自治会で推進会議、体力測定等の会議を行いました。現場の対応として説明をした自治会としなかった自治会があるように思っております。ですから、皆様方に予算を計上していただきまして、この200万円は群大のところにNPO法人に契約をいたしましたということでは、各自治会にしたところとしないところがあるということでございます。

詳細につきましては、健康福祉課より答弁させます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、町長の補足答弁をします。

本年度の「よしおか健康 No. 1」プロジェクト事業推進は、月々の健康推進員のワークショップを、ただいま説明があったとおり、行っているとともに、各自治会の事業推進会議、先ほども町長が話しましたが、推進会議と体力測定、打ち合わせ会議等ですが、13自治会全てで実施をいたしました。

各地域、いわゆる自治会での健康推進員同士と自治会の役員で「よしおか健康 No. 1」プロジェクトについて何をどう取り組んでいくか、いわゆる各地域の事業推進計画を、先日、10地区で樹立できました。今後、この計画をさらに推進していきたいと思います。

しかしながら、まだ健康推進員の選任ができていない自治会が1つあります。さらに推進を図りたいと思います。

本年度の目標は、来年3月までに全ての自治会で組織が立ち上がることを目標としております。このことは、NPO群大クラブの柳川先生との約束でもあります。さらに、平成25年度も引き続き「よしおか健康 No. 1」プロジェクトの推進に当たり、NPO群大クラブと業務提携をしていきたいと考えております。

また、現在、83名の健康推進員全員にこの取り組みと内容を周知し、自発的に各自治会で事業推進になるよう努力していきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2 番（金谷重男君） すばらしい取り組みだと思います。そういう総合計画の中で取り組んでいく核になるものですが、できれば、この委託料だけではなくて、要するに会議だとか推進員の方々ともいろいろ協議しなければならない部分もあると思うので、総額が幾らの中の委託費が200万円というのは、それは委託料ですから出ていますけれども、こちら側は自治会のほうにお任せなのかどうか。簡単なんですけども、自治会のほうに全てあとはお任せでしょうか。その場合、経費とか。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） ご指摘の件であります。予算につきましては、議員おっしゃるとおり、200万円のみ予算をつけさせていただいて、あとは自主的な活動として現在はおります。

将来的には、その辺のところを少し考えるという方向で、今検討を進めております。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2 番（金谷重男君） 最後に、報告のまとめとかいろいろあると思うんですね。役員さんとのいろいろ交流とかあると思います。そういった意味では予算立てをして、大学だけに出たと、お金がね、200万円。それじゃなくて、できればそういう最後のまとめだとか、そういったものにも予算を立ててやってもらって、推進員だとか自治会の役も全てその内容がわかっているという状況でやってもらえればもっといいかなというふうに思っております。

す。よろしくをお願いします。

それで、もう一つ残っているわけですが、新駅のことです。これも、アンケートが突然出てきたんですけれども、ただ、この新駅に関するアンケートも、依頼した大学に地域の実情を十分に理解してもらったかどうか。要するに、上毛大橋という大きな橋があって、そのところで活発な人的交流が出てきた今の状況です。この後、今度は中核になる吉岡町はどこなのかという、その辺があるんだけれども、今、吉岡だけで駅をつくるのか。要するに、インターもそうですけれども、吉岡だけでインターつくれないし、吉岡だけの要望ではないと思うんですよね。その辺が、この先生たちの研究室に伝わったのかどうか。研究者の主観や、その先生方の研究領域によっては、このアンケートの方向性が決まってしまうんですよね。

例えば、地域交通ということで、バスだとかタクシーだとか、乗り合いタクシーだとかという提案をしている方にとっては、新駅というのは政策の中でいくと大きな荷物というふうになってしまうこともあるんですね。ですから、そういうしっかりとしたディスカッションをする中でアンケートを出していかないと、交通のことを聞いているのは私もわかります。しかし、内容が、要するに駅がお金がかかる、維持費がかかるというところが強調されますと、これは少しあれかなと思うんですね。

それも、やはりこれは年度初めにこういうことを計画していたんだと思うので、これも大きな石関町長のマニフェストの1つだったのではないかなというふうに思うんですね。

となると、慎重にというのも含めて、この辺のところも少し一歩前に出るよというようなお話が、3月の予算の段階であってもしかるべきで、200万円というのがほんとここに計上されていて、質問しなければそれで終わりということになってしまいます。アンケートが始まったら、見てみたらそういう予算があったということになってしまうんですね。

ぜひとも、その辺ちょっと、こういう問題も、町長のマニフェストに近いというか、その中も結構あると思うんです。そういう問題が今回一歩前に踏み出すときに、何かお言葉が3月議会であってよかったのではないのでしょうか。200万円ですけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 新駅のことですか。新駅が200万円でももちろんやっていますけれども、このことについては、吉岡町の現状を前橋工科大学の先生によく話して、「こういった実情ですからひとつ計画を立てていただけませんか」ということで、説明はしておると思っております。

そういったことで、細かいことにつきましては、総務政策課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 調査を依頼いたしました前橋工科大学は、地元の状況をよく把握しており、経験も豊富で、県内各地でこういった調査を実施した実績も多く、湯沢先生も、公共交通の各種委員会の委員として参画をしている、そういった経歴を持った方でございます。そういった観点から、十分その現状は把握をさせていただいているというふうに思っております。

また、吉岡町は、吉岡町の現地の踏査はもちろんですが、吉岡町、これまで持ち合わせている関係資料等、先生のほうに提供いたしまして、また、担当者との打ち合わせを綿密に行った上での調査の実施だったというふうに考えております。

回収率につきましては、全戸配布の調査が32.6%、また、上越線の利用状況に関する調査については25.2%ということで、抽出調査ではなく、サンプル数が非常に多いので、住民の意識を把握するには十分な回答数が得られているというふうに判断をしております。

まだ、最終的な調査報告は受けていませんが、回答状況がよいか悪いかではなくて、調査の結果の実態、これをよく見きわめた上で、今後の参考資料としていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） アンケートというのは非常に怖いので、とり方によっては冷ましてしまうところもあるんですね。かといって高揚させてもいけないところもあります。その辺が非常に難しいところではないかと私も思います。

そういうことで、こういった課題ですね。これが石関町長の一般会計予算の中では取り出して4つぐらいの中で、3月の段階でもう話されてもいいことではないかというふうに思っています。数字だけが羅列されていて、質問をしなければそのまま通ってしまうという、そういう状況にもなりかねないので、できればそういう大きな課題というのではないけれども、金額的には大きいのかどうかわかりませんが、この200万円という数字だけが計上されるだけではなくて、説明がされればありがたいなというふうに思っております。

さて、次の質問ですが、前回の議会で教育委員会のほうに校庭の広さについてお話をしました。その校庭の広さがどうももういっぱいいっぱいだよということなんですね。今後吉岡町がまた大きくなってくると、小学校自体の子供さんとその施設というもののアンバランスというのが出てくると思うんですね。この辺を、ちょっと質問を一緒にしてし

まいますけれども、前倒ししながら、先を見ながら、3校目もちょっと頭に置くような委員会を置きながら進めていかないと、ちょっとおくれをとることもあるかもしれません。とにかく、自立してこの2校でやっていくという前提かもしれないけれども、事によっては、1,000人、1,200人ということになれば、それはもう3校目ということになりますが、そういうようなことを考えながら、教育委員会が進めるような検討委員会を立ち上げるような、そういうお考えがあるかどうか。この一言でいいんですけども、よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 人口増に対する意見と教育のあり方ということですけども、駒寄小学校における児童の増加に対して、もう1校新設することも視野に入れて検討する必要があるのではないかと趣旨のご質問だと思います。お答えさせていただきます。

既にご承知のように、日本全体の人口は減少していく方向にあります。そうした中で、これからも吉岡町の人口はふえ続けるとは考えにくいと私は思っております。

昨年度から第5次総合計画がスタートしていますが、計画では、平成32年に町の人口は2万2,000人と推計しています。町の人口は増加しますが、年齢層別の人口では、14歳以下の年少人口は、他の公的機関の推計においても増加しないと推計されています。

これらの調査をもとに、学校施設の方針を考えることになると思っていますが、以下のことは、現在、学校の状況等、今後の考え方については教育長から答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは少し補足答弁させていただきます。

駒寄小学校のまず現況につきましてご説明させていただきますけれども、現在の学年ごとの学級数でございますけれども、まず1年生が4クラスございます。それから、2年生が5クラス、3年生が4クラス、4年生が5クラス、5年生が4クラス、6年生が4クラスと。それから、特別支援の教室が2つほどございます。合わせまして29教室ということになっておりまして、児童数が12月1日現在でございますけれども、810人ほどおります。

来年度につきましては、児童数が797人と予定をしております、27教室、ことしよりも2教室減るということで想定をしております。この中で、危険学級が2年生と3年生がございまして、2年生は2人ふえると1クラスふえると。それから、3年生は3人ふえると1クラスふえると、そういった状況でございまして、そうした場合でも、ことしと同じで29教室あれば足りると、そういうことになります。

ほかの学年につきましては十分余裕がございますので、仮にその2・3年生がふえたとしても、教室はことしと同じで29教室ということになりますので、やはり足りるということになります。

それで、その次の平成26年度になりますけれども、ここで行きますと児童数は805人、それで28教室となりまして、この中で、危険学級が4年生で3人ふえると1クラスふえると。それで29教室になると、こういうことになりますので、やはり、ことしと同じように足りるという、こういう計算をしております。

それで、駒寄小学校、恐らくこのあたりがピークになるのではないかなということ想定をしております。ただ、南校舎の特別教室を普通教室に転用していると、そういったことがございますけれども、今町長の答弁にございましたが、将来にわたって児童数がふえるということは考えにくいということでございます。仮に、一時的に教室不足が生じた場合には、それは短期間ということが考えられますので、図工室ですとかあるいは被服室などの特別教室をプレハブで対応すれば何とか間に合うのかなと、そんな思いであります。

そうしたことを踏まえまして、既に町の教育文化基金がございますので、仮にプレハブで緊急対応するという場合におきましても、この基金の中でとりあえず対応できるのではないかなと、そういうこともございますので、これらを踏まえまして、特にそういった特別に委員会を設置して検討していただくと、今の時点でしていただくという必要性を特に感じておらないというところでございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 長いあれなんですけれども、毎回同じような説明を受けているわけですが、要するにもういっぱいいっぱい、今の状況でいっぱいだということ。

それから、例えば、ほかの埼玉のところに行きますと、埼玉と群馬は違いますけれども、1,200人で28億円の金がないのでどうしたらいいかというようなところもあるらしいということを聞きますね。

そういうことを想定して、新しい学校をつくるのではなくて、駒寄小学校がもう施設的には厳しい状況にあるという状況の中で、生徒増についての委員会をぜひとも教育委員会のほうでも立ち上げてもらいたいなと。私は、できれば委員長がこういう席にいれば委員長にも聞きたかったなというふうに思っただけなんですけれども、こういう状況の中で、本当に施設、グラウンド、いっぱいいっぱいの状況ですよということは、保護者の方もひしひしと感じていることだと思います。これは学童保育にもつながることでもあります。

そういった意味では、教育の基金というのは、少しぐらい余分にあってもいいというふ

うに思っていますので、そういった配慮をしてもらいたいなというふうに思います。これはお答えは結構でございます。

次の質問に移ります。

国保医療費の改善方策として、ジェネリックというのが普及するということでやりましたけれども、その効果と、それから特定健診制度というのは、私も意味はわかっているんですから、この点に関して、例えば、糖尿病の患者である私が健診を受けていますが、この人も健診を受けなければならないのかだけ聞きたいんですね。簡単をお願いします。それだけで結構です。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ちょっと現状を話させていただきます。余り聞きたくないなというような顔をしているけれども、お聞きいただければありがたいと思っております。

吉岡町国民健康保険事業の保険給付金は、毎年費用がふえています。平成22年度、平成23年度の費用額については14億9,545万8,000円に対して16億4,303万7,000円です。金額として1億4,757万9,000円の増額です。前年度に比べて、対比だと9.8%増加しているということで、国民健康保険の負担は、平成22年度は10億8,319万2,000円ですが、平成23年度は11億9,146万6,000円です。1億827万4,000円の増加です。前年度対比で9.99%の増額です。平成23年度の決算書に記載の成果のとおりでもあります。

国民健康保険制度を守っていく方法としては、保険給付費をいかに抑えていくかが重要なことであります。その方法がジェネリック医薬品の普及であろうかと思っております。

詳細につきましては、健康福祉課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、簡潔にお答えさせていただきます。

1つ目の糖尿病で定期的にお医者さんにかかっている方も特定健診を受けなければならないかということですが、これは受けていただきたいと思います。担当のお医者さんと相談をしていただいて、受診をお願いいたします。

それと、ジェネリックの効果ではありますが、これは少し話が長くなってしまいますが、経過と、それから結果としてこういうことだということを述べさせていただきます。

経過としましては、平成23年3月から、吉岡町では232名の方にその差額通知を出しております。これを県内で実施したところは、吉岡町と桐生市と伊勢崎市の3市町であります。そのあと、平成24年8月に再度、今度は205名ですが、その後発医療のジェ

ネリック医薬品を使うとこういう差がありますということで通知をさせていただきました。その効果につきましては、個別案件的にはございます。変えていただいたレセプト等を見ると、その金額が下がっていることは確認はしております。

しかしながら、これは調剤費のほうに影響するわけですが、平成23年度と平成24年度の対比をしますと、もちろん平成24年度は途中経過でありますので、そのアベレージで対比しますと、平成23年度の1月の平均値は1,612万4,744円でありまして、平成24年度は1,721万8,921円です。おおよそ100万円ほど前年度をまだ上回っている状況でありまして、調剤費としましては、その効果はまだあらわれていないということでもあります。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） ありがとうございます。

実は私が糖尿病なんですけれども、健診を受けているのでね。これはうまくお医者さんと町がうまくやるにして、こういうことを町から今度は国のほうに訴えてもらいたいという制度をつくってもらいたいんですよ。向こうからは権限移譲がいっぱい来ますけれども、こっち側からも権限移譲をしてというか提案をしてもらいたい。要するに、受けなくても同じようなことをやっているのなら受けなくてもいいだろうということ、私はそういうふうに、下のほうから上に行くというか、皆さんで話をして。それでうまく行ければいいのではないかなというふうに思うんです。そういう意見もありますので、国の医療行政を逆に地方から変えていかななくてはならないのではないかなというふうに思いますが、そういうふうな考えを持っております。

次の質問です。

衆議院選挙が近いんですけれども、これは文化センター等をそういう候補者が使えないのかということと、投票所が各自治会のものを使ったり使わなかったりしますよね。そういうことで、不平等というか、市町村長はあれなんですけれども、町会議員の選挙なんかで行くと、そこは使えるところもある、使えないところもあるとか、あるいはそこは投票所になって、その自治会の人たちは使えないとか、そういうのもありますね。

2つ問題なんですけれども、文化センターをうまく町長選とかに使えないかということをお聞きしたいんですね。それと、投票所があっち行ったりこっち行ったりしているので、自治会で選挙をやっているときに、自治会の推薦の方が使えるところと使えないところがあるとか、そういういろんなことがあるので、その辺が公正にできないかということをお聞きしたいんですが。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） その件につきましては、今、町長選挙でも使えないかということですが、私もそのような施設を使ってやるつもりはありませんでした。そのほかにつきましては、総務政策課長より答弁させます。

議 長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 公職選挙法の第161条第1項3号に規定する個人演説会を開催することのできる施設は、吉岡町文化センター大ホール、それから研修室があります。また、施設の借り上げ料についても、これは選挙管理委員会で負担をしています。

よって、候補者が開催を希望すればできる施設になっています。利用するかしないかは候補者の考え次第ではないかというふうに思います。最近では、前回の町議選で文化センターの研修室を利用した候補者が1名ありました。

また、投票所等の自治会の施設の関係でございますけれども、これにつきましては、公職選挙法第39条に基づきまして、選挙管理委員会が指定した場所に設けることになっております。これは投票所ですけれども、吉岡町では8カ所の投票所を設置しています。現在、8カ所の投票所のうち5投票所が自治会の管理施設になっていますが、投票のしやすさ、地域間のバランス等を考慮し、自治会に協力をさせていただいて施設を貸していただいています。投票記載場所については、投票の秘密の確保に注意し、不正手段を防ぐことができなければならないというふうにされております。

また、選挙人が投票に混乱を招かないように、最新の注意をし、スムーズな投票に配慮しているところでございます。

したがって、準備の都合や投票所の混乱を避ける意味からも、候補者の選挙事務所を考慮しての投票所を変更するということは考えておりません。以上でございます。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 物理的に文化センターの場合は申込期間がありますので、それは無理です。もし、町長選で相手方の候補の方がずっと3カ月前にその文化センターを借り切ってしまった場合にはどうなるのかというようなこともあります。

見ていまして、総決起大会とか町長選を見ていると、大きな農地を借りてやるということもあるんですけども、そういうものをうまく利用できないかなど。そのためには、文化センターの規定というか、申し込みの規定、こういったものを変えられないかというふうな、後でまたそういうものを利用されて、そういうものを有利に使うということになると大変なことになるんですね。だからそういった面も含めて、その文化センターではでき

る。だけれども、その申込期間が3カ月前とか2カ月前とか、かなりそういうふうになっているということを聞きますので、そういったものについて使えるように、有権者が聞きたいならばそこで候補者が来て話ができるような状況をつくってもらいたいと思います。

それから、選挙事務所、開票所が自治会のものになりますが、使っているということなんです。これは私の場合は私のところがありますけれども、次の出る方がそういうところがない場合に、投票所になってしまうと、非常に不運なところもあるので、その辺は町当局も少し考慮していただきたいというふうに思っています。

最後のところで、一言だけ終わりに話しておきますけれども、町の行政事務に関して、埼玉県で700万円くらいの超過勤務手当をもらった方がいるなんて話題になりました。吉岡町でも、この間の決算委員会でその資料を出してもらって100万円の方が何人もいます。それから、800万円クラスもいるということなんです。予算で大体管理職手当が1,270万円、時間外手当が1,236万円ほど含んであります。そういったものが妥当なのか。要するに、今100万円の方が何人かいて、その方に集中しているという現状、これは妥当なのかどうか聞きたいですね。その超過勤務というか、時間外手当が何人かに集中しているということに関して、量的に100万円ぐらいなんですけれども、それは妥当であるのかどうか。それから、勤務の均一化というのはできないのか、聞きたいです。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ちょっと長目になりますけれども、よろしいでしょうか。職員定数については、それぞれの地方公共団体で行政内容に差がありますから、一概に比較することは適切でないと思っております。単純に人口規模から他の類似団体に比べますと、吉岡町の職員数は少ないのではないかと思っております。平成23年度に原子力発電所の事故に伴い、環境調査や災害対策など事務が集中してしまったり、税の徴収業務で時間外の処理が多くなってしまいました。こうした解消を図るためにも、今年度は職員を増員して対応しているところでもあります。

室の中では、職員同士が協力し合って、1人に集中しないように時間外勤務の削減に努めています。今年度は、課ごとの聞き取り調査を実施し、それぞれの職場での対応を求めたいところでもあります。

また、6月からクールビズとあわせてノー残業デイを執行し、現在も継続して、月2回、第2・第4水曜日に実施して、職員のリフレッシュや健康管理にも配慮をしております。

地域主権改革によって、権限移譲による業務も増加していますので、時代にそぐわない業務の見直しなど、行政のスリム化を図っていきたいと考えております。

一方では、行政サービスの低下を招かないように、創意工夫をしていきたいと考えております。また、職員の年齢構成にも配慮し、退職者と新規採用者の均衡を保って、行政能力の低下にならないよう人員の確保も図っていきたいと思っております。なお、現在の職員数は108人です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、金谷重男議員の一般質問が終わりました。

続きまして、15番南雲吉雄議員を指名いたします。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 15番南雲です。

議長の通告に従い、一般質問を行います。

初めに、八幡山グラウンド周辺整備計画について伺います。

吉岡町3校PTA会長及び体育協会会長より八幡山グラウンド周辺整備と拡張計画の陳情が9月議会に提出され、採択になりました。

12月定例会の一般会計補正予算で80万円の調査費が計上されておりますが、町としてどのような整備計画及び拡張計画を計画されているのか伺います。

私どもが子や孫の野球やサッカーなど、各種のスポーツの応援に行くことが多くありましたが、グラウンドや駐車場の整備が整っている市町村が多く、気持ちよく応援をしてきました。

吉岡町でも、町の中心地にある八幡山グラウンドは、照明器具についてはいるものの、駐車場の整備も完備されておらず、人口が増すに従い、その利用度は激しく、昼夜にわたり利用されております。

今回、両小学校のPTA会長及び体育協会会長から陳情書が出されましたが、両小学校で利用されている日数はどの程度あるのか伺います。

八幡山グラウンドは、小高い山を平らにしたグラウンドで、土が悪く、冬の期間は砂じんが舞い上がり、周辺住民から苦情が多く出され、議員になってから何度となく一般質問を行い、グリーンダストという土を入れていただきました。照明についても、冬季は9時30分過ぎまで投光器がついておりましたが、これも苦情が多く、時間制限を9時までとさせていただいたことがあります。

八幡山グラウンド、日中は中学生の利用が多く、他は野球貸しとして利用されておりますが、ファウルボールやホームランの球が場外に飛び出すことも多く、危険な状態ですので、この機会にグラウンド周辺整備を行うに当たり、整備の拡張もお願いをいたしたいと

思います。

計画される面積がどの程度あるのか、先ほど神宮議員のときに1.2ヘクタールということでありましてけれども、グラウンドの前の老人福祉センターから上に上った十字路があるわけですが、その辺まで行くのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 南雲議員のほうから、八幡山グラウンド整備拡張計画の面積はどの程度かということでございます。答弁させていただきます。

八幡山グラウンドの整備拡張計画の面積につきましては、先ほど神宮議員にもお答えしましたが、今回の拡張予定の場所は、現在のグラウンドと古墳公園との間の用地及び文化財事務所の周辺の用地合わせて1.2ヘクタールを予定しております。グラウンドを拡張するとともに、駐車場も整備する予定であります。

また、老人福祉センターの西側の町の用地がありますので、グラウンドを南東方向へ拡張したいと考えております。

小学校の利用度、年間何日ほどかというご質問には、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

小学校の利用度は年間何日ほどかという南雲議員のご質問ですが、小学校としての利用というのはないわけですが、小学校3年生から6年生までが加入しておりますスポーツ少年団の利用ということですと定期的な利用がございます。まず、スポ少の野球団が毎週土曜と日曜の昼間、水曜日のナイターを使用しており、スポ少サッカー団が毎週日曜の午前中を使用しております。両方で、年間約140日ほど使用しております。以上です。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 先ほど、教育委員会事務局から小学校の利用も年間に140日ほどあるということでありまして。

私が見ておりますと、かなり昼間は中学生の利用が大多数でありますけれども、やはり、町内中央部にあるグラウンドでありますので、小学生の利用もあると。ふだん見てみますと、小学生の利用というのはほとんど見られないわけでありましたけれども、やはり、スポ少では140日ほどあるということ、町の利用が本当にあるということは大切なことではないかなというように思っております。

次に、南下古墳群との整合性について伺います。

南下古墳群は6世紀から7世紀につくられた古墳で、県下でも1地域にこれほど多くの古墳が集まっているところは数少ないのではないかなというように思っております。

町の貴重な財産であり、早くから保存整備の話がありましたが、個人の所有地でありましたので整備が進まず、平成21年度まちづくり交付金を活用して土地を買収、整備を行い、町の財産として未永く保存をされていくことになりました。

今回、八幡山グラウンドの整備拡張計画の調査費が盛り込まれましたが、古墳群との整合性というか、一帯利用をどのように考えているのか、この点について伺いたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 南下古墳群との整合性について、先ほど申し上げたとおり、南下古墳公園の周辺、グラウンドの周辺にある用地を購入させていただくということで、事業が完了した後は、グラウンドと南下古墳公園が一体化し、スポーツを楽しむだけでなく、歴史に興味のある方あるいは公園で子供を遊ばせたい方など、より多くの方が利用できる施設になると思っております。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今、町長から一体の利用を考えておるということであります。大変ありがたい話でありますけれども、古墳群の中に畜産経営者がおります。整備に当たり、どのようにこの畜産経営者のことを考えているのか伺いたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 大型畜産経営者について、整備に当たり、どのように考えているかということと答弁させていただきます。

今回の整備拡張計画の面積が1.2ヘクタールの中に畜舎も含まれております。今現在において、畜産経営をなさっておりますので、本事業の説明を丁寧に説明させていただき、協力をお願いしていく予定でもあります。もちろんほかの地権者の皆様にも同様に、誠意を持って対応させていただき、その中で、いろいろなご質問もあろうかと思っておりますので、一つ一つお答えをしながら進めてまいりたいと思っております。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今、町長からのお答え、畜産経営者の施設についても整備の中に入ってい

るといふようなことでございますけれども、やはり、個人経営の大型畜産農家であります。ひとつ先ほど山畑議員からも一般質問がありましたけれども、農家の経営は本当に厳しい状況であります。この人たちは頑張って今、畜産経営をやっているわけですが、私も以前は牛の肥育を行ってきたわけですが、やはり、価格の変動等によって、かなり年々状態が変わるような状況でありまして、厳しさは十分に承知しております。だからといって簡単に「お前はどけ」といふようなわけにはいきませんので、その点については十分配慮しながら、協力をしてもらうことも大切ではないかなというふうに思っております。

特に、大型団地の中であれば、全体の人の協力というものも必要かと思っておりますけれども、1軒の経営者があそこにいるわけですので、やはり、誠意を持って協力をしてもらわないと、いろいろとまた後の問題も起きていきますので、その点については、やはり町として誠意を持って協力してもらうように努力をしていただきたいというふうに思っております。その点については、よろしく願いをいたします。特に、町長も地元でもありますので、お願いをしておきたいと思っております。

続きまして、資料館の建設について伺います。

昭和58年、関越高速道路建設に伴い、文化財の史跡調査を行い、数多くの遺品が発見され、その後も、町内の開発によりさまざまな昔の生活様式が知られる品々が発見され、現在、八幡山にあるプレハブの管理小屋に所狭しに並べられております。

吉岡町の歴史を知る貴重な財産であり、多くの人たちに見ていただくことが大切であります。そのためには、きちんとした資料館が必要であろうと思っております。

宝の持ちぐされではありませんが、積んでおいたのでは何もなりません。資料館建設がされ、古墳群の見学に来た人たちと資料館に寄り添い、にぎわいを増す地域としての要望をいたしますけれども、町長の考えを伺います。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 歴史資料館建設についてということで質問をしていただきました。

歴史資料館の必要については、十分理解をしておりますが、他の事業にも多額の財源が必要でありますので、今後の町の財政状況を勘案しながら検討していきたいと思っております。

また、先ほど説明したように、今の資料館のところまで運動場に行くということになりますと、もちろんあれを移動しなくてはならないということに相なるかと思っております。そういったとき、どういった形で物事が進んでいくのかということも思っております。検討して、南雲議員が言われるような歴史資料館ができれば幸いだと思っておりますが、努力

をしていく所存でございます。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ぜひ資料館の建設も前向きに考えていただきたいと思います。

やはり、この地域は先ほど述べましたように、県下でもまれな古墳群のある地域でありますので、それに合わせた資料館というものも大切であります。

以前、文化センターを建設するときに、今の文化センターの一番裏側の東寄りですけれども、ここへ資料館を建設する予定でありましたけれども、当時、文化センターの建設費が28億円、資料館をつくと32億円ぐらい行くというような予算の計画でありましたけれども、そのために資料館だけは後でつくればということで延ばされてしまいましたけれども、やはり、先延ばしが今まで響いてしまい、まだその建設の運びにもなっておりません。そんな関係で、ぜひ今回、八幡山の整備に当たりまして、この地域に歴史の古い場所でありますので、資料館の建設の検討の中に入れておいていただければありがたいというように思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

続きまして、いにしへの丘構想について伺います。

私が初めて議員に当選をさせていただいた当時、先輩議員の話から、八幡山一帯の公園構想の話を聞いておりました。文化センターの建設、温泉センターの建設、上毛大橋の建設、吉岡バイパスの建設など、大きな事業がめじろ押しに建設され、その後も保健センター、駒寄小学校の建設と、町長もご存じのとおり、次から次へと箱物の建設が進められてきました。

この間、榛東村自衛隊駐屯地が陸上部隊から旅団化になり、航空経路の保障関係で上野田公園が建設されましたが、地域公園で駐車場を持たない公園となっております。

先ほどもこの件に話が出ましたけれども、やはり、上野田公園についても、地域の公園として整備されたために、駐車場もできず、町全体で使用するという公園ではありませんでしたけれども、やはり、騒音問題の関係である地域へ町として公園を誘致したわけでございます。

第5次総合計画をつくるに当たり、各自治会で行われた部落座談会の席での意見交換の中で、子供たちが遊べる公園が欲しいという要望が数多く出され、中央市街地の公園構想を計画されております。吉岡町都市計画マスタープランの中でも、古墳などの歴史資源を生かした多目的な利用可能を備えた大規模公園として、老人福祉センターなどの公共施設と一体となった拡充整備を図りたいと、町長もご存じのように、このマスタープランにのせられております。

吉岡町の人口も10月には2万人となり、平成20年には国道前橋渋川バイパスが開通

され、平成25年3月末には高崎渋川バイパスも小倉地内まで開通となり、平成29年度には全線が開通になると言われております。

道路整備が進みますと、吉岡町の人口はまだまだ伸びていくと思います。八幡山グラウンドー帯をスポーツゾーンとして、古墳地域を吉岡歴史ゾーン、西の小高い丘に遊園地ゾーンをつくり、「いにしへの丘公園」構想を描いてみました。1カ月ほど前に大沢教育長にこのような話をしたところ、計画図があるのを見せていただきました。計画面積は11ヘクタールとなっております。この計画の中で、町が所有している土地の面積はどのくらいあるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ただいまいにしへの丘構想について、町が所有している土地の面積はどのくらいかということでございます。いにしへの丘構想は、吉岡中学校の南側約11.2ヘクタールに古墳や史跡に囲まれた地区公園を整備するということで、議員おっしゃるとおり、平成2年3月に作成された計画でもあります。当時、計画されたエリアの中に、現在町が所有する土地がどのくらいあるかにつきましては、教育委員会事務局長より答弁させていただきます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

当時計画されたエリア11.2ヘクタールの中に、現在、町有地がどれくらいあるかということですが、まず、八幡山グラウンドが駐車場を含め、約1.5ヘクタールあります。そのほか、テニスコート、体育倉庫、トイレ等の用地として0.2ヘクタール、合計約1.7ヘクタールとなっております。

そのほか、周辺には南下古墳公園1.4ヘクタール、老人福祉センター及び文化財事務所や駐車場用地など1.3ヘクタールがあります。町有地の合計では、水道施設等を含めると、八幡山公園周辺全体で、合計約4.7ヘクタールとなっております。以上です。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 教育委員会の事務局から面積を聞かせていただきました。11ヘクタールのうちの4.7ヘクタールが町有地だという話でございます。

このいにしへの丘の構想、かなり広い面積ですけれども、町としてはすばらしい公園になるのではないかなというふうに思います。

吉岡町内に3つの城があると言われております。大藪地域にある桃井城址、そして、八

幡山グラウンド西の小高い丘のところに大林山城というのが昔あったそうです。そのほかに、漆原地区に瀬来城がありましたが、瀬来城の跡地は現在住宅団地になり、桃井城は今回防災公園として整備計画が立てられております。

町の中心地である八幡山グラウンド周辺整備も大切で、3校PTA及び体育協会会長から提出された陳情書をもとに老人福祉センターを中心としたまちづくり、ぜひこれは実現をしていただきたいと思っております。また、現在はグラウンドを利用してドクターヘリですか、これを活用しまして、年に急病人の収容や交通事故の救護に多く利用されてきております。

特にこの古墳から近くのところ、桃井城址であります桃井播磨守が産湯につかったと言われる池があります。こういった関係で、近くにはやはり歴史の古い地域となっておりますので、この公園計画はぜひ実現に向けて努力をしていただきたいというように思っております。総体的な面積が多くはなるとは思いますけれども、若干はこれから面積等は検討していただいて、完成に向けての努力をしていただきたいと思っておりますけれども、町長の考えを伺いたいと思っております。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

先ほど申し上げましたが、いにしへの丘構想は平成2年3月に地区公園基本計画ということで作成されました。第3次吉岡町総合計画、平成3年から平成12年の基本構想や緑のマスタープラン等の上位計画に基づき、町の地区公園を総合的に整備するために、将来の姿を描いているものだと思っております。

古墳や史跡に囲まれた当地区公園には、特徴を持たせるためのキーワードといたしまして、いにしへの丘としたとのございます。この計画によれば、吉岡中学校の南側約11.2ヘクタール、ちょっと皆様描きづらいくれども、吉岡中学校から西に商工会の事務所がございます。あの道からずっと行きまして、突き当たりの丁字路のところまで行きまして、古墳南の、古墳がある南の道を行って、いわゆる東までということで、莫大な用地であります。

この計画によれば、先ほど申し上げたとおり、吉岡中学校の南側約11.2ヘクタールの用地に歴史資料館、多目的広場、丘のある広場、池のある広場、古墳のある広場、花の咲く谷、森の散歩道、それと駐車場を段階的に整備していくというものであります。この計画の後書きには、実施に当たって、まださまざまな課題や調整事項を解決しなければならない。しかし、ここで地区の計画方針を示すことは、将来引き続いて行われる整備や計画策定面により、具体的なイメージを与える点で貢献できるのではないかとと思われる

締めくくっております。

実現には難しさが伴うことは示唆しておりますが、事実、この計画ができてから22年8カ月が過ぎたわけですが、完成には至っていない状況でもあります。ただ、計画の中にある古墳のある広場は、南下古墳公園として整備ができました。このことは、先ほど議員のほうから言われたように、12月1日の上毛新聞において、群馬県埋蔵文化財調査事業団の右島先生から、吉岡町が古墳群のほぼ全域を公有化し、将来にわたって保存活用していく道筋をつけたことに対し、本県にとどまらず全国的にも非常に重要な古墳なので、このことを実現した町当局の英断に敬意をあらわしたいというお褒めの言葉もいただきました。

また、多目的広場や丘のある広場、花の咲く谷、森の散歩道については、現状の施設にもう少し手を加えることによって、仕上がると思っております。今後、全ての実現は困難だとしても少しずつでもこの計画を達成できるよう努力をしていきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） すばらしい、今、町長からの話を聞きました。やはり、私もこの計画を考えると、車で外周を走ってみました。ちょうど1キロありました。やはり、中学生が今マラソン大会をやるんですけども、三宮神社の西のほうまで回ってくるということで、道路を走るというのは危険な状態もあります。ぜひこの構想の中で実現していただければ、やはり、中学生の使う施設としても生きてくるのではないかなというふうに思っております。

また、先ほど話も出ました。ことしの5月に新潟県の五泉という町に行っただけですけども、そのときに牡丹のある公園を見てきたり、また、赤堀町で今菊を、丸い菊ですけども、これを何町歩とつくってみんなに見せていただいているような地域がありますけれども、やはり、大きな木を植えるのではなくて、地域にある花を植えた公園ができれば、金をかけるのではなくて、金をかけずにみんなが楽しんでもらう。また、ボランティアの人たちに植えてもらって管理をしてもらうということも大切かなというふうに思っておりますので、今後の計画の中でぜひ入れておいていただければありがたいというふうに思っております。

続きまして、都市計画道路について伺います。

下野田自治会より、都市計画道路の早期開通要望の陳情書が提出され、9月議会で採択になりました。今後、町としてどのように取り組んでいくのか伺いたと思います。

私たち議会は、全国各地の市町村に視察研修に出かけておりますが、役場周辺は商業地域や住宅団地となっており、にぎやかな市街地の形成を保っております。

吉岡町では、昭和62年4月1日、駒寄川から北、溝祭・下野田地区にわたり91.2ヘクタールの用途指定地域になっておりますが、商業地や住宅地が進んでおりません。

高崎渋川県道から東関越高速道路の間、区画整理事業を行い、吉岡町の中心部の発展のために商工会を中心とした新たな商業地域や住宅団地をつくる必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 都市計画道路について、下野田自治会より都市計画道路の早期調査要望の陳情書が提出された。町の取り組みはということで、答弁させていただきます。

当市の骨格である都市計画道路を整備し、交通体系を構築することは、人や物資輸送のための交通施設としての機能のほか、地域の発展に大きな影響を与えるものと考えております。同時に便利で安全なまちづくりに欠かせない要素であると思っております。今年度中には、高崎渋川バイパス2期工区的全線の開通及び南新井前橋線の1期工区の完成が予定されておまして、高崎渋川バイパスは引き続き3期工区、南新井前橋線においても関越道から現道の高崎渋川線まで2期工区として県事業にて着手しており、いよいよ先が見えてきたわけでございます。

このような幹線道路の整備状況の中で、ご質問の去る8月に下野田自治会より出されました都市計画道路の早期開通要望に対する町の取り組みはとのことではありますが、これまでも多くの議員から吉岡バイパスの延伸整備計画について、町の取り組み姿勢を問われてまいりました。

過去の答弁と重なりますが、本路線は都市計画決定済路線であり、今までも県との懇談会などの機会あるごとに、県道事業として早期に事業着手していただけるよう要望してまいりました。その中で、知事は、「吉岡町と榛東と渋川は、来るごとにそういうことを言うけれども、しつこいの」と言われるくらいやっております。そういったことで、知事のほうから言う言葉は、いわゆる「吉岡、榛東、渋川だけに金をかけるわけにいかないんだ」と。「群馬県全体を見てやっていくんだ」ということで言っておりますが、会あるごとにこれからも言っていくというようには私は思っております。

今後も根強く国、県など関係機関に働きかけ、積極的に行ってまいりたいと思っております。

なお、下野田中部地内において、八木原方面へ向かう町道、原・森下線から県道高崎渋川線を連結する広い町道がなく、現道が狭隘であるために交通安全上危険ということで拡幅要望が出されています。当町道は、都市計画道路大久保上野田線と重なるわけですが、関係者の協力が得られるならば、交通の利便性、安全性を確保するために、県道高崎渋川

線までを拡幅整備することを検討したいと考えております。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今、町長から、知事にはうるさいほどお願いをしているんだというような話があります。確かに、現在、吉岡では県のお世話になって高崎渋川バイパス、また上毛大橋からの南新井線の建設等、数多くの事業を県の事業で取り組んでおります。やはり、県の協力がなければなかなか事業というものは進まないけれども、町としてこの区画整理事業を一部の区間ですけれども、取り入れて事業推進を図り、町の中心部のこの役場を中心とした地域をある程度活気ある町にしていくということも大切ではないかなというふうに思っております。

これは町長、2番目の質問には書いてありませんけれども、自分といたしましては、やはり、町でも少しは手を挙げていく、今、町長からも下野田地内を一部手がけたいということですが、それにあわせてもう少し地域を広げて区画整理事業で住宅なり商業地域、町の商業地域として発展させることも大切かなというふうに思っておりますので、その区画整理事業を取り入れるかどうか。その点について伺いたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 都市計画道路にあわせて区画整理の計画の考えはということでよろしいでしょうか。

土地区画整理事業、都市にとって大事なまちづくりであり、都市計画の重要な部分であると考えております。吉岡町は、溝祭地区において区画整理事業を立ち上げるべく、昭和62年度にまちづくりの基本構想であるA調査を実施し、さらに一歩進め、平成2年度に基本構想等に基づき、事業施行区域30ヘクタールを設定し、事業計画案を作成するとともに、B調査を実施いたしました。そして、事業展開の推進母体として溝祭東地区土地区画整理事業推進研究委員会を立ち上げ、地元を初めといたしましてアンケート調査や事業のPR活動を中心に事業展開した経過は、議員もご承知のとおりだと思っております。

しかしながら、都市計画道路を含む区画道路、公園等の公共施設に必要な用地が買収方式でなく減歩により生み出す、また、事業資金の一部に充てるための保留地減歩と合わせて減歩率が大きくなるなどのことから、事業に対しての同意が得られず断念したと聞いております。

今後、若者や退職者の定住に向けて、計画的に住宅地開発を誘導する必要があると考えておりますが、現在、町では宅地の利用増進を図る手段として、土地利用計画との整合性を図りながら、民間の宅地開発が進んでおります。このような状況の中、吉岡町中心部の

活性化を土地区画整理事業を行い図れないかとの提案を理解しますが、事業の実施は当面のところ難しいと考えております。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 確かに、溝祭区画整理事業を取り入れたことがありました。当時は坪当たり20万円から25万円もする価格であったために、やはり、バイパスの沿線になるところの人たちは、特に前橋の総社地域に近いところの価格は、もう坪30万円というような単価も出ておりましたので、沿線だけは自分で売ってしまわなければ協力はできないというような話の中から、最終的には断念をしたわけですが、やはり時代で、当時やってしまうとそれこそ町が倒産するほどの莫大な費用、坪当たりの単価がもう30万円以上で売らないと住宅はできないというような状況であったので、あれは実施しなくてよかったなというように今では思っております。

そんな関係で、やはり事業の推進を進めるに当たっては、よほど研究をしていかなければならないということは十分承知はしております。

続きまして、資金計画について伺いをいたします。

平成17年度、まちづくり交付金30億円を借り入れ、平成21年度までの5年間、駒寄パーキング北周辺道路拡張整備工事、宮田大藪線拡張工事を初め、駒寄学童保育所改築工事、吉中校舎耐震工事、明小の耐震工事、プールの改築など、数多くの事業を実施してきました。

吉岡町では、県下でもまれに見る人口増の町となっております。上毛大橋吉岡バイパスの開通を初め、前橋渋川バイパス、高崎渋川バイパスなどの道路整備のおかげで、近隣市町村への通勤が可能となり、まだまだ人口が伸びていくのではないかなというように思っております。

ただ、今、教育長の話の中では、先ほど平成26年度が一つのピークかなというような話をされたわけですが、やはり、道路の整備が進めばもう少し伸びるのではないかなというような考えをしておりますけれども、やはり、それは町と自分たちの考えは若干違うのかなというように思っております。

また、現在の町の財政状況では、もう一度まちづくり交付金のような資金が借りられるようであれば、町の整備にもう少し取り組んでいくことも大切ではないかなというふうに考えておりますけれども、その点についての町長の考えを伺います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 平成21年度までに、まちづくり交付金を活用して数多くの事業に取り組

んできた。今後における計画はあるのかということでございます。

吉岡町では、平成17年度から平成21年度において、まちづくり交付金事業を、議員おっしゃるとおり、活用いたしました。道路や教育施設の充実を図ってまいりました。

その後、国ではそれまでの国土交通省所管の個別補助金を原則廃止とし、地方公共団体向けの個別補助金を1つにまとめ、社会資本整備総合交付金を平成22年度に創設いたしました。吉岡町でもこの交付金を活用し、宮田大藪線の道路新築改良工事や下水道工事を実施してまいりました。

今後、吉岡町におきましても、道路や下水道のインフラ整備や学校などの教育施設の整備など、大型事業を実施する際には、さきに述べました社会資本整備総合交付金や、その他補助率が高い補助金事業を活用しながら、さらなる基盤整備や教育施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ぜひ、今高い補助率があれば利用してやりたいというような町長の考えであります。やはり、この平成23年度の決算書を見ておりますと、平成27年度までは、やはり公債費がかなり高くなっております。厳しい財政ではありますけれども、やはり、吉岡町の発展のためには、もう少しこういった資金を40%、50%の補助率のあるような資金が借りられるようであれば、町の整備に充てていくということになりますと、人口もそれに従って伸びていくような気もいたしますので、ぜひその点は町で考えていただいて、事業資金に充てていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、少し時間はありますけれども、3時休みになりますので、終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、南雲吉雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を3時30分といたします。

午後3時03分休憩

午後3時28分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（近藤 保君） 続きまして、10番小池春雄議員を指名します。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） それでは、通告に基づきまして、大きく分けまして2項目にわたって質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、循環型社会を目指す取り組みということで出しております。

福島原発事故もありますが、私は以前からCO₂の削減問題、そしてごみの分別収集による減量化とリサイクル問題などについて提案をしてきましたが、いよいよ本気で取り組まなくてはならない時期に来たというふうに思っております。

現在は、多量の生ごみを焼却処分し、多額の費用をかけています。この生ごみを減らすためにどのようにすればよいのか考えたことがあるでしょうか。そして、燃やせば焼却残渣となり、小野上の最終処分場に持っていき埋め立て処分となります。

ご存じのように、小野上の埋め立て処分場、また今月、土曜日に建設の運びとなるということで祈願祭があるようでありますけれども、これに30億円をかけます。ここへの持ち出しを最小限に努める施策を考えなければなりません。燃やしたのではCO₂の削減にはならないことは、これは明らかであります。

地球温暖化防止のための京都議定書の第一約束であります温室効果ガスへの日本の削減目標であります、1996年度比6%削減するということは、これは国はもとより、それぞれの地方にも課せられた大きな責任であります。これを地方がそれぞれどのように責任を負っていくかということは、本当に大事なことだというふうに考えております。本格的な地球温暖化防止策を講じる必要があると考えられます。そして、こうした中で、地域において循環型社会を目指すことは、最も効果的な地球温暖化防止策と考えられます。

私は、これまでの考えだけでなく、循環型社会を目指した地域の生活者である住民や事業所、行政が知恵を出し合い、協力して、無駄のない暮らしのために地域資源を生かした独自のまちづくりが必要だというふうに思っております。今後の取り組み、考え方がありましたら、まずは町長の考えをお伺いするものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 循環型社会を目指す取り組みはということで定義をしていただきました。

無駄のない暮らしや地域資源を生かした独自のまちづくりが必要と思うが、町の今後の取り組みはということでございます。

物が豊かになり、暮らしがぜいたくになって、何の不自由も感じることなく生活していると、物の大切さや貴重な資源であることが忘れられてしまいます。

昔は物がなく、節約に節約を重ね、知恵を絞って生活してきたことが、今の社会に生かされずに埋もれていくことを、私自身の幼少期を思い起こしても大変残念に思い、反省しなければならないと思っております。

東日本大震災を大きな契機として、暮らしのあり方、特にエネルギーの考え方を見詰め

直すきっかけとなりました。限りある資源の有効利用、地球環境、二酸化炭素の削減など、以前にも増して問われています。

循環型社会を目指す取り組みが、小さな単位では家庭から、さらに地域へ、自治体へと全国各地で広がっていることは、私も承知はしております。環境に優しい循環型の社会づくりに向けて、ごみの減量化、資源ごみの回収など、自治会と連携して取り組んでいかなければならないと考えております。

そんな中、町としては、地域の特性を踏まえて課題を整理し、循環型社会形成推進のために計画をつくっていかねばならない重要性を感じているところでもあります。

具体的な進め方は、今後考えていかねばならないことですが、だれもが心がけ一つで効果が上がるもの、さらには各自治会等地域で特色ある、そしてその地域に見合った取り組みを考えていかねばならないと思っております。また、子供たちや若い世代にも、環境学習の機会を充実させていく必要もあるのではないかと考えております。

今、自治会は13自治会あるわけですが、ストックしている小屋がどうかことしいっぱいでできるかなというようにも考えております。そういった中にも、それもまだまだ町民のほうには思ったよりか進んでいないというのが実態ではないのかなと思っております。これからも地域の方々、そしてまた自治会といろんな面で話をしながら、そういったことも確実に進めるようやっていきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今、町長のほうから提案に対して、CO₂の削減については、これは教育の場でもちょっとは、もう今まで忘れがちだったんですね。原子力エネルギーに頼って、まあ、大事だと。そうすればCO₂は減っていくんだという考えを持っていましたけれども、余りにもそこに頼り過ぎたことによって、どうも原子力というのは大きなリスクを伴っていたという事実がはっきりしたわけですね。

また、化石燃料に戻ったら、今度はまた1996年の京都議定書の中ではそのときと比べて、それから6%減らす、CO₂の削減をしていく。そんなことを聞いたときには、みんなそういうふうに思いましたよね。でも、時間がたってしまうと、CO₂の削減なんていうのはどうしようもあっちのほうにやられちゃった感はあるんですね。決してこれは国の施策だけではできるものではなくて、そこには地方がどういうふうにして、地方というよりも1人1人がどう考えていくのか。そういう中で、1人1人が考えたその集合体が地方、その上に自治会があって、その上に行政というのがありますけれども、ここが一緒になって、まずはCO₂の削減というものを考えていかねばならない。このことは、今町長のほうから言われましたけれども、まさにそのとおりで、このことというのは、今の

地球がこのままでは未来永劫にないということは誰でも知っているんですね。この地球、きれいな地球を後の100年後、1000年後まで同じいい形で残してあげたいという思いは皆さんありますよね。温暖化が進んで北極の氷が解けると海面が何メートルも上がるような話がされていますけれども、そうなってからでは間に合わないので、早いうちにCO₂を削減して、温暖化ガスを少しでも減らそうという、そういう取り組みが必要で、教育の場でも本当に私はこれから必要になってくると思います。

そういう中で、今、町長が各自治会、教育の現場でもそうですし、自治会とも協力をし、何とかやっていきたいというのがありました。私もそのとおりだと思います。私はそれにもう一つ、行政というのが大きなリーダーシップを果たす必要があると思います。町の役場というのは、それぞれの部署がありまして、町の中では、その部署の中では、有能な人たちがいるわけです。その部署部署で、また専門家ではないです、いわゆる行政の中ですね。そういう人たちの知恵と、そしてまた多くの人たちの知恵を結集することによって、この問題は解決をするものだというふうに思っております。

この中で、じゃ今私が言いました循環型社会はどのようなものかということ、町長が冒頭に言われた、昔はこんなふうに、こんなにいろんなごみを出さなくても生活というのは済んでいたんですね。それがもう今は、年間に本当に多くの金を出して焼却処分をして、また、あさって、広域最終処分場ができるというんで、これは30億円ですね。小野上の処分場がいっぱいになったので、またこれに30億円をかけて、今度はそこへ焼いた後の捨てたものを持っていくんだと。

だから、私は、これから仮に20年、30年の予定であるということであれば、これを50年、100年もたせる方法はないかということを考えるべきだと思うんです。いかにして持ち出すごみを少なくするか。このことを考えるべきだというふうに思っております。このことをなし遂げるには、今までも町の職員の皆様も一緒になって考えてくれました。私はこういう中で、ぜひともこれからは住民を巻き込んで、この循環型社会というのをつくっていかねばならないというふうに思っています。

それには、一つの考えでありますけれども、循環の町は町民の協力なしでは進まないということは明らかであります。やはり、きれいな地球を後世に残すことは全ての人の願いですけれども、環境のまちづくりビジョン宣言、これは仮称でもいいですよ。環境のまちづくりビジョン宣言なるものを、こういうものをつくっているところというのがあるんですよ。そういうものをつくって、そして、町と住民、行政だけに任せるのではなくて、そこに住民の英知をその中に入れて、またそのことに協力してもらうのは間違いなく住民1人1人なんですよ。こういうものをこういう人たちが参加をして、それで一つのものをなし遂げていく。当然、行政にはリーダーシップをとってもらいますけれども、そ

う人たちを交えて一緒になって、どのようにしたらその循環型社会、町というのはつくっていけるんだろうか。皆さんそれぞれに、あなたいい考えがありませんか、あなたはどのように思いますか、あなたはどのような考えがありますかと。こんなものを聞きながら、そして、皆さんが知恵を出してくれれば、出した知恵というのは、皆さんが出してくれれば、じゃそれは一緒になってやりましょうということになるんですけども、町が考えて、「おいこれをやれ」と言ったとき、なかなか人はそれには従ってくれないんですよ。でも、みんなと一緒に、「皆さんどうですか、やってくださいよ」ということになって、これはどういう人たちになってもらうかというのはそれぞれあると思うんですけども、今の時代はこういうものに興味を持っている人というのはいっぱいいます。そういう人にも公募してなっていて、そして、それぞれで、日本では本当にいろんなところで循環型社会というのはやっていますよね。そういう知恵を出してもらって、そういう中での取り組みを今後進めていくべきだというふうに思いますけれども、これは担当の課長が答えてくれるでしょう。それとも町長が答えてくれるのかもしれませんが、町と住民で目標をつくって、そのためにアクションを起こす。そんなような組織づくりをまずはすべきだというふうに思いますけれども、これについていかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） まさに、小池議員が言っているとおりだと思っております。どういう試みが地域の実情に合ったものなのか。それは地域の方々が一番身近に感じていることだと思っております。

よく地元の意見を聞き、地域に合った取り組みができれば理想的ではないかと考えています。子供からお年寄りまで、世代を越え、一丸となって進めていくことができればよいのではないのでしょうか。

そのためにも、先ほどから小池議員が言うように、地域の推進役がしっかりとリードしていく必要があるのではないかと考えております。その推進役を育てていくことが、町や自治会の役割ではないかと考えています。

地域にできることは、地域での協働のまちづくりを推進していくつもりです。これまで進めてきた従来の取り組みをさらに発展をさせ、それに工夫を凝らした方法をみんなで話し合ってはどうかと思っております。

議員おっしゃるとおり、やはりいろいろなことで知恵を持った人がこの吉岡町にはいると思いますので、そういったことの話をついに聞きながら、吉岡町は吉岡町に合ったものができれば、ごみの減量化、そしてまた環境型のものができるかなというようには私も思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） ありがとうございます。

なかなか一般質問を行って、町長と話がかみ合うことというのは割に少ないんですけども、今のところ、順調に話がかみ合っていて、ありがたいと思っています。ぜひともこのことは進めていただきたい。

私は、ことしの吉岡祭りがあったときに、出店をずっと回って見たんですけども、初めての経験だったんですけども、出店というか、いろんなものを売っているところがあったりして、1軒、風力発電をやっている会社のようなのが吉岡にあるんですね。機械を売っている人が。小型なんですけれども風力発電。どういう人かといったら、その機械が二、三十万円だったような気がするんですけども、そのぐらいの値段で風力発電の機械を売っているの、そういう会社をやっているんですと、吉岡祭りのときに出ていたんですよ。課長ご存じでしょう。知らなかったですか。出ていたんですよ。私、名刺ももらって、パンフレットももらったんですけども、大変それに興味があったものですから。だから、今までは確かに太陽パネルというのもありましたけれども、そういうのも、会社もできて、そういう会社が吉岡町にも事業所だと思うんですけども、あるんだなという思いをして、私はパンフレットと名刺をいただいたんですけども、ぜひこれから、それも研究の中の1つに入るかと思って。そのように、だからそういう人なんかそういうメンバーに入ると、よりよくなると思うし、ぜひとも、ともすると私なんか以上にもそういうものに興味を持っている人がいると思いますので、いずれかの形で、どういう立ち上げにするか、公募にするか、それは行政に任せるとしまして、ぜひともその取り組みを進めていただきたいと思います。

3番目に質問に出してあります、公共施設での太陽光発電の増設の考えはありますかということを出してあります。

この1の中の 番目の中で、公共施設での太陽光発電の増設の考えがありますかというものを出示しておきましたけれども、今までどなたか議員さんが質問をしていました、学校の上には載せられるかと。いやそういう設計をしていないから難しいという話もありましたけれども、これから建設を予定したり、また既存の公共の建物の中で上げられる可能性が、1の ですよ。1の。（「4だよ」の声あり） なんですけれども、でも でもいいです。どっちでもいいですけども、その中には公共施設の太陽光発電の増設というふうに書いてありますから、それで結構ですけども、学校に限らず、公共施設というのはたくさん町にはあります。そういう中で、なかなか大規模に載っけるといっても土地の所有者の問題もあったり、いろいろ難しいでしょうけれども、他力本願という部分はあり

ますけれども、そうではなくて町ができる取り組みとして、それを載っけたら屋根がつぶれるのをやっては困るんですけれども、そういう中で、一般の住民にも20万円を限度として、希望があれば、10万円でしたか、10万円を限度としてやっているわけですけれども、希望があれば、そういうふうに行っているんですから、模範垂範という意味では、町の公共施設でもう少しできたというふうに思いますので、その辺についての考えをお聞かせください。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ちょっと話から外れるかわからないですけれども、先日、高山村で宿場サミットということで、第1回目は吉岡町で開いたんですけれども、2回目は高山の中山ということで行ってきたんですけれども、その中で、私たちが考えていないようなことを他町村から定義されまして、それはなぜかといいますと、今、上野田に宿場のということで、各家にいわゆる看板が立っていると。あそこには昔から、最近でも多いんですけれども、昔から清らかな水があのとこに流れています。森田本家のところには大きな水車小屋があったと。そういったことで、吉岡町はあのとこにあの水を利用すれば、いわゆるその家々に立っている今言った旅屋だとかいろいろなものが立っていますけれども、あれが夜になれば水力発電で、いわゆる電気がとめるのではないかと。一番いいところはあそこにありますねと言ったとき、私は胸を打たれたんですけれども、なるほどなど。やってできないことはないなというようにも感じて帰ってきたんですけれども、その帰り道、皆さんに話したら、吉岡町から10人ぐらい行ったんですけれども、話したら、なるほどなどというような話も皆さんも思ったわけでございます。

今、吉岡町では、今言った施設のところには太陽光が上がっているのは、温泉、そしてまたこの庁舎という2つだと思っております。今計画しておるのは、これもちょっと先になろうかと思えますけれども、コミュニティーセンターの屋根補修工事が近いうちにやらなくてはならないからということをおもっております。そのときにできれば、一緒にちょっと太陽光が上げられればなというようにも思っております。

先ほどから金谷議員のほうから、そういったことはちゃんと先にみんなに言って、みんなに理解を得てからやれというようなことを言われましたけれども、そういったことも1つに考えているのが実情でございます。

それから、今、交付金として各家庭に最高10万円までということで定義をしてやっていただいておりますけれども、大体500万円組んだやつがほぼことしじゅうには終わってしまうということの中において、もう100万円を追加をいたしまして使っていただくと。大体計算しますと、キロワットに応じて補助金率が変わってくるんでしょうけれど

ども、大体計算しますと8万円ぐらいと。そうすると、100万円で80万円ということになると、500万円だと5掛ける8で40件、600万円だと6掛ける8で48件で、約50件ということで、ほぼことは足りるのではないかなというようには思っておりません。

だがしかし、注文が来れば来るほど、その補助金というのは出すわけにはいかないということに相なれば、一定の金額を提示しながらやっていきたいと。来年は、ですから600万円のいわゆる補助事業として予算を組む予定では考えております。

そうしたことで、町全体にいわゆる学校だとかはちょっと無理かなと思っても、今言ったあそこのコミュニティーセンターにはそういったことで、うまくすればいつということではなく、上げられるのかなというようには考えております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） ぜひともその公共施設というところで載せられるところがあれば、今後CO₂の削減という意味からしても設置をお願いしたいというふうに思っております。

次のお題目でありますけれども、これまでも、これも何回も言っているんですけれども、現在ごみになっているものを地域資源として生かす。生ごみや食料廃棄物あるいは油、木くずなどの資源化、分別収集の細分化、地域における再生資源を生かしたバイオマス利用の取り組みというふうに出しておきましたけれども、これは先ほどの1番目のこととリンクするんですけれども、生ごみを燃やしますと、生ごみは全て今は集めて燃やしているんですね、でも、この生ごみを分別すると、半分は燃やさなくても済むんだというふうに言われているんです。これを集めて、いわゆるバイオマスというのは、これを燃料にしているんですね。残飯を集めて、でっかいタンクをつくって、その中に入れるとメタンガスが発生して、それでガスが残飯から出て、そのガスがとれて、これはガスに使える。残りは肥料になる。

この中に、一つの例なんですけれども、これは九州の大木町という、そこが、昔はいわゆる浄化槽、これはみんな七、八年前までは海洋投棄していたんですって。12年ぐらい前ですか。海洋投棄していたんですけれども、それが法律でも完全にだめになって、それで処分に困ったということで、処理場をつくらうかと。だけれども、処理場をつくるよりもバイオマスのほうがいいということで、その中に、いわゆる汚泥をくみ取った浄化槽汚泥を入れる。その残飯も入れる。そうすると、これがバイオですから、それでガスがとれて、残りが肥料になるんですね。これが残しておくとも臭いのではないかなと思うんですけれども、そのタンクに入れておくと、これは好気性バクテリアが食うものというのは臭くなくなったりするんですけれども、嫌気性バクテリア発酵の場合というのは、これは全くにおい

がしないんだそうです。それをすると、それでガスがとれますよね。それが発電の燃料に使える。残ったものというのは、すごく減ってしまうわけですね。これが肥料として使えるんですね。だから、臭いのではないかと思うんですけども、これが全く臭くないんだそうです。それが使われている町があるんです。これはにおいの発生がほとんどないと。プラント建設に必要な面積というのはこれもすごく狭くて、幾らも要らないんだそうですけれども、こんなことで成功している例もあります。

私も今まで町長に一般質問の中では、残飯をコンポストとか生ごみ処理機で、そこで各自に配って、そこで発酵させて肥料化したらいいのではないかなというようなことを言いましたけれども、それよりもっと進んだ形で、そういうことを実際にもうやっている市町村というのが全国には事例としてたくさんあるようです。

そういうことも考えますと、1番目の質問と同じなんですけれども、そういう考えをするというんな考えがありまして、CO₂の削減になりまして、本当に循環型、今までは燃やして、小野上処分場だったんですけども、燃やさないで、これが本当に肥料にできるという取り組みというのは、割に金がかからないそうです。

吉岡町が年間に出す広域での燃やさなければならぬものは燃やさなければならぬですけれども、その中に出す全体の量の半分はもう残飯ですから、これが減れば、町の負担金も減らせますし、これは広域全体でやれば、先ほど言いました小野上の処分場を本当に3倍でも5倍でも延ばすことが可能なんですよね。

まだ私も勉強不十分で、つけ焼き刃みたいなものなんですけれども、ぜひともそういうようなことを今後進めていくべきだというふうに思っております。新しい取り組みでなかなか大変だと思うんですけども、もしもこういう取り組みをまた行政が真剣になって考えよう、見てみよう、吉岡町でもそれができるかというようなことを考えた場合に、その調査研究をする課というのは課長のところですか。どこがするのか知りませんが、私はそんな研究をぜひとも行政でやってほしいと思うんですけども、どうでしょうか、町長。考えてみますか。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 私はむしろこういう仕事は広域にさせたほうがいいのではないかなというようにちょっと今思ったんですけども、いわゆる生ごみのあれがそういったことで今議員がおっしゃるように、すばらしいものだということになると、今まさに最終処分場のところがあと何年、新しいものをつくって使用できるかということに相なったとき、こういったものにすれば長くこれが使用できるということに相なれば、こういったことも広域あたりでさせて、広域で処理してもらおうということも1つの案ではないかなという、ちょっ

とこれは町でお金がどのくらいかかるか、かからないか、それもちょっと定かでないという事ですけれども、大木町、そしてまたもう一つ上勝町ですか、そこでやっている資料をちょっと私もいただいたんですけれども、そういったことも含めまして、かえってこういったお互いに広域で協力し合って物事をやっていくのも私はいいのかなということで、小池議員も広域の議員でもありますので、何か機会があったら一般質問なんかでやっていただければありがたいというようには思っておりますが、それはそれといたしまして、町は町としてこういった形で現状できるかも研究をする余地があるのかなというようには思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） ぜひともお願いします。これは、町長が言われたように、広域でもできればそれはもう最高ですよ。でも、この中の一つの問題というのが、それぞれ自分の家を出た残飯を、今簡単にここではバケツ方式というので、バケツの中に入れて、それでどこに持っていくのか知らないんですけれども、それをバケツに入れて自分の家に保存しておくだけですけれども、それも恐らく1週間に1回ぐらいで大きなバケツにあけるんだと思うんですよ。それで運ぶようなんですけれども、においの心配なんかがあるのかなとも思ったんですけれども、こういう資料を見てみると、そういう問題があると思ったけれどもそれがなかったと。臭いから嫌だとか、そういう問題がなかったというんですね。

だから、広域にやってもらうんですけれども、その一番下の組織というのは各1軒1軒の協力なんですよ。1軒1軒の協力があって、下から積み上がってきて、そして、1軒1軒があって自治会があったりして、そして町が協力をして、今度は参加市町村でやっていますから、それまた参加市町村でとできれば、こういう順番でできれば一番いいですけれども、一番下の単位というのは1戸1戸の町民なんですよ。隣組の協力はできないとだめですけれども。ぜひそんなことを考えて、私はまずこれが実現できれば、年間に何億円という金を本当にごみに火をつけて燃やして処理しています、最終処分場一つだけ見てもわかるんですけれども、これも恐らく15年ぐらいでいっぱいになるのではないかとと思うんですけれども、これを30億円かけてつくるわけですから、そういうのでなくて、循環型にすれば、極力少なくできるということは明らかですので、ぜひともそのことを、いい返事をいただきましたので、このことはやっていただきたいというふうに思っております。

それと、生ごみはこれでいいんですけれども、先ほど言いました上勝町でも、どこでもそうなんですけれども、ゼロ・ウェイストといいますのは、まず出したごみをどう処理するかということもあるんですけれども、究極はごみを出さないようにしようという考えな

んです。でも、今の時代というのは便利な時代で、スーパーに行って買い物すれば、嫌でももうパッケージの中に入ってきちゃいますから。

でも、吉岡町で今やっている収集というのはまだまだ少なく、関東はペットボトルですよね、大別して、あと新聞ですか。資源回収でやっていますけれども、これはもう一つ踏み込むと、燃えるごみの中でも、いわゆるプラスチック類、石油製品でできたものと、これもみんな捨てて一緒にになっているんですよね。これもちょっと分けると、これもまた資源になるんですよね。だから、もう少し分別収集をもう少し進めてもいいのではないかと。進めることによって吉岡町のまた、これは広域全体確かにそうなんです、広域全体でも考えることなんですけれども、小さな単位の吉岡町を見たときには、広域への負担金を減らすことができる。分別をするということで、今まで以上に町長が英断してもらって、各自治会にもそういう資源を集めれば今まで以上に集めた分の金は出しますよということで、協力金みたいな形で出してもらっていますけれども、これをもう少し進めることも大事だと思っただけです。そういうのがまた安く、負担金とすると安く済むんですよ。今は面倒がって、雑誌でも何でも、中にはまとめて古新聞で出す人もいますけれども、分けられるものも分けられないで、みんな燃えるごみとして出してしまっていますから。ここをもう少し手を入れる必要がある。それは自治会の協力も必要ですよ。でも、入れられれば、分別が進めば進むほど、町の広域に対する負担金は減るわけですから。そこで減った分を私はまた地域の住民に還元してもいいと思っただけです。

大変でしょうけれども、もう少しこれを分別してみようかと、私はすべきだと思っただけですけれども、町長、難しいでしょうけれども、その考えはいかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、町でやっていることは、決して十分とは言われなくてもいいかもしれませんが、分別によるごみの減量化や資源ごみの回収によるリサイクルなどを推し進めているところではありますが、ここに来て、徐々にではありますが、町民の皆様にも浸透し、定着しつつあるのかなというようにも思っております。まだまだそういった推進をしていけば、まだまだごみは減量されるというようにも、私も思っております。こういったことも意識改革、そして、向上を図るなど、取り組まなければならない最低条件があると思っております。私も同感でございます。どうか町民の皆様方にご理解をいただき、ごみ減量化に向けて進んでいただければありがたいと思っておりますので、自治会を通して努力するようさせるつもりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 何とか質問の中で町長に色い返事をいただきました。そういう中で、循環型社会をつくるという中で、町民とのそのような組織を考えたかどうかという中で、それも考えてみたいということでありました。何とかこれが環境のまちづくりビジョン会議という、そんな名称はどうでもいいんですけども、循環型のための組織を考えるということでしたので、これ以上また変なことを言うと、町長にへそを曲げられて、よかった話がまたぶっ壊れても困りますから、ぜひこのことはやっていくということを念押しして、この件については終わりたいと思います。

続きまして、公契約条例の制定をということで出しておきました。

これは、これまで全国市長会では公契約法の制定を求めてきた経過がありますけれども、実現にはまだ至っていないようであります。市独自で設けているところはあります。私は、吉岡町の公共事業に対して、請け負った事業所の職員の賃金支払いに対して、条例を設けて、生活の安定を図るべき。ということは、仕事をさせて、公共事業で仕事をすると、その受注した側が使う従業員に、十分な賃金が払われていないということがあるんですよ。そういうことから、この公契約法というのはできたわけなんですけれども、そこまで話をしてしまうと、小さな市町村ではなかなか難しいということがありますので、でっかい市なんかの場合には、そこまで踏み込んで、自治体で出した公共事業に対して、そこで働いた人たちがピンはねされてしまって、下請代金が行かなかったり、働く人に十分な賃金が払われないというような事例があるもので、公契約法というのができたらいいんですけども、私はそこまで踏み込むつもりはないので、吉岡町でいわゆる吉岡町の公金、町の税金で支払われて、そこで働いている者というのは、考えますと、町の、これは正規の職員は別ですから、いわゆる非正規の人ですよ。臨給であったり嘱託であったり、また指定管理者制度がありまして、指定管理でそちらへその仕事を委託しているというものもありますね。それであるとか、保育園組織というのは、これは公共の仕事ですから、そして、各保育園に保育を委託していると。これは、だから町の税金がそこに支払われて、そこで子供の面倒を見てもらって、それでそこで働く人というのは、いわゆる町のお金でそこで雇われているわけですよ。

だから、そういう人たちのところに生活に十分なお金が行っているかということなんです。確かに、じゃそれは群馬県の最低賃金法に抵触しなければいいかということそうではなくて、いわゆる今言われているのが官製ワーキングプアという、官製、いわゆる官、公とも言いますがけれども、そういう地方自治体であるとか県で働いている。そういうところで1日真っ当に働いても、そこで得た収入でちゃんとした生活ができるかということ、正規に働いているんだけど、生活保護基準以下の賃金にしかない。こういう事例はたくさんあります。このことを官製ワーキングプアと言っておりますけれども、だからとい

って一度にこれが、大体平均が16万円ぐらいだそうです。群馬県に来ればもっと下がるかもしれませんが、1人の50代ぐらいの人が、男性でも女性でもなんですけれども、生活保護を受けると。支払われるお金は12万円ぐらいですかね。そこから家賃を引いて、電気、水道料金を払って、それで生活をするわけですけれども、その生活保護基準というのがあって、平たく言うと、簡単に言えば16万円以下というのがいわゆる生活保護基準と同等だというぐらいに言われているんですよ。

だから、働いていても生活保護基準以下というのは、果たしてどうだろうかという中で、されとて最低賃金法があるから、またほかの職員とのバランスもあるから、なかなか難しいんですけども、私が言いたいのは、いわゆる自治体に関係するところで働いて、その人たちは税金であったり、保育料なんていうのは税金だけではないですよ、でも税金も入っていますから。そういうところで働く人たちが生活ができないというのが、どうも理屈としておかしいのではないかというふうに思われますので、町ができる部分というのは、確かにたかが知れています。しかし、その中で町がそれなりの努力をしてみる必要があるというふうに思います。

それぞれの町村で公契約法をつくっているところというのは、大体そういうところの賃金というものを850円、860円から900円ぐらいに設定をしているようです。いわゆる自治体に関係する職員の働いている時給というはそのぐらいにしているようです。ぜひともそれで十分に生活ができるようにしろとは言いませんけれども、それに近い生活ができるような仕組みをぜひとも考えていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 公契約条例の制定をということで、一番最後に、割合に議員と私が合わなくなってくるかなというようには思っておりますが、町長としての答弁をさせていただきます。

指定管理者制度の下で働く人たちに対する公契約制度をつくり適用すべきとのことですが、指定管理をしている施設は、議員ご存じのように、老人福祉センター、学童保育、道の駅よしおか温泉、リバートピア吉岡、緑地運動公園があります。

先ほども言われた町の入札業者ということは省かせていただいたということでご理解をしております。

ご質問の学童保育は、嘱託職員、臨時職員、それぞれ町の基準に準じています。現在のところ、公契約制度を導入しなくても、その賃金は守られていると私は思っております。

せめて生活保護基準を上回るように最低賃金の底上げを図るべきとのことですが、群馬

県の最低賃金は、議員おっしゃるように、この10月10日現在で696円だそうです。この基準は、指定管理をしている学童保育では、それぞれそれ以上であります。

また、生活保護基準の家族の人数や年齢、障害の程度、持ち家の有無、介護や医療サービスの受給をしている要件によっても違いますので、比較はできないと思われませんが、ご質問の、せめて生活保護基準を上回るように最低賃金の底上げを図るべきとの趣旨ではあります。生活保護を受けている家庭よりも指定管理者制度の下での臨時職員が、議員のご質問にある生活保護世帯のほうが家族の構成によってはその収入が多い場合もあるかと思えます。

しかしながら、生活保護の基準として指定管理制度の下での賃金の基準が比較はできないと私は思っております。いわゆる臨時職員、嘱託職員、いろんなことがあろうかと思えますけれども、詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 先に小池議員のご質問の中にありました生活保護の基準について述べさせていただきます。（「時間がないからいいよ」の声あり）

生活保護基準は、家族の人数や年齢、障害の程度、持ち家の有無、先ほど町長が言ったとおりであります。

吉岡町は3級地の2という分類になっておりまして、例えばということで例を挙げて紹介させていただきます。

最も多い、吉岡町の中で最も多い世帯の状況は60歳代でひとり暮らし世帯です。これは、家を借りているという場合では9万2,340円になります。しかしながら、持ち家の場合には、そこから3万700円を引いた6万1,640円となります。12月1日現在、吉岡町の生活保護世帯は57世帯で70人です。

自宅での生活保護を受けている方は34世帯で47人です。施設では23世帯23人です。働けない状況により、生活保護として公的扶助を受けている場合と、いわゆる働ける状況での賃金の比較というのは少し難しい点があるかと思えますが、30歳代で幼児と小学生1人を持つ母子家庭で、いわゆる家を借りている住まいの場合の生活扶助費の合計は17万6,370円ですが、家を借りなくて持ち家の場合には、そこから3万700円を引いた金額となります。そうしますと14万5,600円となります。持ち家の場合には、学童保育の事務担当の嘱託職員、これは15万7,200円ですから、生活保護の扶助費を超えますが、家を借りているという場合には、学童保育の嘱託職員の賃金が下回ります。そういう意味で、議員おっしゃるように、嘱託職員の場合でも、生活保護世帯のほうが上回ってしまう場合もございます。

ちなみに、今度は学童保育のことを少し話をさせていただきたいと思いますが、学童保育は、基本的には5時間の勤務の方と3時間の勤務の方と、臨時の職員でやっております。

状況としては、駒寄第1学童の就労状況であります。臨時の職員6名で5時間勤務の方が2名、3時間勤務の方が4名です。駒寄第2学童の就労状況は、臨時の方が6名で5時間勤務の人が2名、3時間勤務の人が4名です。明治学童は、臨時の人が8名で、5時間勤務の人が2名、3時間勤務の人が6名です。

これを、先ほど囑託職員の話をしてきましたが、囑託職員1名とそれぞれ臨時の人でやっているということでもあります。臨時職員の場合は、1時間当たり880円でありまして、この場合については、1時間880円ですから、時間的には極めて短いわけでありまして、生活保護世帯のこの30代で幼児と小学生1人を持つ母子家庭の場合と比べますと、生活保護のほうが上回るということになります。以上であります。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 丁寧な説明ありがとうございました。

簡単に言えば、町長あれですね、いろんなケースがあると思うんですけども、私は一生懸命働いているけれども、働いている人が生活保護基準以下の賃金しか得られないというのは、やはり、それは不合理だと思うんですよ。そういう中で、だれをどうしろと言うのではなくて、そういう逆転現象というのはおかしいですね。一生懸命働いている人のほうが賃金が安くて、それで生活保護のほうが高いというのはおかしいですね。

せめて、だから、一生懸命働いている人がそれなりの生活ができるように、いろんなケースがあろうかと思えます。そして、今、いろんな場面言いましたけれども、その中には当然、保育園の保母さんもその中に含まれますよね。当然、これは保育料をいただいて、国からもいただいて、町からもつけて、それで出しているということもありますので、どれをどうしろということではありませんけれども、そういう不合理がないように、できるだけ町もそういうことがないように、今後努めて、意識して努めていってほしいということですので、よろしく願います。

ご理解いただけたでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ことはいいい年が来年は来るのかなと、つけで終わりそうであります。

そういった中におきましては、議員がおっしゃるように、頭に入れながら、いろんなことで柵を乗り越えていきたいというようにも思っております。よろしく願います。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言 〕

10 番（小池春雄君） それでは、来年は町にとってもよい年になるようご祈念申し上げまして、質問を終わります。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、小池春雄議員の一般質問が終わりました。
これをもちまして、本日の会議に予定されていた一般質問は全て終了しました。

散 会

議長（近藤 保君） 本日はこれをもって散会とします。
ご苦労さまでした。

午後 4 時 25 分散会

平成24年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成24年12月14日（金曜日）

議事日程 第3号

平成24年12月14日（金曜日）午前8時59分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（委員長報告・報告に対する質疑）
- 日程第 2 承認第 3号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第58号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第61号 吉岡町道路構造条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第10 議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）
(討論・表決)
- 日程第11 議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
(討論・表決)
- 日程第12 議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
(討論・表決)
- 日程第13 議案第68号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- (討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 1 5 同意第 3 号 吉岡町公平委員会委員の選任について
(討論・表決)
- 日程第 1 6 同意第 4 号 吉岡町公平委員会委員の選任について
(討論・表決)
- 日程第 1 7 請願・陳情審査報告 (委員長報告・同報告に対する質疑)
- 日程第 1 8 請願第 1 号 「米軍垂直離着陸輸送機 M V 2 2 オスプレイ及び米軍艦載機の吉岡町上空での飛行訓練禁止を求める意見書」の提出を求める請願
(討論・表決)
- 日程第 1 9 陳情第 8 号 「垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中止を求める意見書」採択に関する陳情
(討論・表決)
- 日程第 2 0 陳情第 9 号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情
(討論・表決)
- 日程第 2 1 陳情第 1 0 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情
(討論・表決)
- 日程第 2 2 発委第 1 号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 2 3 発委第 2 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 2 4 議会議員の派遣について
- 日程第 2 5 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 7 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 9 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 0 J R 仮称吉岡駅誘致特別委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	吉澤健二君
健康福祉課長	守田肇君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	大塚茂樹君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

開 議

午前 8 時 5 9 分開議

議 長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。平成 2 4 年第 4 回吉岡町議会定例会が最終日を迎えました。

連日、皆様には議会活動ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第 3 号により会議を進めます。

日程第 1 委員会議案審査報告

議 長（近藤 保君） 日程第 1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） それでは、総務常任委員会の審査報告をいたします。

総務常任委員会では、1 2 月 6 日開会の本会議において議長より付託された承認 1 件、議案 2 件、同意 2 件につきまして、1 2 月 7 日 9 時より委員会室において、全委員、議長、そして執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、事務局長及び室長出席のもと審査をいたしましたので、結果を報告します。

承認第 3 号 平成 2 4 年度吉岡町一般会計補正予算（第 3 号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについては、原案適正と認め、全会一致承認であります。

議案第 5 8 号 吉岡町税条例の一部を改正する条例については、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第 6 5 号 平成 2 4 年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）については、歳入歳出の順番で款ごとに慎重に審議した結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

同意第 3 号 吉岡町公平委員会委員、富岡秀規氏の選任については、原案適正と認め、全会一致同意であります。

同意第 4 号 吉岡町公平委員会委員、齋藤・夫氏の選任については、原案適正と認め、全会一致同意であります。

以上であります。

議 長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会齋木委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） 文教厚生常任委員会は、12月10日午前9時より委員会室で、委員全員出席のもと、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長、室長出席のもと開催いたしました。本会議で付託された議案2件を審査をいたしました。

まず、議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定は、全会一致可決でございます。

議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、これも全会一致可決でございます。

以上、報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会小林委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

産業建設常任委員長（小林一喜君） おはようございます。産業建設常任委員会の審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、12月11日午前9時より委員会室において、本議会開会日に議長より付託されました議案8件について、委員5名全員、議長、執行側より町長、副町長、所管課長、局長及び室長出席のもと審査を行いました。その結果を報告いたします。

議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定、これは公営住宅法が一部改正されたことに伴い、本条例を制定するものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第61号 吉岡町道路構造条例の制定、これは道路法が一部改正されたことに伴い、本条例を制定するものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定、これは道路法が一部改正されたことに伴い、本条例を制定するものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例、これは下水道法が一部改正さ

れたことに伴い、下水道の構造、維持管理基準を定めるためであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例、これは水道法が一部改正されたことに伴い、施設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定めるため、また水の安定供給と将来的な水事業の確保と収益的支出の減価償却費の増加と健全な水道事業経営を遂行するため、水道料金の改定を行うものであり、ことしの10月4日、町長からの諮問に対して、吉岡町水道事業の運営に係る調査研究懇談会より、料金改定は必要であるとの答申がございました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、原案適正と認め、全会一致、可決であります。

議案第68号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、審査の結果、原案適正と認め、全会一致、可決でございます。

議案第69号 平成24年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)、審査の結果、原案適正と認め、全会一致、可決であります。

以上、委員会審査報告といたします。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

{「なし」の声あり}

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。

これより、議案審議に入ります。

日程第2 承認第3号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)に係る専決処分 の報告と承認を求めることについて

議長(近藤 保君) 日程第2、承認第3号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

{「なし」の声あり}

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

承認第3号を委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第58号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第3、議案第58号 吉岡町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第59号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第60号 吉岡町町営住宅等整備基準条例の制定の件を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 吉岡町道路構造条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第61号 吉岡町道路構造条例の制定の件を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第62号 吉岡町道路標識条例の制定の件を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第63号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 私は、議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

景気低迷により国民所得が減り、年金生活者は年金が減り、あすの生活がますます厳しくなっている中での水道料金の値上げは、町民の生活をさらに苦しめるものとなります。こんなときこそ一般会計からの繰り入れを行い、町民の生活を守るべきというふうに思っております。

よって、本値上げ改正条例案に反対をするものであります。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

石倉議員。

〔 9 番 石倉 實君登壇 〕

9 番（石倉 實君） 賛成の立場から、賛成討論をさせていただきます。

議案第 6 4 号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

水道事業は、地方公営企業に属し、独立採算制による経営が基本とされているため、事業運営に必要な資金は水道料金を基本に賄われていることになっています。言い換えれば、水道料金により事業の運営が成り立っているわけでございます。利益を出すことが目的ではなく、黒字に当たる部分は水道事業の運営に必要な不可欠な上水道や水道管の整備など、建設改良事業の貴重な資金源となっています。

吉岡町水道事業の経営状況は大変厳しく、人口増の社会情勢に対応するため、必要に応じて実施した建設改良事業に伴う減価償却費が増加し、このことが平成 2 0 年度から 4 期連続で赤字につながっていると考えられています。

赤字部分は建設改良積立金の取り崩しによって、年々処分されているため、累積赤字を計上するには至っておりませんが、赤字が続く状況は建設改良事業のみならず、経営基盤そのものの悪化につながり、このことは資金不足に陥る大きな不安材料となっております。

また、石綿管の老朽のための更新も急務となっており、今後も継続して行う必要があります。第 4 次拡張計画に基づく上野原浄水場の更新も平成 2 7 年度に計画されているなど、水道事業を取り巻く環境は資金面からもより一層厳しくなることが想定されるところです。

このような背景から、町長の諮問機関である水道事業運営にかかわる調査研究懇談会に対し、今後の事業経営のあり方についての諮問がなされ、平成 2 4 年 2 月 2 7 日、7 月の 2 日、1 0 月の 4 日の 3 回にわたり会議が開催され、料金改定の必要性が審議されております。その答申内容は、料金改定は必要であり、適正な利潤を含んだ改定を行うこととあります。また、基本料金の部分は福祉的配慮も加えることになっています。

今回の水道料金の改正案については、水道使用者の方には負担を強いるものですが、安全で安心なおいしい水の安定供給に向けて、水道事業の経営基盤の強化及び健全経営を図るための答申内容に基づくものであり、福祉的配慮も考慮されているため、委員長の報告のとおり、産業建設委員会では賛成多数で可決です。議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 6 4 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔 賛成者起立 〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第65号 平成24年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第66号 平成24年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第66号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第67号 平成24年度吉岡町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第67号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第68号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第68号 平成24年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第69号 平成24年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第69号 平成24年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第69号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議長（近藤 保君） 日程第15、同意第3号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

同意第3号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議長（近藤 保君） 日程第16、同意第4号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

同意第4号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 17 請願・陳情審査報告

議長（近藤 保君） 日程第 17、請願・陳情審査報告を議題とします。

委員会審査報告を求めます。

総務常任委員会岸委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

総務常任委員会は、9月定例会で継続審査といたしました、請願第1号「米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の吉岡町上空での飛行訓練禁止を求める意見書」の提出を求める請願につきまして、平成24年10月17日3時から、また平成24年11月16日9時から委員会室において、全委員、議長の出席をいただき、審査をいたしました。

委員からは、オスプレイの配備及び飛行訓練は、日米安全保障条約に基づき行われる国の外交防衛政策上の問題ではないか。それから、オスプレイは垂直離着陸が可能、速度が速い、航続距離が長いという両者の利点を持ち合わせた航空機で、時代の変化に対応した新機種に入れかえではないか。

それから、安全関係につきましては、オスプレイは開発・試験段階から墜落事故を繰り返している欠陥機であるかどうか、これにつきましては、平成24年9月19日付、防衛省、外務省のMV22オスプレイの沖縄配備について、各概要の政府見解では、「さまざまな角度から安全性の各種検証を行った結果、機体の安全性には特段の問題もなく、MV22オスプレイが他の航空機と比べて特に危険と考える根拠を見出し得ない」とあります。そこで、安全性については我々に判断できるものでなく、専門の見解に任せるべきで、素人が危ないか危なくないかの判断はできないとの意見でございました。

それから、吉岡町上空がオスプレイの低空飛行訓練にあるかは、オスプレイの日本での運用に関する環境審査報告書の中に、群馬県上空をブルールートが通っておりますが、それによると、吉岡町上空は来ないんじゃないかというような意見がございました。

それから、米軍艦載機の低空飛行訓練につきましては、委員からこの米軍艦載機の飛行訓練は、これまた同様に安全性や騒音に配慮願いたいと。要望については、群馬県企画部地域政策課を通して政府に申し入れすることになっているというような意見がございました。

以上、採決した結果につきましては、全会一致、採択でありました。

以上です。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続いて、文教厚生常任委員会齋木委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） 陳情審査報告を行います。

委員会終了後、議案書の陳情について審議をいたしました。

まず、陳情第9号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情、これは全会一致、採択でございます。

陳情第10号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情は、いろんな意見が出たのですけれども、これは27年の3月まで交付金制度があるとか、あるいは介護職員以外にも拡充をするというようないろいろな議論が出ましたが、賛成多数で採択でございます。

以上、報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今その、ちょっと冒頭の委員長が、「委員会終了後」というふうに聞こえたのですけれども、委員会終了後審議を行い……。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） 委員会の審議が終了後、議案審議が終了後という意味です。議案審議終了後と、そういう意味です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。

日程第18 請願第1号 「米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の吉岡町上空での飛行訓練禁止を求める意見書」の提出を求める請願

議長（近藤 保君） 日程第18、請願第1号 「米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の吉岡町上空での飛行訓練禁止を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） ただいま上程をされております請願1号につきまして、賛成の立場から賛成討論をするものであります。

先ほど総務委員長から全会一致でこれが反対だという意見を聞いて私は驚いているのですけれども、今回のこの請願というものは、要はこのオスプレイは大変危険だというふうに言われておられて、また日米地位協定の中でも、日本の日米地位協定の中では、日本の自衛隊が使う基地はそのまま使えるというふうになっております。そうしますと、当然のことながら、相馬原のヘリ旅団というものは、ヘリコプター旅団でありますから、ここに来るといふことは、これはもう明らかだというふうになっております。

そして、これが問題だといふのは、何といたってもこのアメリカのオスプレイ、これは低空飛行というものが一番の問題なのです。高いところを飛ばせば、敵のレーダーに引っかかりますから、当然低いところを通るのが当たり前のことです。低いところを飛ばれば、それは騒音問題であるとか墜落の事故があります。ましてやこの吉岡上空といふのは、一定の高さで来たものが水平飛行から、今度は離陸のために垂直におりてくるという、各度を変える一番危険なところに差しかかるわけでありまして、そういうことによりまして、吉岡町の上空が大変危険なところにあると。

そういうことで、吉岡町の町民の生命と財産、安心・安全な生活を守る立場から、吉岡上空でのオスプレイの飛行訓練、これの低空飛行訓練をぜひ禁止してほしいという請願でありますから、私は至極常識的なものだといふふうに思っております。これについては群馬県知事も安全が確認できない以上、反対だという立場を表明していることは皆さんもご存じだといふふうに思います。

私は、多くの町民がやはり、皆さんも記憶にあるかと思えますけれども、これは横浜でしたか、米軍機が墜落をしてお母さんが亡くなって、そして子供も亡くなったのですけれども、お母さんはその子供が亡くなったことも知らずに大変大きなやけどをして、また最後にお母さんも亡くなるのですけれども、そういう悲しい事件もありました。そういうことは決して二度と繰り返してはならない。

そして、また沖縄でも大きな反対の声が上がっております。10万人集会が開かれまして、そして多くの人たちがそこに参加をして、オスプレイについては配備反対だといふこ

とを言っております。これが決して沖縄だけの問題ではなく、このブルールートというのは、群馬県上空を飛ぶというふうにされております。飛ぶという地域では大きな懸念が持たれていることは皆さんもご承知だというふうに思っております。

以上申し上げましたけれども、私は吉岡の上空での低空飛行訓練、これを禁止を求める請願、これについて反対だというその委員会の決定、結論には理解できないのですけれども、私はこの陳情書にあるように、この低空飛行訓練禁止を求める請願に賛成をするものであります。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

山畑議員。

〔 5 番 山畑祐男君登壇 〕

5 番（山畑祐男君） 5 番山畑です。2012年8月30日提出の請願第1号につきまして、採択することに反対の立場で意見を述べます。

米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の吉岡上空での飛行訓練禁止を求める意見書の提出を求める請願につきまして、同請願の要旨によりますと、陸上自衛隊相馬原駐屯地がオスプレイの低空飛行訓練に使用されることが予想されるということです。相馬原駐屯地は、政府の発表では訓練コースの対象外となっています。

また、通称オスプレイは墜落事故を繰り返している欠陥機との指摘ですが、日本国内の訓練開始から約3カ月が経過しております現在、機体のトラブルの事実は確認できておりません。オスプレイの安全性については日本政府が安全であると確認しております。さらに、吉岡町上空での米軍艦載機の飛行訓練での騒音に対しては、群馬県知事により米軍に要望を出しておりますが、日米の関係は高度な政治判断が必要と思われます。なお、吉岡町上空でのオスプレイによる騒音の増大につきましては、飛行訓練区域ではないので、その心配はないと確信しております。

日本政府が安全を確認している現在、また先ほどの総務常任委員長報告のとおり、請願の採択に反対であります。各議員皆様のご理解とご賛同をお願いし、反対の討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号 「米軍離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の吉岡町上空での飛行訓練禁止を求める意見書」の提出を求める請願を採択とすることに賛成の方は起立願

います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第19 陳情第8号 「垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中止を求める意見書」採択に関する陳情

議長（近藤 保君） 日程第19、陳情第8号 「垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中止を求める意見書」採択に関する陳情を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「議長、ちょっとよろしいですか」の声あり）はい。（「この陳情8号につきましては、先ほどの委員長報告に出してありません」の声あり）

総務常任委員会岸委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

総務常任委員会では、9月定例会で継続審査といたしました陳情第8号 「垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中止を求める意見書」採択に関する陳情につきまして、平成24年10月17日午後3時から、また平成24年11月16日午前9時から委員会室において、全委員、議長の出席をいただき、審査をいたしました。

委員からは、垂直離着陸機MV22オスプレイは現在、沖縄普天間基地に配備されていること、また処理に当たっては請願第1号と同様に処理すべきとの意見がありました。

採択した結果は、全会一致、不採択であります。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第8号 「垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中止を求める意見書」採択に対する陳情を採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立少数。

よって、陳情第8号は不採択とすることに決定しました。

日程第20 陳情第9号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を
求める陳情

議長（近藤 保君） 日程第20、陳情第9号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第9号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、陳情第9号を採択することに決定しました。

日程第21 陳情第10号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情

議長（近藤 保君） 日程第21、陳情第10号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

平形議員。

〔4番 平形 薫君登壇〕

4番（平形 薫君） 4番平形です。陳情第10号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情の採択に反対の立場から討論を行います。

陳情項目 には、介護職員処遇改善交付金を2015年4月1日以降も継続することとあり、介護職員の処遇改善の取り組みの経緯や背景が陳情趣旨に記載されています。

しかしながら、陳情項目 にある、この交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大することについては、陳情趣旨に記載が見当たりません。介護職員以外の職種とは、具体的に何を言っているのか、またその規模はどの程度なのかを考えたとき、交付金はどの程度ふえるのか、おおよそ検討もつきません。

明瞭な陳情趣旨に沿った陳情項目ではなく、安易に採択することに反対です。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

宇都宮議員。

〔 7 番 宇都宮敬三君登壇 〕

7 番（宇都宮敬三君） 7 番宇都宮です。賛成討論をいたしたいと思います。

陳情第 10 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情についてでございますが、先ほど委員長が、委員会では賛成多数で採決と発表されました。私は賛成の立場から討論いたします。

介護職員処遇改善の加算制度が 2015 年 4 月以降は継続されるか不透明とのことであります。これからますます超高齢化社会を迎えるに当たって、介護を担う介護職員が労働に対して低賃金である等の理由で離職者が多く、介護職の人材確保は必須ではないかと私は思います。安全・安心の介護を求めるため、この陳情の趣旨に対して賛成をいたします。

先ほど平形議員が の介護職員以外の職種とありますが、私もちょっと疑問を持ったのですけれども、大きく解釈して、まあこれに関係する方かなと思って、私は賛成をいたしました。議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。よろしくをお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかに討論ありませんか。

小池議員。

〔 10 番 小池春雄君登壇 〕

10 番（小池春雄君） 私は、陳情第 10 号に賛成の立場で討論を行いたいというふうに思っております。

介護保険制度ができておりますけれども、制度はあるけれども、なかなか介護の実態が伴わないというふうに聞いております。ますます高齢化社会が進む中で、介護職員がやめる人が多くて、なかなかこの職につく人が少ないというふうに言われております。これはなぜかといいますと、仕事の内容に対しまして、なかなかその仕事が厳しくてやめていってしまうというふうに言われております。これは明らかに介護職員の給与が低いというふうに言われております。そういう意味からしまして、介護職員の処遇改善というのは待たなしの問題だというふうに思っております。介護職員の処遇改善があって、そして介護職員が十分に配置をされて初めてその中での介護制度というものができるというふうに考えております。年々介護保険料は値上げされますけれども、利用するに足りるだけの職員がいなくて、また施設も整っていないというのが今の実態であります。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第10号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情を採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、陳情第10号は採択することに決定しました。

日程第22 発委第1号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書

議長（近藤 保君） 日程第22、発委第1号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員会、齋木委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君）

発委第1号

平成24年12月10日

吉岡町議会議長 近藤 保 様

提出者 文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦

安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

提出の理由

「医療崩壊」「介護崩壊」を食いとめ、安全・安心の医療・介護を実現するため看護師等の夜勤労働者の大幅増員を求めるためでございます。

朗読をもって提案にかえさせていただきます。

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくし

て、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

全国各地で大問題となっている「医療崩壊」「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医療崩壊」「介護崩壊」を食いとめ、安全・安心の医療・介護を実現するためには、看護師などの夜勤・交代制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善を初めとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国（群馬県）に要望します。

- 1．看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とし、労働環境を改善すること。
- 2．医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月14日

内閣総理大臣 野田 佳彦

厚生労働大臣 三井 辨雄

財務大臣 城島 光力

文部科学大臣 田中眞紀子

総務大臣 樽床 伸二

群馬県知事 大沢 正明 様

群馬県北群馬郡吉岡町議会 議長 近藤 保

以上です。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第23 発委第2号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書

議長（近藤 保君） 日程第23、発委第2号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員会、齋木委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君）

発委第2号

吉岡町議会議長 近藤 保 様

提出者 文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦

介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出の理由

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、事業者は介護職員の確保に苦慮していることから人材確保を図ることを求めるためでございます。

朗読をもって提案にかえさせていただきます。

介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況です。超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」を食いとめ、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保に向け、賃金改善などの処遇改善は不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態があります。

政府公約である介護職員の4万円の賃上げからも、介護処遇改善加算は、廃止でなく、継続し拡充させることが求められます。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国（群馬県）に要望します。

介護職員処遇改善交付金を2015年4月1日以降も継続すること。

介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月14日

内閣総理大臣 野田 佳彦

厚生労働大臣 三井 辨雄

財務大臣 城島 光力

文部科学大臣 田中眞紀子

総務大臣 樽床 伸二

群馬県知事 大沢 正明 様

群馬県北群馬郡吉岡町議会 議長 近藤 保

以上でございます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

平形議員。

〔4番 平形 薫君登壇〕

4番（平形 薫君） 4番平形です。ただいまの介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書発委について、反対の立場から討論を行います。

発委の には、介護職員処遇改善加算、これの、2015年4月1日以降も継続することとあり、介護職員の処遇改善の取り組みの経緯や背景が発委趣旨に記載されています。

この点についてはうなずけるものがあります。

しかし、発委の にある、介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大するということにつきましては、趣旨に説明がありません。介護職員以外の職種とは具体的に何を言っているのか、またその規模はどの程度なのか、これを考えたとき、交付金というものがどの程度ふえるのか、およそ検討もつきません。我々はこれらについ

て説明する責務を負うものというふうに私は考えます。

明瞭な発委趣旨に沿った発委ではなく、安易に発委とすることには反対です。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかに討論ありませんか。

宇都宮議員。

〔 7 番 宇都宮敬三君登壇 〕

7 番（宇都宮敬三君） 7 番宇都宮です。賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほども賛成討論をさせていただいたのですけれども、確かに平形議員おっしゃるとおり、の介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大するとありました。私もこの点につきましてはちょっと不明な点はございますけれども、全体のこの介護職員が、仕事のきつさ、あるいはまたほかの職種から比べて賃金が安いという、こういう話を聞いております。

実は私も、めいっこれが私の田舎のほうでやっていますけれども、そういうことで苦労していることを私は聞いております。それに関係する職員も大変なのだという、そういう話を聞いておる関係上、介護職員以外の職種にもとありますけれども、これはその人たちも一緒にこういう加算制度の継続を続けていただいて、皆さんが安全・安心の介護を実現していただくように、人材確保を図っていただきたい、このようなことから、私は賛成をいたしたいと思えます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

発委第 2 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、発委第 2 号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は 10 時 30 分といたします。

午前 10 時 03 分休憩

午前 10 時 26 分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 24 議会議員の派遣について

議長（近藤 保君） 日程第 24、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員派遣することに決しました。

日程第25 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第27 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第25、26、27、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題にします。

採決はそれぞれ分離して行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

日程第25、26、27、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務のうち、吉岡町会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これより、申し出3件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出について、お諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出について、お諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出について、お諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

日程第29 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第29、予算決算特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

予算決算特別委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

日程第30 JR仮称吉岡駅誘致特別委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第30、JR仮称吉岡駅誘致特別委員会の閉会中の継続調査について

を議題とします。

J R仮称吉岡駅誘致特別委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

町長挨拶

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成24年第4回定例会の日程を全て終了しました。閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本議会におきまして、上程いたしました承認、議案、同意の全ての議案が承認、可決、同意をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

衆議院選挙もいよいよ16日の日曜日が投票日となります。どのような結果になるかわかりませんが、いずれにせよ、国内外ともに厳しい情勢になることは避けられないと思っております。

寒さも本格的に厳しくなり、慌ただしい年の瀬を迎えるに当たりますが、どうか皆様方におかれましては、健康には十二分に留意をした上で、ご活躍をいただきますようお願い申し上げます。そして、議員皆様におかれましては、また吉岡町にとりまして、明るい新年を迎えられることができるようにご祈念申し上げて、閉会に当たりましての挨拶にさせていただきます。

大変1年間お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成24年第4回吉岡町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午前10時32分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 平 形 薫

吉岡町議会議員 山 畑 祐 男